

令和4年第2回蟹江町議会定例会会議録

招 集 年 月 日	令和4年6月15日（水）			
招 集 の 場 所	蟹江町役場 議事堂			
開 会 （ 開 議 ）	6月15日 午前9時00分宣告（第2日）			
応 招 議 員	1番	山 岸 美登利	2番	三 浦 知 将
	4番	水 野 智 見	5番	板 倉 浩 幸
	6番	黒 川 勝 好	7番	伊 藤 俊 一
	8番	飯 田 雅 広	9番	中 村 英 子
	10番	佐 藤 茂	11番	吉 田 正 昭
	12番	奥 田 信 宏	13番	安 藤 洋 一
	14番	高 阪 康 彦		
不 応 招 議 員	3番	石 原 裕 介		

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	常特別勤職	町長	横江 淳一	副町長	加藤 正人
	政推進策室	室長	黒川 静一	ふるさと振興課長	北條 寿文
		政策推進課長	丹羽 修治		
	総務部	部長	浅野 幸司	次長兼 税務課長	鈴木 孝治
		安心安全課長	綾部 健	総務課長	藤下 真人
	民生部	部長	寺西 孝	次長兼 子ども課長	舘林 久美
		住民課長	戸谷 政司	環境課長	石原 己樹
		介護支援課長	後藤 雅幸	健康推進課長	小澤 有加
	産建設業部	部長	肥尾建一郎	次長兼 まちづくり推進課長	福谷 光芳
		土木農政課長	東方 俊樹		
	上下水道部	次長兼 水道課長	伊藤 和光		
	消防本部	消防長	黒川 康治		
	教育委員会事務局	教育長	服部 英生	次長兼 教育課長	鈴木 敬
		給食センター所長	寺本 章人	生涯学習課長	佐々木淑江
本会議に職務のため出席した者の職氏名	議事務会局	局長	小島 昌己	書記	萩野 み代
議事日程	議長は、次のとおり議事日程を配付した。 (会議規則第21条)				

日程第1 一般質問

番号	質問者	質問事項
1	三浦知将	これまでのまちづくりに関する過去の経緯と今後の展望について……………59
2	伊藤俊一	あま市と蟹江町を結ぶ交通アクセスを問う……………66
3	高阪康彦	町は佐藤化学跡地の有効利用を考えよ……………77
4	山岸美登利	困難な問題を抱える女性の支援について……………88
5	安藤洋一	町を歩いて気づいた事……………98
6	水野智見	近鉄蟹江駅南地区まちづくりの進め方…………… 108
7	板倉浩幸	物価高騰からくらしと営業を守る支援について…………… 122
8	飯田雅広	インボイス制度が蟹江町に与える影響について…………… 136

○議長 佐藤 茂君

皆さん、おはようございます。

令和4年第2回蟹江町議会定例会継続会を開催いたしましたところ、定刻までにご参集いただきまして、誠にありがとうございます。

連日、皆様には新型コロナウイルス感染症対策にご協力いただいておりますこと、感謝申し上げます。

本日は、一般質問での議員の交代時や職員の入替えの際には暫時休憩とし、消毒の措置を取らせていただきますので、皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

議会広報編集委員長から、広報掲載用の写真を撮影したい旨の申し出がありましたので、一般質問される議員の皆さんは、昼の休憩中、本会議場にて写真撮影を行いますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

また、西尾張シーエーティーヴィ株式会社から、本日及び明日の撮影放映許可願の届け出がありましたので、議会傍聴規則第4条の規定により許可をいたしました。

議員の皆さんにお願いがございます。本日、申請に基づき、出席議員へのタブレットの持ち込みを許可しております。議員の皆様は、傍聴人の方々に誤解を与えない利用形態としていただきますよう、よろしくお願いいたします。

傍聴される皆様にもお願いがございます。議事を円滑に進行させるため、通信機器をお持ちの方は電源をお切りいただくか、設定をマナーモードにさせていただきますよう、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

議員のタブレット及び理事者の皆様のお手元に、伊藤俊一議員、高阪康彦議員、安藤洋一議員から提出されました、本日の一般質問の際の参考資料を配付しておりますので、よろしくお願いいたします。

一般質問される議員の皆様、答弁される理事者の皆様に、議長と広報編集委員長からお願いがあります。一般質問を行った後、議場で読み上げた質問書及び答弁書の原稿の写しを事務局へご提出いただき、広報及び会議録の作成にご協力のほどよろしくお願いいたします。

本日、既にお気づきかと思いますが、今議会から議場内にモニターを設置させていただきました。議場内の方はもとより、自宅にてケーブルテレビにより、議会を傍聴される方々にも、質問時に提示される資料などをできるだけ分かりやすくご覧いただけるようにいたしました。議員、理事者の皆様にも積極的に機器を活用していただき、より開かれた議会を目指していただきますよう、よろしくお願いいたします。

石原裕介議員より欠席したい旨の申し出がありましたので、許可いたしました。それと、伊藤俊一議員、黒川勝好議員が、午前中、中座したい旨の申し出がありましたので、これも許可いたしました。

ただいまの出席議員は13名です。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は配付のとおりであります。

日程第1 「一般質問」を行います。

順次発言を許可いたします。

質問1番 三浦知将君の「これまでのまちづくりに関する過去の経緯と今後の展望について」を許可いたします。

三浦知将君、質問席へお願いします。

○2番 三浦知将君

2番 三浦知将でございます。

議長の許可をいただきましたので、これから通告書に従って質問させていただきます。理事者の皆様、本日もよろしく申し上げます。

150年ほど前に、日本に初めて鉄道が開通し、それに伴い、各地域に次々と駅が開設され、鉄道は日本の発展に大きな役割を果たしてきました。鉄道沿線上の蟹江は、名古屋とのアクセスはよく、利便性を求めて駅周辺に多くの人が集まり、町が発展してきた要因の一つとしても考えられます。

今般、蟹江町には、JR蟹江駅、近鉄蟹江駅、富吉駅、3つの駅が存在し、それぞれの駅に特徴があると思いますが、蟹江町のまちづくりに大きな影響を与えてきたことには間違いはないと思います。

しかし、昨今の諸事情により、在宅勤務や外出を控える方も増え、鉄道利用者も減少し、鉄道会社や駅周辺のこれからの在り方が変わっていくのかもしれないとも感じます。もしかしたら、新たに考える機会を与えられたのかもしれないかもしれません。蟹江町としては、住民のためにも町を成長させ続けなければなりませんので、これからも駅を中心に、時代に合わせたまちづくりを考え、地域の活性化につなげていかなければならないと考えています。

そして、現在、富吉南の市街化整備の事業が進行していると思いますが、近鉄蟹江駅周辺の整備についても徐々に住民の方々の関心が高まりつつあると感じております。近鉄蟹江駅南側、宝地区の市街化については、過去に市街化への動きがあったにもかかわらず、なかなか進まず、今日まで至っているということも、これまでの町長や担当部署からの議会での答弁で伺っておりまして、当時としてはやむを得ない事情があったことも理解しております。

私も議員になりまして、住民の方々から過去の経緯の話もいろいろと耳にし、経緯を全く知らない住民の方々からは、様々な質問をされ、なぜ進まないんだという厳しい意見も多く寄せられております。私自身も過去の経緯についてはよく分からないこともございます。過去の経緯を整理し、これからのまちづくりのため、そして皆様に知っていただくためにも、この場をお借りして質問をさせていただきます。

近鉄名古屋線の南側の宝地区や舟入地区は、駅から近いにもかかわらず、現在も市街化調整区域のままになっている理由は、過去、どのような経緯から現在に至っているかを知る必

要があります。過疎化が進む舟入地区の住民の中には、そのうち下水道整備が始まるであろうと思っている方もいまして、市街化調整区域がどのようなものか理解されていないようでした。やはり、一般の住民の方は、市街化整備の利点や市街化調整区域の制約をあまり理解していないと感じています。先ほども申し上げましたが、なぜ市街化区域が進まないのか聞かれることもありますし、そもそも何も知らない住民の方々もいます。町長も商工会青年部として、宝地区の問題にいろいろ取り組まれたかと思いますが、ここでちょっと質問させていただきます。

なぜ、その取り組みが駄目になったのか、なぜ、進まなかったのか、質問させていただきます。よろしくをお願いします。

○産業建設部次長兼まちづくり推進課長 福谷光芳君

それでは、ただいまのご質問、近鉄蟹江駅の南地区のまちづくりが進まなかったのはなぜかということに対してご答弁させていただきます。

過去には、近鉄南地区の構想としましては、まず昭和62年10月に蟹江町新市街地整備計画というものが策定されました。この計画の中身としましては、近鉄蟹江駅を中心に商業系の土地利用を配置し、その周りに低層住宅地を誘導するような計画がございました。

その後、平成4年3月には、この計画を基に、近鉄蟹江駅南街づくり構想というものが策定され、土地区画整理事業によるまちづくりを検討していく構想を策定しております。この構想により、地権者の方と協議を行わせていただいたんですが、行政側から提案をさせていただいたこの構想に対しましては、当時の地権者には現状の土地利用で不利益がないことなどから、減歩等のある土地区画整理事業には理解が得られず、実現に至らなかったものと考えられます。

以上でございます。

○2番 三浦知将君

そのような過去の経緯から市街化が進まなかったということで、そうなんですけれども、蟹江の将来を考えると、宝地区の市街化の必要性はあると思います。こちらに関しては、どのようにお考えになっているのでしょうか、よろしくをお願いします。

○産業建設部次長兼まちづくり推進課長 福谷光芳君

先ほど議員のお話にもありましたが、蟹江町内には、近鉄蟹江駅、富吉駅、JR蟹江駅という3つの駅がございまして、この中の近鉄蟹江駅は、乗降客の数が3つの中では最も多い数となっております。また蟹江町の玄関口でもあります。そういったことから、北側だけではなく、南側の宝地区についても、まちづくりを推進するには適した地域ではあると考えておりますが、ただ、市街化編入をするということだけを目的にするのではなく、この地区にふさわしいまちづくりの手法について検討する必要があると考えております。

以上でございます。

○2番 三浦知将君

ありがとうございます。

それでは、前向きに検討していただいているということで解釈させていただきます。

それでは、市街化整備などのまちづくりは、10年単位ともいえる長い時間を要する事業であります。取りかかりが遅れば遅れるほど蟹江町の発展は遅れ、場合によっては時流に乗ることができず、絶好の機会を失うことになるかもしれません。

市街化整備において、住民の合意が必要だということは分かっております。そもそも市街化を望む住民の中には、現状何をすればよいか、何を行動すればよいか、分からないという方々もいます。さらには、分からないから諦めている方々もいると思います。

こちらの住民の合意に関して、蟹江町側から積極的に住民に市街化の必要性を訴えることも必要だと思いますが、そのあたりはどのようにお考えでしょうか、よろしく申し上げます。

○産業建設部次長兼まちづくり推進課長 福谷光芳君

それでは、ただいまの質問にお答えさせていただきます。

まちづくりを推進するには、その必要性を地域住民や地権者の方々に認識をしていただき、その方々の意向を踏まえながら、計画的な推進を図る必要がございます。

そのため、地元が主体となって合意形成を高めていただき、必要性が高まれば、町としましても一緒になってまちづくりを推進していきたいと考えております。

その際には、まちづくりは、先ほど申し上げましたように、市街化編入をするということだけが目的ではございませんので、地区としてどうしていくべきか、将来の町のビジョンを地権者の方々と一緒に検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○2番 三浦知将君

ありがとうございます。

それでは、これからどのようにしていくか、住民との対話や説明を積極的にやっていただきたいと思っております。住民の中には、蟹江町の発展のためなら何でも協力していただける方々もいます。そのような方々の声もしっかりと受け止めていただき、協力しながら、行政としても住民以上の熱意を持って取り組んでいただきたいです。困難な事業であることは重々承知しておりますが、困難だからこそ、絶対にやり遂げるという熱意を持って、この事業に取り組んでいただきますようお願いいたします。

昨年の議会では、近鉄蟹江駅の整備計画はないという答弁が担当部署からありましたが、令和元年度に行われました第6回蟹江町総合交通戦略推進協議会の議事要旨に、近鉄側から、出席委員の意見に対して、駅の利便性向上や踏切の安全性に関する期待が大変高いと再認識した。特に駅前広場等については、鉄道事業者だけではどうにかできるものではないので、今後蟹江町が調査、計画策定を進める際には、鉄道業者として協力していきたいと考えてい

ます。この言葉を、蟹江町としてはどのように捉えているのでしょうか、お願いします。

○産業建設部次長兼まちづくり推進課長 福谷光芳君

それでは、お答えさせていただきます。

近鉄蟹江駅の南地区のまちづくりを進めるにあたりましては、やはり蟹江駅への南側からの駅へのアクセスというものが課題であると考えております。具体的にまちづくりをこれから進めていくようなことになりましたら、近鉄とも協力しながら対策を検討していきたいと思っております。

以上でございます。

○2番 三浦知将君

答弁ありがとうございます。

なかなかこの件も難しい問題だとは思いますが、議論や検討はやめずに継続させていかなければならないと思います。今は近鉄さんも大変厳しい状況ではあると思いますが、ぜひ近鉄蟹江駅周辺整備については、共に議論していただきますようお願いいたします。近鉄側に駅整備のメリットがある計画を、蟹江町として示すことが重要であると思います。近鉄さんも民間企業なので、メリットを見いだすことがあれば、必ず協力してくれると考えています。それでは、次に移ります。

平成22年から25年にかけて、学区検討委員会が設置され、蟹江小学校、舟入小学校、新蟹江小学校の学区の見直しを行うことと、市街化調整区域を図ることが提案されました。こちらに関して、現在はどのようになっているのでしょうか、お願いします。

○教育部次長兼教育課長 鈴木 敬君

それでは、ただいまのご質問、学区の見直しの現状についてお答えさせていただきます。

蟹江町行政改革プランにおいて、小学校の統廃合が検討項目として掲げられたことや、舟入小学校の児童数が100名を切ったことがきっかけとなり、小学児童及び中学生徒の入学すべき学校の通学区制度について、調査研究することを目的としまして、平成22年6月に蟹江町学区検討委員会が設置されました。教職員、保護者、地域の代表や学識経験者など13名で構成され、平成23年度におきましては保護者アンケートを、また平成25年度におきましては地域住民アンケートを実施し、それらを基に、平成26年3月に蟹江町教育委員会に対しまして具申を行っていただきました。

蟹江町教育員会は、それを受けまして、平成26年10月1日付で、蟹江町長と舟入地区の囑託員に対しまして、舟入地区の人口増に向けてという要望書を提出し、現在に至っております。

任期が2年であります学区検討委員会は、その後の設置はありません。また、教育委員会としましては、現在舟入小学校の児童数に傾注しているところであります。

以上でございます。



○2番 三浦知将君

ありがとうございます。

この学区検討委員会なんですけれども、4年もかけて議論してきたと思いますので、宝地区の市街化のためにも、その議論の結果を生かしていただきますようお願いいたします。もしかしたら、タウンミーティングでまた復活という方法も一つの手だと思いますので、そちらもご検討のほど、よろしくお願ひします。

話は変わりますが、富吉南の市街化事業が進められていると思いますが、希望の丘の利用に関して、愛知大学と賃貸借契約がされていると聞いております。こちらの現在の愛知大学との契約はどのようなものになっているのでしょうか。具体的に教えてもらえれば幸いです。

○生涯学習課長 佐々木淑江君

それでは、ただいまの質問についてお答えをいたします。

蟹江町と愛知大学とは、平成25年に土地賃貸借契約を結び、平成30年に更新し、現在に至っております。その更新期間は、平成31年1月1日から平成35年、令和5年12月31日までとなっております。対象面積につきましては、希望の丘広場の東側部分、2万7,199.36平方メートルとなり、貸し付けの収入につきましては、令和3年度分は742万3,284円となっております。

以上であります。

○2番 三浦知将君

それでは、来年の令和5年12月31日で賃貸借契約が切れるということですね。

ちなみになんですけれども、こちらの現状の希望の丘、こちらは地域の活性化に寄与している、そのようにお考えはありますでしょうか、お願ひします。

○生涯学習課長 佐々木淑江君

それでは、お答えさせていただきます。

現在、希望の丘広場は、防災、教育の施設として、また健康づくりの場所としてご利用されております。

当施設は、災害時には地域の方の緊急避難所として、丘の部分に約500人の避難が可能であり、管理棟内には、約600の水や食料をはじめ、災害時には必要な物品を整え、地域の方が安心して避難していただける施設であります。

また、地域のお祭りや行事の会場として、近郊の新蟹江小学校からは、防災学習の場としても活用していただいております。

さらに、フットサル場やバーベキュー場についても、利用者数は増加傾向にあり、徐々にではありますが、地域の皆様はじめ、町内外の方に認識されつつあります。引き続き皆様の集いの場となるよう、努めてまいりたいと思っております。

以上です。

○2番 三浦知将君

ありがとうございます。

福祉的にといいますか、地域のためになっているということは分かりました。

さらになんですけれども、この希望の丘に関して、富吉の経済活性化についてはどのように寄与しているのでしょうか、お願いします。

○産業建設部次長兼まちづくり推進課長 福谷光芳君

それでは、ただいまの質問にお答えをさせていただきます。

先ほどの答弁のほうにもありましたが、まず希望の丘というものは防災、教育施設、また健康づくりの場所ではございます。私のほうからは、希望の丘ではありませんが、希望の丘の北側で、今、区画整理のほうが予定をされておりますので、その区域の中で希望の丘の利用者ですとか、愛知大学のグラウンドを利用する学生さんたちにも利用していただけるような施設の整備も視野に入れて考えていきたいと考えております。

以上でございます。

○2番 三浦知将君

では、そちらのほど、いろいろとよろしくお願いします。

あと、かつて蟹江高校跡地を利用して、地域の活性化につなげようという、蟹江高校跡地利用の未来を考え実践する会という会が設けられ、検討されたことがあると思います。その際に、検討された結果がどのように現在に反映されて、生かされているのでしょうか、お願いいたします。

○政策推進課長 丹羽修治君

ただいま三浦議員からご質問ありましたことについてお答えさせていただきます。

当時、地元住民、蟹高OB、各種団体などで組織する蟹江高校跡地利用の未来を考え実践する会が実施したアンケート調査によれば、跡地の利用方法として一番多かったものが、文化・教育施設、次に、健康増進施設、さらに、福祉・厚生施設、環境・防災施設などでした。

実践する会から提言書が提出された以降、住民の意向を踏まえるべく検討を重ね、蟹江町に足りない文化・教育施設、生涯学習施設、学校法人などの充実を図り、既存の教育環境を十分に生かすことが最良であると考え、愛知県に蟹江高等学校の廃校跡地利用に関する要望書を提出したと認識しております。

その後、県から無償貸与で町が利用する中、蟹江高校跡地が町のまちづくりにとって必要不可欠であると判断し、土地を取得、現在蟹江高校跡地である希望の丘広場は、世代を問わず、くつろげる憩いの場としてだけでなく、愛知大学名古屋校舎蟹江グラウンドは、住民と学生との交流が生まれる教育施設として、フットサルコートやバーベキュー場などは、仲間や家族でくつろげる、楽しめる生涯学習施設として、また希望の丘や管理棟は、一時避難場所として地域の防災訓練や地域の盆踊り会場として利用されております。

以上でございます。

○2番 三浦知将君

ありがとうございます。

現在の利用のされ方に関しては、そのように認識しました。

また、来年、令和5年12月31日で契約が切れるということですね。契約を更新する際は、また話し合いができる場、そのような場を設けていただくようお願いいたします。

また、希望の丘周辺の市街化事業が進んでいますが、その計画で希望の丘はどのような施設としてこれから活用されるご予定でしょうか、もしくは現状のままなのでしょうか。富吉南を住環境にすると考えた場合、少々懸念されることがあります。例えば宝四丁目のフットサルのグラウンドで住民とのトラブルが発生していると聞いております。そのあたりはいかがでしょうか、お願いいたします。

○生涯学習課長 佐々木淑江君

それでは、ただいまの質問にお答えさせていただきます。

まず初めに、宝四丁目のフットサル場に関するトラブルについては聞いております。希望の丘広場にも、照明設備が整備されたフットサルコートはございますが、今現在、トラブルは生じておりません。引き続き適正な管理運営に努めてまいります。

また、この先、施設周辺の開発が進められていく際には、変わりゆく地域のニーズや住環境に配慮した管理運営を行う必要があると考えております。

以上です。

○2番 三浦知将君

ありがとうございます。

私も以前にも申し上げたんですが、富吉南の市街化については大賛成です。なんですけれども、もし住宅地として整備するということをお考えなのであれば、一度立ち止まって、少し時間をかけて検討すべきだと思います。これから住民との合意に向けていろいろやられるかと思いますが、よろしくお願いいたします。

そして、JR蟹江駅も、近鉄蟹江駅も、富吉駅も、その周辺地域はまちづくりにおいてキーポイントになってくると思います。時代の変化とともにまちづくりは変わっていきます。特に変化が激しい時代なので、将来を完璧に予想することは困難だと思います。それでも、考えていかなければならないのが行政の使命だと思います。

余談なんですけど、昨日なんですけれども、舟入保育園は加配がないと保育園には預けられないので、奥さんの仕事が遅れて大変だという話を受けました。こうした保育園に預けられないことで困っている町民の方もいらっしゃると思います。ほかにも、声を上げられない人たちもいるかもしれないです。全てのお困り事を解決することは至難だと思いますが、やはり蟹江町としては、全町民の幸福を目指し、追求し、子育て世代も住みやすいまちとして、地域特

性を生かしたまちづくりを考えていただきたいです。

私からの質問は以上となります。

○議長 佐藤 茂君

以上で、三浦知将君の質問を終わります。

ここで、生涯学習課長、政策推進課長の退席と、ふるさと振興課長、土木農政課長の入場を許可いたします。

暫時休憩いたします。

(午前9時30分)

○議長 佐藤 茂君

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前9時34分)

○議長 佐藤 茂君

質問2番 伊藤俊一君の「あま市と蟹江町を結ぶ交通アクセスを問う」を許可いたします。伊藤俊一君、質問席へお願いします。

○7番 伊藤俊一君

おはようございます。

7番 伊藤俊一でございます。

今日は、映像を配信しながらということ、初めての試みでありますけれども、いろいろと戸惑いがあるかと思いますが、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

あま市と蟹江町を結ぶ交通アクセス、こういった問題に対して質問をさせていただきます。

私にとりまして、初めての画像配信でございますけれども、先ほど申し上げましたように、初めての試みであります。どうかご理解のほどをよろしくお願い申し上げます。

私が蟹江町議会議員にさせていただいて、早いものでもう既に28年目ということになるわけでございます。私の思いの公約でもあります、この東郊線、都市計画道路で七宝蟹江線と言っている、またこの今須成線、これにつきましても、県道須成七宝稻沢線、須成4丁目で交差をいたします、ここですね、この矢印の方向に向けて、今須成線と言いまして、こちらにもう少し南へ行きますと、JRの線路にぶち当たるということでございますけれども、このところの高架、これが遅々として進まない。今須成線の今の画面、この状態にするまでも相当な年月がかかりまして、整備を何とか行政のお力添えでできました。

しかし、もう少し先へ行くと、JRの踏切で、その向こう側が今地区の地域、そこの開発、いわゆる買収がなかなか進んでいないというのが現状でありますけれども、そういった中で、南へのJRを高架に1日も早くして、須成地域から蟹江町役場まで通すということが、もう既に、私が平成7年に当選をさせていただいた以前から計画があったわけでありましてけれども、それがいまだに須成の地域だけで、南側の今地域の買収が遅れておるといことが現状

であります。

そして、東郊線につきましては、この踏切の歩道が確保がまだできていないと。そういったことの理由については、1つの踏切を廃止にする、もしくは立体交差化の事業認可が条件であるということが、私が幾度となく質問をしている中で、同じような答弁が繰り返されて、現在に至っておるということでございます。

そこで、このような危険な踏切をそのままにしておいては、行政の責任を問われるんじゃないか。そして議員の責任も果たせていない、こういったことが地域で言われておるわけでございます。そういった中で、何とか今この踏切を、このほんの一部、東側と西側に50センチずつ広げることによって歩道が確保できる、そういった話が、以前にも土木のほうからもいろいろとJRに対して陳情をされたということも聞いておりますけれども、一度きりの陳情で、ノーと言われたらそのまま放置されておる。これでは、我々議員も立っておれない、そんな思いの中で、再度、立体交差になるまで何とか努力に努力をしていただいて、50センチずつの拡幅ぐらいは可能ではないか、そんな思いがありますので、ぜひ努力をしていただけるとありがたい、そのように思っております。

そして、JRの蟹江駅、これが新しくなって、本当に乗降客も増えてきて、車も多くなってまいりました。そこで、北口に入る入り口の道路アクセス、安全対策、それぞれのお立場でいろいろと当然検討はされておると思いますけれども、信号機がつく、つかないという議論もありますが、こういったことについて、信号機ができればなお安全であります、信号機のできるまでの安全対策をぜひ考えていただけるとありがたいということの中で、これからの質問に入っていくわけであります。

今須成線についても、平成7年に初当選をさせていただいて以来、幾度となく、この問題についても質問をしております。JR北側の須成地区については、先ほども申し上げた、画面にも出しました今須成線、天王線とちょうど交差するところから南へ、JRの線路のほうに進むところがあるわけでございますけれども、このJRの北側は既に入収が済んでおって、南側が遅れておる。この遅れというのは、やっぱり地権者の当然協力は必要でありますし、行政の努力も当然必要でありますし、議員のやっぱり努力、協力も必要になってくると思うんでありますけれども、もう計画が立って、平成5年あたりから計画がなされて、前町長が、佐藤篤松町長が、平成10年までにめどをつける、今須成線については、そう明言を議会の中でしている。当然、理事者の皆さんも議事録を読んでご存じのはずであります。

そういった中で、現在JR踏切よりも北側は全て買収が済んで、南側がなかなか進んでないと、この現状について、平成10年に前町長がめどをつけると言っておった。現町長の横江町長は、どのようにめどをつけていかれるのか。これについても、後ほど質問をさせていただきます。

このような状況で、あま市と蟹江町と結ぶ南北線でよいと考えておみえでしょうか。これ

から質問をさせていただきますけれども、丁寧にお答えをいただきたい。

1つ目といたしまして、東郊線の踏切、高架化についての今日までの進捗状況と今後の見通しについて、これについてお尋ねをいたします。

○産業建設部次長兼まちづくり推進課長 福谷光芳君

それでは、ただいまご質問のありました東郊線の高架化について、今までの進捗状況と今後の見通しについてお答えをさせていただきます。

まず、町道の東郊線は、あま市の七宝町との境界である桜四丁目から名古屋市港区との境界である舟入二丁目までを結ぶ路線でございます。これが、昭和42年8月11日に都市計画道路七宝蟹江西福田線として都市計画決定をされております。また、平成22年12月24日には、愛知県の都市計画区域の変更に伴い、蟹江町とあま市の北部までを結ぶ都市計画道路を七宝蟹江線と名称変更をしております。

現在までの進捗としましては、まず平成元年度から本町五丁目、回転寿司屋さんですとかコンビニエンスストアさんがある交差点ですが、ここからライオンズマンションのニューシティ蟹江の南側までの区間について、事業認可を受けて整備を行っております。

また、平成20年度からは、県道弥富名古屋線の本町五丁目交差点改良に伴う影響区間について整備を行いまして、県道の弥富名古屋線も含めた4方向に右折レーンが設置されております。これまでで、延長約2,900メートルのうちの約380メートルが整備済みとなっております。

また、JR線の北側の桜地区で実施されました土地区画整理事業におきまして、計画道路用地を確保するなど、事業進捗に努めてまいっておりますが、ほかの区間については、まだ未整備となっております。

伊藤議員からは、以前から幾度となくご質問をいただいておりますが、大変ご心配をおかけしておりますが、町の南北の幹線としましては、この都市計画道路七宝蟹江線は西尾張中央道に次ぐ重要な幹線と認識をしております。優先度を上げ、整備を推進する必要がある路線ではあると思います。しかしながら、JR関西線と近鉄名古屋線との交差が立体交差とされていることもありまして、事業規模を考えたときに、用地取得から工事完了に至るまで、町単体の事業として実施することは、財政的に難しい状況でございます。

そのため、県道への格上げについてを毎年愛知県のほうに要望をしておるところでございます。

以上でございます。

○7番 伊藤俊一君

いろいろ努力はそれなりに当然してみえると思うわけでありまして、全く手つかずのまま、理由はそんな程度の答弁しかできんと。こうしましたというような答弁が、我々議員としては求めて質問をしておるわけでありまして、努力、努力、努力で何年過ぎたのかと。

こういったことが積み重なってまいりますと、なかなか近鉄の駅周辺の開発にしても、富吉の開発にしても、このJRの東郊線、JRの駅周辺の開発にしても、なかなかめどが立たない。

もうこのことを言いかけて、私は28年目になる。ある程度の公約は果たすことが皆さんと共にできました。肝心要のこの東郊線の踏切の問題と今須成線、JRをまたぐ問題が、やはり難しいんだなということは痛感はしておりますけれども、難しいだけで住民サービスができるわけでもなく、住民の皆さんに満足していただけるわけではありません。そこを何とか、皆さんのお力添え、そして周りの政治の力、そういったことも含めて解決をしていかなきゃならんと思っております。

そういった中で、私はこういった要望について、いつも政治家の方は言われる。代議士にしても県会議員にしても。何とかならんかという話の中で、それは伊藤議員ね、蟹江町の姿勢が一番大切ですよ、議員さんだけでいろいろと話をしても、蟹江町のトップ、いわゆる町長がどこまで真剣に訴えをするのか。私は、今の横江町長の身軽さ、フットワークのよさ、これは本当に感心して見ておりますけれども、この東郊線と今須成線の問題のフットワークが欠けとりやせんかと、これを本当に訴えたい。

そういった意味におきまして、直接町長から県のほうに、また国のほうに、今までどおりフットワークの良さを生かして、要望、陳情をいただけるとありがたい。そんな思いがありますが、いかがでしょうか。

○町長 横江淳一君

それでは、伊藤議員のご質問にお答えをしたいと思います。

まず、お褒めをいただきまして、ありがとうございます。ただ、結果が出ない以上、我々首長は物を申すことはできない、これはもう致し方のないことだというように十分理解をさせていただいております。

この県道と、それから都市計画道路の七宝蟹江線、ここの本町五丁目の拡幅については、いろんな方をお願いをし、もちろん地権者の同意が一番でありますので、奔走させていただき、結果として右折道路が完成をし、渋滞は若干しますけれども、あの本町五丁目の整備をやっていなかったら、どんなことになるんだろうなという恐ろしい状況が想像できたわけがあります。

ただ、一方、先ほどから大変厳しいご意見いただいております、私も反論するものは実は持ってございません。今須成線の進捗につきましては、私も平成7年、ここにおみえになります黒川議員と同期でありますので、政治に携わり28年、この件については理事者側の方にも申し上げました。自分が理事者側になりましたら、このことについては決して手綱を緩めることなく、地権者との交渉に今当たらせていただいております。

前佐藤篤松町長さんのことについては、これは、もうその当時の目途として平成10年とい

うことをおっしゃったことも、たしか平成6年の議会だというふうに私も思っておりますが、まだ私が議員になっておりませんでしたので、伊藤議員もご存じだと思いますが、今西の区画整理事業が同時に進行しておりました。同時に、この第二学戸区画整理事業が昭和55年にスタートしておまして、同時進行の状況の中で、本来はアンダーパスの設計であったように私は記憶をいたしております。あのとき、伊藤議員も声を上げられたことも、十分記憶をいたしております。今度、高架になったときに、さあ、この影響は大変だなというふうに、私は胸がざわざわしたのも今でも覚えております。

結果、今こういう状況になってしまったことに対しては、大変申し訳なく思いますし、地権者の皆様方にもしっかりとご説明した上で、一日も早い完成をしたいというふうに考えてございます。

東郊線のことにつきましては、先ほど来、拡幅の問題については、決してJRと交渉していないわけではございません。駅北の区画整理事業の進捗状況に併せて、蟹江駅JRの高架を進めさせていただきました。議員各位のご協力によりまして、大変高額な歳出を余儀なくされたわけではありますが、地域の皆様方の発展とともに、多分感謝をいただける時がくるのではないのかなど。

そんな中で、どうしても遅れていますのが東郊線、南北の幹線道路であります。このことにつきましては、愛知県の建設委員会が毎年ございます。そこで5年連続、声を大にして今お話をしていると同時に、県会議員、国会議員に対しても今も要望を行っているわけですが、しっかりとまたこれも継続してやっていきたいとともに、鉄道事業者が絡むことでありますので、このことについても真摯に受け止めさせていただき、しっかりとやらせていただくことをお約束をさせていただきます。どうぞよろしくお願い致します。

○7番 伊藤俊一君

いろいろと答弁はいただいておりますけれども、なかなか形になってこない。そして、東郊線の柳瀬の交差点、天王線と東郊線の結ぶ交差点、ここなんか大型はどうしても一度では右左折ができない。それで、ガードレールをいつも傷めている。余分な金を使っておるといようなことが、もう頻繁に起きている。私は、これをあくまで、あそこをまず手をなげつけんのか。

そんな、今、空き家になったり、いろいろ不便だで、ここを出ていきたいということの情報はいろいろ皆さんに与えているはずなんです。にもかかわらず、何の動きもせんということは努力をしていない証拠。こういったときの答弁として、どこどこへお願いに行ったけれども、やっぱり無理ですということであれば、それでいい。もうどうしようもないんだから。その地権者がそこを動くことも、拡幅に協力することもできんとなれば、やむを得ん。努力なくして結果は現状のまま、町民サービスを怠ったまま、そんな行政ではいかん。現実をよく直視していただきたい。



そして、あま市については、相当な努力をし、拡幅計画を立て、拡幅を現実としてやってきている。そのあま市と蟹江町の協議会を第1回目やった、その後、防災建設委員長の黒川議員と一緒に現地をずっと見てきたら、恥ずかしくて、2回目の委員会が開けん。蟹江はどこも手をつけとりやせん。そういう状況をよく、町長はじめ、皆さん、担当課の皆さんは認識をしていただいて、これからの努力に期待する以外ない、そのように思っておるわけでありませう。

今の画面に出ている本町五丁目の交差点の画面でありますけれども、この問題についてもいろいろと皆さんに努力をいただいた。右折車線を早く造ってくれと、幾度となく、これも要望をいたしましたけれども、町長も必死になって成し遂げていただいた。しかし、本町五丁目からJRに向かって、踏切渡ろうとすると、のぞぎのごとく狭くなって危険である、そんな状態を一日も早く解消をしていきたい、このように思っております。

ほかの質問はさておいて、この1つ、JRを高架にする、これ、当然そういう条件でなっている。高架にするから、それまで仮の踏切で頼むと言ってお願いをした経緯がある。そして、ヨシヅヤは本町五丁目の角から、今度踏切の北側に移転をして大きな店を造っていただいた。蟹江町にとっても決して悪いことではないわけでありませうけれども、高架になればどうなんです、ヨシヅヤ駅前店、これ高架になると、高架の本当に下、西側に隠れてしまうような状況がありますね。下り口、上り口は藤丸の相当先、柳瀬の信号の手前100メートルぐらいのところまで多分なると思う。そういう状況の中でヨシヅヤ駅前店ができた。これは、当然ヨシヅヤは承知の上で、高架になってもここに造るという状況で、納得の上で造ったという認識でよろしいわけですか。

○産業建設部次長兼まちづくり推進課長 福谷光芳君

ただいまの質問につきましてご回答をさせていただきます。

まず、下り口、上り口というお話につきましては、伊藤議員のおっしゃったとおり、北側は柳瀬の交差点より南側になるかと思えます。逆に南側につきましては、旧のヨシヅヤ蟹江店の北の辺りから高架が始まるというような形になるかと思えます。この高架を進めていくに当たりましては、側道というものを整備をすることになりますので、今の蟹江駅前店にご来店いただくに当たりましては、北から来る車に関しては、側道を利用してご利用いただければと思えますし、北に向かってくる方については、高架を下りていただいて、若干迂回していただくような形になるかと思えます。

ただ、この桜地区へのヨシヅヤの誘致の際には、将来立体交差化になるということをやヨシヅヤ側には事前に説明をさせていただいた上で、現在の立地に至っているものと思えます。

以上でございます。

○7番 伊藤俊一君

そのように言っていれば、トラブルは回避されるということでありませう。

2つ目でありますけれども、東郊線踏切の高架までの安全対策、前段で述べましたように、この踏切の50センチの拡幅、西側と東側50センチずつの拡幅をすると、わりかし高架になるまで人が通りやすくなるのではないかというふうに思いますけれども、以前に陳情が不発に終わったということを聞いていますけれども、意気込みをちょっと聞かせていただけませんか。

○土木農政課長 東方俊樹君

では、今のご質問にお答えさせていただきます。

東郊線踏切は、平成29年1月27日付で踏切道改良促進法に基づきます指定を受けまして、令和3年3月に地方踏切道改良計画を国土交通大臣宛てで提出をしております。この計画では、原則は立体交差化の事業を進めていくということとなります。

暫定措置としまして歩道拡幅がございますが、先ほど議員がおっしゃられたように、1踏切を1カ所廃止、または立体交差の事業認可が条件となっておるところでございます。

そんな中で、今お話もありましたが、歩道拡幅のことで、平成31年に、簡易的な手法で歩道を約50センチだけ拡幅する案をJRのほうに提示をさせていただいた経緯がございます。歩行者の転落防止対策が必要であったりだとか、分離機の移設等に関わってくることになりまして、抜本的な改修が必要になるということで了承できないというような内容となっております。

ただし、今後見通しとしましては、JRと歩道拡幅が可能であろう手法等を提案をしながら、しっかり協議をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○7番 伊藤俊一君

努力がやっぱり必要だと。ただ、こちらの提案ではなくて、JRに提案させたらどうなの。ここまでならできる、この危険を回避するためにここまでならやれるから、どうだと。こういった詰めた話をぜひしていただきたい、そのように思います。

それと、時間、もう6分しかないという。

3番目に、JR蟹江駅が新しく北の出口からの乗降客が多くなり、車の出入りも多く、JR蟹江駅への進入路、この画面がそうなんです。手前が東西の交差の部分でありますけれども、乗降客が多くなって、車の出入りも多くなって、JRの駅への進入路に信号の設置、これが必要であるという要望が数多く来ておるわけでありましてけれども、その信号の設置はもう難しいと、今のところ。まだまだそこまでの出入りは許容範囲だというような話でありますけれども、これについて、何かそれまでの対策、これをちょっとお考えいただきたいということでの質問であります。いかがですか。

○土木農政課長 東方俊樹君

では、お答えさせていただきます。

J R蟹江駅北側の信号機設置につきましては、蟹江警察が現地の交通量調査を行いまして、自由通路の供用開始前と供用開始後の交通量調査の実施をしたということでお聞きしています。

この結果、信号機設置基準は満たさないということで、お話を聞いております。この信号機設置につきましては、蟹江警察と共に今後の交通量や交通状況を確認しながら、また検討をしていきたいというふうに思っています。

ただし、町としてできることとしまして、この付近の交通量増加というのはやはり認識しておりますので、南北道路であります藤丸中央線と東西道路であります今駅北中央線の交差点と、その付近の外側線等の路面標示についての引き直しを早期に実施したいというふうに考えております。

また、ちょっと直接関われないところかもしれませんが、藤丸中央線の西側の今藤丸西線というところがございますが、そちらにつきまして、横断歩道がつくことになっておりまして、こちらも8月頃をめどで設置が予定されておりますので、そういった形で安全対策を行っていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○7番 伊藤俊一君

とにかく信号ができるまでの安全対策、そのように早速やっていただけるとありがたい、そんなふうに思います。

4つ目でありますけれども、今須成線の開通見通し、平成3年12月議会で、全員協議会で事業計画と財政計画が説明されてからの年次ごとの進捗状況、これちょっと説明いただけるでしょうか。

○土木農政課長 東方俊樹君

では、お答えさせていただきます。

まず、経緯のほうをお話しさせていただきます。きっかけとしましては、昭和63年9月議会におきまして、今須成線の議論が始まりました。平成2年に、J Rと関西本線八田・永和間の鉄道との交差に関する計画協議を締結しております。このときには、交差方式はアンダーで行っております。

その後、平成3年12月議会の全員協議会におきまして、財政事業計画の報告がされました、平成4年には地権者への説明会が行われ、平成5年には道路拡幅計画に伴います現況測量と橋梁実施設計の委託を実施しております。当初でもありましたけれども、平成6年3月議会におきまして、前町長によります工事完了目標としましては、平成10年で目標ということで答弁をしております。ただし、目標どおりで進んでいないのが現状でございます。

平成7年度におきましては、J Rとの交差箇所をアンダーから高架橋への整備と変更されております。平成12年度、J Rより北側の地区に関しましては、土地の全てを取得しており

ます。今区画整理事業が完了しました平成14年度から、今度はJ Rの南側の地区に関しまして買収の着手をしております。今、現状としましては、南地区は31筆あるんですが、その中の16筆を買収済みということになっております。

また、伊藤議員をはじめ、地元の方からの要望もありまして、平成26年から平成29年まで、今須成線の北側、須成の駐在所から北に向かって、以前点滅信号があった箇所、延長大体520メートルぐらいなんですけど、ここで歩道設置の工事をしております。この工事に関しましては、痛ましい事故もございまして、安全対策を優先させて、当初の計画を変更し、整備してきたところでございます。

今後につきましても、平成14年度からの状況も変化してきておりますので、地権者の状況に応じた交渉に努めて、早期の事業完了を目指していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

#### ○7番 伊藤俊一君

とにかく、前町長の佐藤篤松さんが現実に議会の中で答弁をされた。平成10年をめどに頑張ると。その後、皆さんはどのように受け止めて行動してきたか。結果は、地権者には勝てんということかも分かりませんが、あまりにもたち過ぎておるということでありますので、本当に本腰を入れて頑張って、早く開通させていただきたい。

この画面にも、ここから向こうへ、今地区に行って役場へ行くという画面でありますけれども、時間ありません。

最後に、天王線といわゆるいろいろ交差する場所が、今須成線との中にはありますけれども、今須成線から天王線へ入ると、お宝の天王橋、祭人（さいと）のあるこの橋へ出る。ここが本当に危険で通ってはいかんと、J Rの歩け歩けや近鉄ハイキング、その人たちが何千人と押し寄せて、この橋を渡って天王神社、富吉建速神社・八剣社、龍照院にお参りができんと。迂回をして左岸堤に回って行ってくださいということでもあります。前回にもやりました。

そういったことでは困る。だからこの整備のお願いをし、そして祭人（さいと）ができて、祭人（さいと）の横に駐車場を確保する。購入をされた。購入をしたけれども、工事は今やっとやりかけた。今までほかりっ放しだった。買って、ほかりっ放し。そんなばかげたことではいかんと言って、私が申し上げたら、早速工事が始まった。しかし、そんなことではいけませんので、いろいろと政策推進室のほうで考えてやってみえんと思っておりますけれども、その辺も教えていただきたい。

#### ○政策推進室長 黒川静一君

今の最後の祭人（さいと）の横の駐車場の件でございますけれども、こちらにつきましては、整備の工事のほうの予算が、3月議会のほうでまず成立をいたしまして、その後、4月に入札をし、契約をしてまいりました。それから、駐車場の駐車位置等の調整等も含めた内

容の調整をしながら、工事の準備工といたしまして、工事前の整地等をしておりました。また、両隣の方との調整もしながらということで、そういったことを終えまして、6月上旬から工事が始まって、今現在に至っている、そんな状況になっておりますのでよろしくお願いいたします。

○7番 伊藤俊一君

もうほかの答弁ないのかな、それだけか。

○土木農政課長 東方俊樹君

では、すみません、こちらの天王橋の付近の安全対策のことでお答えをさせていただきます。

こちらは、町が周辺の安全対策を、愛知県の県道でございますので、愛知県のほうに要望をさせていただきますして、昨年度に天王橋部分にエスコートマークの設置をしていただきました。今年度もまた要望をさせていただきますして、天王橋付近の外側線だとか、グリーンベルトだとか、そういったところの塗り直しを今年度はやっていただけることになりました。こちらは、予定では来週のところで施工が予定されておるところでございます。

警察におきまして、お話もさせていただきますながら、横断歩道の塗り直し等も行うことになっておりますというところが対策となっております。

以上でございます。

○7番 伊藤俊一君

もう時間がほとんどないんですけども、私の言っているのは、この駐車場についてもあまりにもものんびりし過ぎておるということを言っておる。そんな説明を聞いたって、そんなばかげた行政、何をやっておると、これ町長でも副町長でも、こんな状態でほっておいた理由をちょっと説明してほしい。

それと、天王橋を渡れんようになった、何とか渡れるようにしようとする努力の答弁、何もありゃせんが。この努力、それはいろいろ安全対策、いろいろやろうとして努力はしておる。だけれども、渡るための努力、何にもありゃせん。その答弁をしっかりとお願いしたい。

○政策推進室長 黒川静一君

天王橋のほうを渡れるようにというふうなお話を議員からいただいておりますけれども、まず、これ特に鉄道ハイキングのときには、主催のほうが鉄道事業者でございますので、まずはちょっと鉄道事業者とそこら辺のところを調整をさせていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

また、鉄道ハイキングのときは、看板とか整理する人員等を配置をするということも、そういったような安全対策のほうの実施も考えていきたいと思っております。

以上です。

○町長 横江淳一君

伊藤議員から指名はいただきませんが、一言だけ付け加えさせていただきたいと思います。

従来からこの天王橋については、当然須成祭の一番のメインのところでもあります。ただ、ここを通過しております道路が県道ということでありまして、近年たくさんの車が通るようになりました。この一つの要因として、どうして急にこんなに、須成祭が有名になったからかなというのもあったかも分かりませんが、ではなくて、ひょっとすると、数年前に起こりました大火によりまして、バイパスができてしまったような感じで、狭あい道路にも大きなトラックが入ってくるような、そんな状況になってしまいました。

そのことにつきましては、県に対して別の形で、県道を通る車に対しての啓発だとか、そういうことをやっていただけるように要望はさせていただきましたが、伊藤議員が言われるように、この須成祭のメインであります天王橋に車が通って非常に危険な状態だと、横断歩道も薄れてしまっている。ただ、こんな歩道のところにマークをつけたって、抜本的な解決にならないかと、よく理解はしております。

そんな中で、歩道橋の設置をどうだということも、私も聞いておりますし、県にも実は要望をさせていただいております。基本的に県道、そして蟹江川は2級河川ということも相まって、やれないのではなくて、やれる方向を一度模索をしてほしいということで、直接お願いを今現在しております。じゃ、お願いをしている間、何もしないか、そうではなくて、公安委員会に、警察、県にもお願いをし、できるだけの対策をしていきたいと、こんなことを今思っております。

須成祭も今年は縮小版でやられるようでありますし、近鉄ハイキング、そしてさわやかウォーキングも安心して安全なウォーキングができるような、そんな施策を主催者側といたしましてもお願いをし、我々は受ける側ではありますけれども、観光協会、町ともども交通安全対策には力を入れてまいりたいと思っている所存でありますので、ぜひともご理解をいただきますとともに、早い時期に抜本的な解決ができるように、県・国に積極的に我々としては要望をさせていただきたいと思っております。どうぞよろしく申し上げます。

○7番 伊藤俊一君

ほとんど時間がないということで、ゼロになっておるんだけど、お許しいたいて、この間も副町長、いろいろまだ分からん問題が多いと思いますけれども、今日のいろいろ議論を聞いていただいて、分からん中で県のほうに行っていたということ聞いております。本当にそういった努力、そして副町長が行かれた、今度町長が行かれたというような形で、この問題に当たっていただきたい。

そして、これね、交通整理を、主催者がJRだとか近鉄だ、だから我々は言われたとおりにするんだなんて、ばかげた、そんなことならやめたほうがいいんだ。

○議長 佐藤 茂君

伊藤さん、申し訳ない。ちょっと時間ですので。

○7番 伊藤俊一君

肝心なことだから。少しでも、そういったことを町として受け入れるんだから、そういった交通安全のために交通整理をする人を出して、渡すと、こんなの簡単にできることじゃないの。そういったことを要望をして質問を終わります。

○議長 佐藤 茂君

それでは、少し遅れましたけれども、ここで暫時休憩とさせていただきます。

開始時間は10時40分からお願いいたします。

ここで、産業建設部次長兼まちづくり推進課長、ふるさと振興課長、土木農政課長の退席を許可いたします。

暫時休憩いたします。

(午前10時29分)

○議長 佐藤 茂君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時40分)

○議長 佐藤 茂君

質問3番 高阪康彦君の「町は佐藤化学跡地の有効利用を考えよ」を許可いたします。

○14番 高阪康彦君

14番 新風 高阪康彦でございます。

議長の許可をいただきましたので、通告書に従い、「町は佐藤化学跡地の有効利用を考えよ」と題しまして、町の考え方をお聞きしたいと思います。

私は、同じ内容の質問を平成29年、2017年の12月議会で行っています。それから4年半ほど経過していますが、現状は質問当時の状況と何も変わってはいません。町からの方針も示されていません。改めて、この跡地の現状と将来についてお尋ねをいたします。

まず、現在の形になっている経緯を申し上げますと、平成25年6月に、この跡地を本町地区公共用地として土地取得を求める要望書が地元住民の方々から提出され、議会からも提出されました。結果、同年10月に約1,000坪の土地を購入していただき、町の公共用地となりました。

そのときの要望書には、土地所得の理由として4項目の利用目的が挙げられていました。

1つは、蟹江保育園の園庭拡張、2つは、東南海地震における緊急避難場所、3つは、冠水対策としての遊水地用地、4つ目に、地域コミュニティセンターの建設用地でありました。

1つ目の蟹江保育園の園庭拡張は既に実施され、駐車場も整備されています。その分、空き地が狭くなり、現在の空き地は南北が約48メートル、東西は約46メートルのほぼ正方形に近い670坪になっております。今、映像で出ていますが、現状の土地を北から見た図がこの写真でございます。

東のほうを見ますが、こういう現状でございますが、やはり隣接した民家が建っております。

これが南を見た写真であります、やはり民家が隣接しております。

これは西側ですね。西のほうを見ても、やはり民家が隣接しております。

この空き地は、町の総務課が管理する空き地となっております。この空き地は、当初、出入りは禁止になっておりました。でも、せっかく大きな空き地があるのに利用しないのはもったいないということで、本町連合会、本町連合会というのは、本町7町内の連合組織でありますけれども、が、町内合同の防災訓練を行おうということで、2年続けて行われました。初めての取り組みでしたので、大勢の人の参加があり、大変盛況だったと思っています。

このことをきっかけとして、本町地区の連合会を中心とした佐藤化学跡地の有効利用を考える会が、平成27年12月に立ち上げられました。この会については、次の将来の展望の中で詳しく話したいと思います。

この会の議論の中から、町の方針がきちんと決まるまでは、空き地を子どもたちの遊び場として使えないかという意見が出て、連合会が町にお願いをし、許可をいただいて、現在のボール遊びのできるみんなの広場として、平成28年8月から子どもたちの遊び場となっております。

質問に入ります。

当初は広場で遊ぶ子どもさんはそんなに多くはありませんでしたが、コロナで学校が休校になると、どっと人が増えました。その騒音で近隣の住民の方から苦情が出されました。問題を解決するべく、町内会やら学校などができるだけの対処をされました。町も、今映像にあるような看板を作っていただき、現場に貼り出して、子どもたちの注意喚起を促されましたが、根本的な解決にはなっていないと思います。また、広場の砂が側溝にたまるという苦情も出ていと聞いております。まず、この2点について、現状はどうなっているのかをお尋ねをいたします。

○総務課長 藤下真人君

ただいまの高阪議員の騒音や広場の砂などの現状の認識について、議員の質問の内容と少し重なる部分もあると思いますが、ご答弁させていただきます。

それでは、まず現状認識として、現在みんなの広場として、子どもさんたちの遊び場として開放している佐藤化学跡地につきましては、町有地として取得後、地元町内会の合同防災訓練場で活用するなど、地域の皆様に広く親しまれている公共用地と認識しております。

平成28年7月には、地元町内会から子どもの遊び場として利用できるよう強い要望をいただき、これを受けて、蟹江町は特例的に、同年8月3日からみんなの広場として開放させていただきました。

その後、利用者からのアンケート結果の報告によりますと、全体的な評価としては高く評



価をいただいたと捉えております。

そこで、苦情に対する対策についてご答弁させていただきます。

町内会等、地域の皆様のご協力の下、順調にご利用いただいておりますが、令和2年に入り、騒音に関する苦情をいただくこととなりました。その解決方法としては、地域の代表の皆様と令和2年においては計5回の会議を積み重ね、対応を協議してまいりました。広場の側溝にたまっている砂についても、今年4月に、私も直接現場で確認をさせていただき、連合会の代表の方々に相談をさせていただき、対応させていただきました。私も先週、現場も再度確認させていただきましたら、今は砂はたまっていない状態となっております。

今後、地域の関係者と少なくとも年に1回は会合の機会を設け、みんなの広場の課題や確認事項について、共通認識を持って、よりよい利活用に心がけてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○14番 高阪康彦君

今の中で聞いたのは、苦情そのものの問題が今はどうなっているかなという、今収まっているのか、それともまだ続いているのか。

それと、砂の清掃は町内の役員の方がされたんですよ。もともと町の広場ですから、その清掃自体は、あれは町がするべきものではないかなと思うんですが、もう一度ご答弁ください。

○総務課長 藤下真人君

今2点ご質問いただきました。

まず、今現在の苦情につきましては、先ほど申し上げた皆様との協議の中で、現状は苦情がございませんということになります。

また、側溝につきましても、今回につきましては、本当に地域の皆様のご協力で側溝の掃除をしていただいて、本当に感謝しております。今後につきましては、また地域の方々と協議をしながら、私たちも議員のおっしゃるとおり、施設の現状についてですので、検討しながらやっていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○14番 高阪康彦君

分かりました。また後で聞きますので。

担当としては、現状、今あそこの有効利用としては、子どもの遊び場がベストと考えているようでございますが、であれば、もっと積極的に子どもたちが安心して遊べるような対策をするべきではないかと。例えば、あそこ全く日陰がないんですよ。ですから、直射日光を避ける覆いとか、手洗いや水の飲める場所を設置するとか、そういう対策ですとか、この4年半実現をされていません。この遊び場を、先ほど本当に住民の方もアンケートから喜んでみえるなんていう報告がございましたが、この遊び場ももともと住民の要望で実現したもの

でありますけれども、そのときの住民の考え方は、将来の町の方針で、そこに建物が建つまで、方針ができるまでの間、遊び場として使えないかというのが本当の意見でありました。

それが、ところが、今はもう全く遊び場が一番いい設備だというふうになっておりますけれども、違います、もともと発端が。これは遊び場としては町からの提案ではないんです。住民から使わせてくださいと言ってお願いしたんですから、その辺のところをちょっと間違えないでほしいと思います。

もともとあそこは出入り禁止になっておりまして、あそこに入った子どもたちが叱られて、外に出されたという話も聞いております。もし、変な話、町内のほうの要望がなかったら、今も全く人の使われな、防災訓練で2回ほど使いましたけれども、それ以後は使っておりません。今も全く人の入らない、使えない土地でずっとあのままあったのかなと一瞬思うときがあるんです。

それで、町内がお願いしたときの条件といいますか、決め事が、あそこの管理は、連合会さんがお願いしたもんですから、連合会で管理をしてくれと。連合会が管理してくれ、あなたたちが管理してくだされば、町としてはお貸ししますよというような取り決めだったと思いますけれども、管理といっても、連合会の考え方は、土曜、日曜の朝、開けて、夕方閉めるというような仕事が管理だというふうに思ったんですけれども、たまたまこの苦情が出たときに、私もその会議にも出たことはありますけれども、連合会の方が入って子どもたちに注意をしてくださいと、あまりうるさくしないようにということもやっていただけませんかという話し方ですが、連合会ではとてもできないというような話もあって、それはどだい無理ですよ。

連合会の役員というのは、毎年替わっていくんですよ。役場はずっとありますけれどもね。どんなことでもそうですが、一生懸命骨を折る人が、汗水たらしてやっていただければ、その人がおる間はずっと続きます、全てが。その人が辞めた後、終わっちゃうというのが世の中多いと思うんですよね。そういうことですね町の考え方です。町として空き地を整備いたしました、使わせてくださいとやれば、どうぞお使いください、でも管理は皆さんそちらでやってくださいと、町としては管理のことは一切関係ありませんというような、そういう無責任というふうに住民のほうが取っても仕方がないと思うんですよね。

そこで、今の状況、あなたたちは今遊び場が一番ベストだと、今のところと言われるのであれば、基本的にどういう考え方で住民と接して遊び場にするかという考え方と、もう一つ、連合会が、もう管理はできません、私たちはやりませんと言った場合に、町はあの遊び場を許可をするのか、しないか、どうされるのかということをお尋ねいたします。

○総務課長 藤下真人君

ただいまご質問いただきました担当部署の考え方と、今後管理についてどうしていくのかというところの質問2点、いただきましたので、お答えさせていただきます。

まず、空き地の使用に関しての担当部署の基本的な考え方につきましては、先ほどもご答弁させていただいたとおり、みんなの広場の現状での認識として、地域の皆様に広く親しまれている公共用地と認識しており、連合会の役員の皆様や地域の皆様のおかげで子どもたちの広場の利活用が保たれていることに関して、まず深く感謝を申し上げます。

その中で、苦情など発生した場合は、町としても可能な限り積極的に解決に向けた対応について協議させていただきたいと思っておりますので、そういった考え方でおります。

そして、連合会が管理をしない場合ということにつきましてはの遊びの許可についてどうなのかということ、遊び場としての許可はどうなっていくのかというご質問につきましては、みんなの広場は地域の皆様に広く親しまれている子どもたちの遊び場ですので、連合会や地域の皆様と、引き続きみんなの広場の利活用について方法を検討してまいりたいと思っております。先ほども申し上げたとおり、年に少なくとも一度は連合会の代表の皆様と会合等、私たちが向き合ひまして、どういった形でみんなの広場として利活用できていくのかというところで進めていきたいと考えております。

以上です。

○14番 高阪康彦君

今は地元町内会の連合会が主だったという話をしておりますが、連合会じゃなくても、例えば子ども会とか、PTAさんとかが使いたいという場合もあるんですよ。そういった場合も、管理を子ども会とかPTAにお願いして許可するのか、それとも管理はいいから、どうぞお使いくださいと、管理はうちのほうでしますからというふうか、そういうことが聞きたかった。もう一度、お答えください。

○総務部長 浅野幸司君

では、私のほうからご答弁させていただきます。

まず、高阪議員におかれましては、先ほどご質問の中にもありましたように、平成29年の12月議会で同様のご質問をいただきまして、私、その当時総務課長としてご答弁をさせていただいております。いろいろ調べましたら、それ以前からも、用地取得をする前から本町地区のそういった公共用地の必要性というのを、非常に何度も議会において、熱いそういった議員の思いでもって何度も意見を述べられていることも、私、承知しております。

その結果、こういったご進言、ご活動の結果、町として3,300平米の土地を先行取得事業用地として取得したと。それで、今そういう取得した用地を一部、保育所の園庭で活用させていただいて、その残りの部分を今子どもさんの遊び場で利用しているというような、大変、これは私どもとしまして、非常に地域の皆様方にとっても大変意義のあることだと私は思っています。

ご質問いただきました空き地の担当部署の考え方というところでございますけれども、そもそも地元からいろいろご要望をいただき、今子どもさんたちの遊び場になっておるんで

すけれども、当時、いろいろ全国的にそういう子どもさんの遊び場が少ないという現状は確かにございました。蟹江町のほうもしかり、そうです。そういった中で、町有地ですから、町に管理責任があると私自身は認識をしております。したがって、ハードの整備、木はないんですけれども、例えば木が出て、その枝打ちとか、そういった広場に関するところの管理責任は町にあると、いわゆるハード面は町のほうでしっかり管理していくというのは認識をしております。

今回は、特例的にルールづくり、いわゆるソフト面を地域の関係者の方をお願いするというスタンスで、非常にこれ特例的な運用でございます。例えば普通財産から行政財産に切り替えて、例えば公園用地となった場合、もう即これ今の現行ですと、子どもさんのボール遊び等はもうできなくなっちゃうという現状がございますので、そういう行政のいろいろ、当然今世情としては、非常に苦情も行政としては受けやすい世の中というか、世情になっていきますので、ある程度の苦情が出るというのは、その当時、想定は町としてはしておりました。

そういった中で、非常に弾力的な今運用をしておるということですので、地域のそういった皆様方が楽しめる広場として、ご自分たちのお話し合いというか、ルールをつくりながら運用していくというのは、これはある意味新しい取り組みでございます。何も町としてやっていないんじゃないかという思いもあるかも分かりませんが、実際無計画じゃなくて、そういった子どもさんたちの遊び場を提供しながら、当分の間ではありますけれども、しっかり行政目的が決まるまでの当分の間、しっかり活用していくというところで町としてはやっているということなんです。

今、お話で出ましたけれども、地域の防災訓練も6つの町内会連合でやられていまして、私もそれに参加したんですけれども、500名弱の非常にたくさんの方がご参加されまして、しっかりやられておられるという広場でございますので、今後も連合会が管理しない云々ということじゃなくて、一緒に町もその中に入りまして、一緒にルールづくりも含めて考えていこうというようなスタンスでございますので、ご理解のほうよろしくお願い申し上げます。

○14番 高阪康彦君

分かりました。

確かに、あそこの売り文句はボールの蹴れる広場というね、今聞きますと、あそこは町の管轄の普通財産だから蹴れると。あれを例えば公園にしたらボールも蹴れないというようなことで、それを使う方といろいろ相談して、そこでやっていくという、そういうふうな答弁をいただきましたので、次の施策が決まるまではそういう感じになると思いますけれども、やはり、もし遊びたいという方があれば、そういうふうにご話し合って、町のほうも協力していただいて、遊べるようにしていただきたいと思います。

それでいいと思いますけれども、先ほど写真に見せましたように、騒音対策というのはついて回るんですね。多分それを全部、騒音対策も全部防音をつけるということにはできない

と思いますので、これもちょっと問題かなと思うんです。これは、また後にしまして、時間が迫っていますので。

次の、将来について、ちょっと質問をいたします。将来の展望をお尋ねします。

先ほど申し上げた佐藤化学跡地の有効利用を考える会が、平成27年12月に立ち上がりました。メンバーは、本町地区7町内の会長さんとそれぞれ町内会の有識者1名に、蟹江小学校PTA会長、婦人会長、にこにこママネットワークの代表者、地元の議員ということで私と、当時戸谷議員もアドバイザーとして参加をしていました。たしか、1回目の会議には、当時総務課長だった浅野さんもみえたと記憶しておりますけれども。会議は月に1回、8回行われました。延べにして9カ月以上議論をしました。いろんな意見が、考え方が出され、皆が同じ方向性を求めるのは難しいということで、住民の意見を聞くことになり、アンケートを実施しました。そのアンケートの結果を平成28年10月に、佐藤化学跡地の有効利用の要望という要望書を町長に提出して、この会は閉じました。

要望書の中身は、今これが要望書の原本のコピーですけれども、見にくいです。見ても分からないので、中身は、住民から出たアンケートの意見を羅列して、有効利用の方策を町に下駄を預けた形になっています。

アンケートは、大きく、広場にするのか、建物にするのかのどちらかの選定になっており、広場を選んだ人の要望は、多い順に3項目挙げると、1、四季の花々に囲まれた公園、540人。2、仮テント設置や炊き出しのできる避難場所となる広場、387人。3、子どもたちも遊べるスポーツ公園、345人。

建物を選んだ人は、1番、避難場所となる建物、416人。2番、警報発令時、自主避難場所となる建物、386人。3、防災備蓄ができる建物、380人など、各8項目、下のほうに8項目を書いて、町長に提出したわけですが、そしてその末尾に、こういうふう書いてあります。本町地区として、要望を一本化するのは無理と判断し、広場、建物、それぞれの主要な要望を列記して、今後の町としての具体案に反映していただくことを要望いたします。本町連合会7町内は、現在公共施設が存在しない本町地区に、住民生活に真に有益な施設が一日も早く設置されるよう、切に要望するものと結んであります。

この文章を多分町長も読まれたと思いますが、4年ほど前ですので、覚えてみえるか、記憶があるか分かりませんが、この要望書を読まれた感想をお尋ねします。

○町長 横江淳一君

それでは、ご答弁を申し上げたいと思います。

このペラはしっかりと記憶にありますし、記録もしてございます。広場がいいのか、建物がいいのかという論の中で、僅差であったということも聞いてございます。最後の1行、連合会7町内会は、住民生活に真に有益な施設、広い意味で防災施設であろうし、地域の子育て支援センターであろうし、いろんな多目的のホールが多分必要じゃないかという要望だと

いうふうに理解をしております。

先ほどからのご質問を聞きながら、答弁をさせていただきました。決して放置しているわけでもなく、4年間何も考えていないわけでは実はございません。議員各位にもいろいろご相談を申し上げております公共施設の長寿命化計画、そして実際まだまだ優先順位として最初にやらなきゃいけないいろんなことを考えまして、さあと思ったところが、実は今回のコロナ禍になってしまい、いろんな計画が頓挫をしているのが現状であります。

もう一つ、ここはみんなの広場という形で、普通財産を有効に今使っていただいている状況ではございますが、決してそのまま放置しておくわけではありません。地域の皆さんのニーズが多ければ、当然そのことに関して考えていかなきゃいけない、このときはもう迫っておるといふふうに思っています。

ちょっと昔の話になりますけれども、3世代ふれあいプラザをつくれということで、現実には佐藤篤松町長が舟入にふれあいプラザをつくり、学戸は学戸ふれあいプラザができてございますが、じゃ、今現在は当初の計画どおりの使い方をしているかということ、実はもう高齢者があまり使わなくて、老人福祉施設じゃなく児童館、そして学童保育としての目的に、今使われております。今現在、本町地区の状況もどういう状況になっているのか、しっかりと精査をし、いろいろ我々としては情報を集めた上で、しっかりとこの跡地利用のことについても考える、そういう考え方は、今現在も持っておりますので、今はあの状況で使っていただく。

ただ、残念ながら防球ネットを、1,400万円ぐらい、たしか議会の皆さんにいただきましてつくらせていただいたんですが、私のほうにもやっぱり苦情として入っております。そこだけではなくて、保育所のそばの方も、園児の声がうるさい、何とかできないかと、非常に厳しいご意見もいただいておりますので、我々としてはしっかりと利用目的を考えさせていただいた上で、また地域の要望に沿って前へ進めてまいりたいと、そういう考え方はちゃんと持っておりますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

○14番 高阪康彦君

広場も施設と考えれば、いいんですが、これは建物も施設です。私が言いたいのは、もう何も言わなくて放っておけば、町としては、もう何も言ってこないからあのままでいいやというような考えは、非常に困るというか、じゃ、もっと手を挙げて言わないかんというんですが、ただ、広場は、当時は僕もその会議におりましたので、あのとき町はJRのほうにかじを切って、あそこの1件の中でもう予算使っちゃうから、とてもじゃないが、建物を頼んでも10年ぐらいはできないぞというような話もあって、みんなそれで広場に流れたという、これは僕の考えですが、あったように思ひます。

私の考えで申しますと、あそこは670坪で、大きいといえば大きいし、小さいといえば小さいんですよ。公園としてはとても小さいです。それで、近隣も周りに住宅が並んでいます。

やはり、あそこは建物を、公園にしてはとてもじゃないけれども小さいです。公園ならもっと整備してもらわなきゃいかんですけれども、やはりあの建物は防災を兼ねた、今、町長、ふれあいプラザですか、言われたんですけれども、ああいうものでもいいんですよ。

それで、1つの例が、本町の唯一の公共施設といえる産業会館、中央公民館分館なんてよく間違えやすい言葉も使われますが、あそこ、僕らは前から商工会館なんですよ。商工会館が、いつの間にやら1階に歴史民俗資料館で、2階が商工会、3階が多目的な部屋があつて、4階が大集会室、ああいうようなものを、例えばあその場所ありますので、ふれあいプラザ、例えば学童保育もそこでいいじゃないですか。そこへ、もっと言えば、保育園も入れてもいいじゃないですか。そこへ本町地区の事務所も造ってもいいし、それから小さなホールでもいいし、そういう全部入ったものを1つにする。どんどん人口が減ってきますので、十分可能なことだと思いますし、問題は予算が。土地はあるんです。

以前、僕が佐藤篤松君の町長のときに、ふれあいプラザをつくってくれといったことがあるんですよ、つくってほしいと。でも、答弁、土地がありません。そのとおりですよ、土地がなかったんですよ。今は土地ができたんですよ。やはり、その当時、もっと考えてみると、あの頃は景気がよかったか知りませんが、各学校に1つずつ作るなんていう話も聞いたことあるんですけれども、ガセネタかもしれません。

本町地区は、やはり一番人口が多くて、使われる度合いは高いと思うんですよ。だから、そういうところにそういうものをつくっていただいて、総合的なもの、それが全て防災も兼ね、防災倉庫も兼ね、そして遊び用も兼ねというようなものがあそこにできると、私の理想というか、考え方は、今本町地区というのは連合会で言われましたら7町内、昔は8町内とありましたが、川西さんがちょっと外れて7町内になっていますけれども、7町内が皆さん親方というか、殿様なんですよ。まとまるときはきちっとまとまりますが、個々には全然違った行動になります。極端にいうと、町内会費もばらばらなんですよ。これ自体がおかしいので、僕はそういう一つの建物を造って、そこで本町地区という一体感ができれば、本町が一つになり、行政も、今問題言うところちょっと、飛びますが、嘱託員さんもあそこで7人出ているわけだね。

ある意味、小さなところでも1人、こちらのほうですと、学戸なんかは何千人に1人ですね。あれはおかしいなと思うんですが、やはり昔からの歴史でそう簡単には直らないと思いますけれども、やはり、一つそういうシンボリックなものをあそこに建てていただくと、本町地区としての発展といいますか、やはり本町地区という意識が芽生えて、小さな公民館が各地域にありますけれども、それも一つのところに集約してやるといいんじゃないかなという、私が昔から持論でよくそういうことを言うておりますけれども、なかなか難しい、できなかったんですけれども。そういった意味で、僕は建物がいいんじゃないかなと思っております。

ですが、もう予算の関係でできないと言われたように、今はできないとなれば、遊びの広

場として使うんだったら、もっと住民が、いわゆる子どもを持った親御さんが遊んでもいいよ、あそこは、あそこ行って遊びなさいと言うように、みんなが行けるように、宣伝もしてあげなければいけないし、そのように、さっき言ったように施設、それからもう日覆いとか、水飲み場だとか当然ですよ。トイレもあったほうがいいかもしれませんが、ちょっとした鉄棒ぐらいはあってもいいかも分かりませんが、そういった少し、建物を何十億円とかけるのではなくて、そういった感じで少し町が前向きを見せてくれると、町はやる気あるんだなど、じゃあそこへ子どもがいつでも遊びに行きますよと、ボールも蹴れますよ、そういう環境をつくってほしい。

それは、住民がやるんじゃないくて、住民がやるのは当たり前ですから、住民では限界があるんですよ。やはり、町がある程度主導権を取ってやっていかないと、動かないといえますか、そういうふうには施設として、これからはそういう建物はできないというふうになれば、あそこはそのままでもいいんです。もう、皆さん、遊びたいんです。ですから、皆さんが遊べるように、もっと宣伝なり、施設も拡充していただいて当然騒音対策もそうですよ。そうならないようにしてあげて、子どもたちがあそこへ行って本当に気持ちよく遊べるようにしてほしいですね。もっと言えば、町がボールでも貸し出しするような、そのぐらいのことをやっていただいて。

僕は思い出しますと、子どもの頃、小さなゴムのボールを持って遊んで、皆さん知らないかもしれないけれども、三角ベースというのがあって、3人集まると一塁と三塁で棒切れとゴムボールでよく遊んだ覚えがありますけれども、そういう場所、あそこに行ったら遊べるよと、みんながそういうふうになるような場所にしてほしいというようにお願いしたいと思います。

最後に、町長にもう一言、お願いします。

○町長 横江淳一君

それでは、高阪議員のご質問に再度お答えをしたいと思います。

私も気持ちは一緒でありまして、蟹江町、今年で134年目を迎えます。大変歴史のある町で、愛知県でも指折りの古い町、伝統のある町で、今どんどん前に進んでおります。第5次総合計画、人口計画3万8,000人を予定をし、やっておるわけではありますが、私も五ノ割という旧市街地に生を受けて、高校時代まで過ごさせていただきました。

町長に就任以来、平成17年4月でありますけれども、行政改革の波が日本中に押し寄せて、行政改革集中改革プランをつくれと国からの指示があり、いわゆる無駄をなくそうじゃないかと、でも私としては、改革というのは引くばっかじゃなくて足すことも改革じゃないかという考え方の中で、協働まちづくりという、民間の方と一緒に、コラボして、まちづくりをつくっていきこうというベースの中で、まずは蟹江町の中にある土地、特に行政財産と普通財産の区別がついていない、あっても使っていない、そのまま放置してある、そういう



ものをしっかりとたたき台に上げて、論議をしようという、そういう動きで蟹江中のいわゆる児童公園を見直させていただきました。

その当時、ゲートボールが非常に盛んで、本来は児童公園の目的であったものがそういう球技に使われていたところもあります。でも、それは地域の方のコンセンサスを得てやっていただいていることでありますので、もういつしか、そのゲートボールをやられる方もほぼなくなられて、なくなったというのは死亡されたわけじゃなくて、やられる方がもうなくなられて、グラウンドゴルフへ移行しています。多種多様の生涯スポーツが様変わりをしたこの10年であると言っても過言ではありません。

そんな中で、本町地区に公用地をとというのは、その当時から言われておりました、先ほど高阪議員がご指摘をいただきました産業会館の前、旧役場の跡地であります、あれも児童公園として地域の皆さんに使っていただいておりますし、最近でいえば、第4工区の中にあります焼野という地域に、民間の方からお借りをして、公園を造ってくださいという要望があり、造らせていただきました。若干、地主さんのご要望で建物を建てられるということで、ちょっと小さくはなったんですけれども、地域の皆さんに若干の遊具をそこへ提供し、やられた、そういう時期もあります。

ただ、一つ、そんな中でも本町地区には公用地が少ない、公園が蟹江川の西側と比べると環境差別じゃないかという、そういう声もいただいたことも事実であります。そうではなくて、同じ公園でも、公園の成り立ちがやっぱり違っておりました、区画整理事業でもって生み出した公園で、こうこうだよということでご理解をいただいた、そういう例もたくさんございます。

要は、今、高阪さん言われたように、まさに気軽に皆さんで公園を使っただけ、公園のみならず、多目的に使えるホール、そして地域の皆さんが喜んでいただけるホール、それは普通財産ではなく、明らかに行政財産との位置づけをし、これはもう行政の固いところではありますが、しかし、これはお許しをいただきたい。

ですから、何を造るかということ、まずしっかり、また町民の皆さん、地域の皆さんに考えを聞きまして、決してJRをやっているからお金がないとか、そういうことではございません。地域に対して、予算が仮にかかるようなことがあれば、議員各位にお話をしながら、財政状況をしっかり見て、造ることは不可能ではございません。

しかし、今現在、本当に子どもさんたちがあそこで集まる要因があるのかどうか、地域によっても児童公園が全く使われない状況で数年たっているところの見直しもさせていただきます。無駄をやっぱりなくし、できるだけ効率のいい行政運営をしていきたいというのも我々の考えでございますので、ぜひとも、高阪さんは本町の中心議員でございます。ベテラン議員でありますので、また地域の皆さんのコンセンサスをしっかり、回っていただいて、キャスティングボードを握っていただき、町政にお力をいただけるとありがたいのかな

と。

非常に具体的な話は避けさせていただいたのは、これからどうするかということはしっかりと決めていきたいと思っておりますので、どうぞまたご助言をいただければありがたいと思っております。

以上です。

○14番 高阪康彦君

ありがとうございました。

やはり公共施設が少ない本町地区ですね。本当に考えていただいて、あくまでもあそこの遊び場というのは、次の施設のためのつなぎだというふうに私は思っておりますので、どうか町長、本当に我々本町が構想を練っていたしたいという、すごいなというふうに考えるような、我々はもうそんな時代ありませんが、我々の子供や孫が夢を持てるような建物であり、何かそういうものを町長に提案していただいて、私たち本町が豊かに暮らせるように、ぜひお願いを申し上げまして、私の質問を終わります。

○議長 佐藤 茂君

それでは、以上で、高阪康彦君の質問を終わります。

ここで、教育部次長兼教育課長の退席と、民生部次長兼子ども課長、住民課長、健康推進課長、政策推進課長の入場を許可いたします。

暫時休憩いたします。

(午前11時24分)

○議長 佐藤 茂君

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時27分)

○議長 佐藤 茂君

質問4番 山岸美登利さんの「困難な問題を抱える女性の支援について」を許可いたします。

○1番 山岸美登利君

1番 公明党 山岸美登利でございます。

ただいま議長のお許しをいただきましたので、通告書に従いまして、「困難な問題を抱える女性の支援について」、質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

長引くコロナ禍による感染対策を堅持しつつ、イベントや町内行事の開催など、緩やかに日常が回復しつつあります。しかしながら、コロナ禍による弊害といたしまして、社会的孤立という課題が浮き彫りとなっています。また、既存の制度のはざままで新しい生活困難層が増え、地域には帰属先を失った孤立が広がっています。社会的孤立とは、人とつながりたくてもつながれずに追い込まれている状況であり、生活困窮や不安、ストレスの高まりから

様々な問題が引き起こされます。

現在では、全国的に子ども、若者、女性の自殺増加や配偶者からの暴力、DV、児童虐待、鬱、ひきこもり、孤独死などの問題が深刻化しています。中でも、コロナ禍の影響により、女性を取り巻く環境は大きく変化し、課題が明らかになる中、国は困難な問題を抱える女性への支援強化に取り組むとしています。

そこで、初めに、本町の毎月広報に掲載されてございます、暮らしの相談窓口といたしまして、平日ご対応して下さっています女性の悩み事相談の状況について、コロナ前、またコロナ禍による変化はあったのか、相談件数と相談内容をお聞かせください。

また、愛知県女性相談センターへお電話での女性相談も、分かる範囲でお願いをいたします。

○民生部次長兼子ども課長 舘林久美君

それでは、お答えさせていただきます。

ご質問いただきました女性の悩み事相談についてお答えさせていただきます。

蟹江町における女性相談につきましては、子ども課のほか、愛知県女性相談センター及び海部福祉相談センターの女性相談人が中心となり、相談を受けております。

愛知県女性相談センターの相談状況の推移を見ますと、県全体でコロナ禍前の令和元年度が1万832件、コロナ禍とされます令和2年度が1万870件、そして昨年度、令和3年度につきましては、1万1,305件と若干の増加が見られます。

また、蟹江町子ども課で相談を受けた件数でございます。令和元年度におきましては20件、令和2年度が17件、そして昨年度が6件、こちらは若干減少傾向でございます。

また、悩み事につきましては、配偶者からの暴力のほか、生活困窮、妊娠・出産、育児など、女性が抱える問題は様々ございまして、コロナ禍前後で相談件数や相談内容の大きな変化はございません。

以上です。

○1番 山岸美登利君

相談内容は多岐にわたるということ、コロナ前、コロナ禍による相談件数の大きな差異はないということが分かりました。

今後増えてくることも考えられますが、次に、そうした女性が抱える悩み、問題等、様々なご相談があったかと思いますが、最も多く相談を受けた年代、またひとり親家庭から伺えるコロナウイルス感染症の影響をお聞かせください。

また、ひとり親家庭において、コロナ感染した場合の生活支援、特に経済面での不安についてはどのような相談内容があったのか、ご相談内容と対応についてお伺いをいたします。

○民生部次長兼子ども課長 舘林久美君

それでは、ただいまご質問いただきましたものにつきまして、順番にお答えさせていただきます。

きます。

まず、相談者の年代についてお答えさせていただきます。

愛知県女性相談センターの令和3年度の相談状況によりますと、対面での相談は30歳代及び40歳代が多く、相談の約53%を占めております。また、電話での相談につきましては50歳代、60歳代が多く、全体の57%を占める状況となっております。対面または電話により、若干の相談者の年代層の相違が見られるようです。

続きまして、ひとり親家庭からうかがえる感染症の影響についてお答えさせていただきます。

ひとり親家庭の半数以上が非正規雇用であるため、主に支出増や収入減による生活費の不安や、感染した場合の不安などが懸念されるかと思えます。

また、感染した場合の支援、不安などの相談内容と対応についてお答えさせていただきます。

蟹江町の相談窓口におきましては、ひとり親家庭による生活支援や経済面での相談は、住民課や子ども課などで受けておりますが、新型コロナウイルス感染症、こちらを理由としたものについて、特に把握はしてございません。

ただ、ご相談を受けた際には、寄り添いながら、関係部署と連携を取り、対応をさせていただきたいと思っております。

以上です。

#### ○1番 山岸美登利君

ご対応ありがとうございます。

対面の相談と、また電話の相談で年代が違うことがよく分かりました。ひとり親家庭の多くが非正規労働であることから、やはり収入減により不安定な生活への懸念がうかがい知ることができました。

そのような新型コロナウイルス感染症により、女性の雇用、特に非正規雇用労働者が強く影響を受けるとともに、DVの相談件数が全国的に増加をしています。警察庁に寄せられた2020年のDV相談件数は8万2,643件、翌年度、2021年は399件増の8万3,042件で過去最多となりました。

そこで、本町のDV相談件数はどのような状況でしょうか、お伺いをいたします。

#### ○民生部次長兼子ども課長 館林久美君

それでは、ご質問いただきました蟹江町におけるDVの相談件数についてお答えさせていただきます。

当町で相談を受けましたDV相談件数につきましては、令和元年度で22件、令和2年度で17件、昨年度が6件、減少傾向となっております。

また、このほかにも蟹江町ではなく、直接先ほど申しました愛知県女性相談センターにお

いて相談を受けたケースもあるかと思えます。愛知県全体におきましては、令和3年度、1,093件となっております。

以上です。

○1番 山岸美登利君

ありがとうございます。

DVに関しては、支援をためらうなど、相談されない方も多くいらっしゃるのかなと思います。繊細な事案でありますので、正確な実態把握は難しいのではないかと考えております。

そのようなDV等の理由で避難をしているなど、困難な状況にある女性支援について、以下2点を伺います。

1点目に、子育て世帯等臨時特別給付金、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金がそれぞれDV等の理由で避難している女性への支給がどれだけできているのか、また子育て世帯臨時特別給付金については、住民票が本町になくても、児童手当、児童扶養手当の振込先を避難している保護者に変更する手続きがなされていれば、受け取ることができます。そうした手続きを取った例はこれまでどれだけあったのか、本町でのそれぞれの対応とDVの現状について伺います。

2点目に、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金については、本町に住民登録がないと支給されないと思いますが、本町に住民登録がない人に対応した件数、またその対応の内容について、また児童手当、児童扶養手当の振込先変更ができていない人に対する対応はどのようになっているのか、併せてお聞かせください。

○民生部次長兼子ども課長 舘林久美君

それでは、DVなどで避難している女性の給付金などの支給状況についてお答えをさせていただきます。

DVなどを理由に蟹江町外に避難して生活する場合には、一時的に住所を置いたまま、施設入所をするケースもあるかと思いますが、現在蟹江町におきまして、このようなケースはございません。

また、児童手当及び児童扶養手当につきましては、原則住民票を転出先に移すこととなります。ですので、転出先の市町村で支給されることになっております。その場合の対応といたしましては、状況によっては、DV等被害者の情報を保護するため、申請に基づき支援措置をかけ、慎重に対応をさせていただくことになるかと思えます。

以上です。

○1番 山岸美登利君

DV等の理由で避難している女性、また本町に住民登録がない人に対応した件数は、本町ではないということが分かりました。

それでは、手続きしていれば給付対象者となる人に、まずは窓口で相談してもらえよう

促すことが必要かと思いますが、これまで呼びかけや周知徹底について、どのような工夫をされたのか、課題も含めてお願いをいたします。

○民生部次長兼子ども課長 館林久美君

給付金の給付対象者となり得る方への周知についてお答えをさせていただきます。

まず、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金の支給につきましては、そのほかの給付金もそうなんですけれども、基本的にプッシュ型の給付方法を取っており、本人により支給を拒否する旨の届出書が提出された場合を除いて、登録されたお口座に振り込みという形を取っていますので、それ以外の対象者となる方については、広報や町のホームページ、こちらを活用させていただいて、制度の周知をさせていただいております。

また、昨年12月に給付させていただきました子育て世帯への臨時特別給付金、こちらにつきましては、基準日以降の離婚などによって、新たに給付を受けることができるようになった方、そんな方につきましては、直接こちらのほうからご連絡をさせていただきまして、制度のご説明をさせていただいております。

そして、課題でございます。

プッシュ型で受け取れない方の中には、日本語の理解が十分でない外国の方もおみえになります。その方々への周知が課題に挙げられます。

以上です。

○1番 山岸美登利君

細かなご対応、本当にありがとうございます。主にプッシュ型給付で口座振り込み、また周知については広報、ホームページということで、ありがとうございます。

今、課題に挙げられた外国の方々も今後増えてくるかと思います。また課題解決とともに、全ての給付対象者への周知徹底、また支援をよろしく願いいたします。

本町のDV現状等についてお聞きいたしました。女性の身を守る対策といたしまして、2001年にDVの防止法は制定をされてございます。これまで4回改正され、現在は配偶者に加え、元配偶者や恋人からの暴力も保護の対象に広がりました。被害者の相談に応じる配偶者暴力相談支援センターも全国に301カ所に拡大し、女性にとって安心できる環境へと取り組みが進んでございますが、本町も実際DVの相談件数がございましたので、DVゼロ、暴力ゼロに向けて、例えばDV防止講座だとか、リーフ、冊子を作成するとか、中学生を対象にしたDV啓発教室を行うなど、DV防止啓発を積極的に行っていただきたいと思います。

続きまして、女性の自殺対策について伺います。

2020年の女性の自殺者数は、前年より935人、15.4%増え7,026人、翌年の2021年は、11人減の7,015人、男性の自殺者数ともに減少となり、全国の自殺者数が2年ぶりの減少になりました。

そこで、女性の自殺防止対策について、以下3点、伺います。

1点目に、本町のコロナ前とコロナ禍の自殺者数の推移はどのようになっていますか。

2点目、昨年策定された第5次蟹江町総合計画の資料によると、本町は自殺防止対策について重点施策として取り上げられていない印象ですが、見解をお伺いいたします。

3点目に、保健所はコロナ対応で大変な中、本町としての健康推進課の取り組みがさらに重要になっていると考えます。SNS相談の紹介や健康相談などでメンタル不調についての相談があったときの連携、また連携先などはどのようになっているのか、3点、お伺いをいたします。

○健康推進課長 小澤有加君

ご質問のありました女性の自殺対策について、3点、お答えいたします。

1点目の自殺者数ですが、コロナ前の2019年はお1人、コロナ後の2020年はお2人、2021年はお1人でした。

2点目の自殺防止対策の見解についてお答えいたします。

令和3年3月に策定いたしました第5次蟹江町総合計画において、自殺対策は分野別計画の1-6、健康増進の単位施策として掲げております。また、妊娠・出産・育児における社会的孤立やメンタル面でのサポートなどを重点戦略に掲げ、自殺防止対策に取り組んでおります。長期化するコロナ禍という未曾有の事態で社会情勢が変化し、自殺防止対策が重要になっているところです。蟹江町といたしましても、しっかり取り組んでいきたいと考えております。

3点目のメンタル不調の相談があったときの連携についてお答えいたします。

受診に関することで、クリニック、医療機関との連携や、津島保健所の担当部署と随時電話による連携、また関係機関が集まって支援の方向性を検討する会議形式などで連携をしております。

また、健康推進課では、スマートフォンやパソコンから簡単な質問に答えて、今の心の状態をチェックできるシステムを提供しております。直接的に個々の支援につながるの難しいのですが、ご自身の心の状態を確認し、早めにご相談していただくことを目的としております。

また、相談窓口として、精神保健福祉相談員や臨床心理士による心の相談を実施しております。必要に応じ、多様な関係機関と連携をし、相談対応に取り組んでまいります。

以上でございます。

○1番 山岸美登利君

ご対応ありがとうございます。

本町の自殺者数の推移、相談体制、連携対応などをご答弁をいただきました。

コロナにより、日常が一変し、孤独、孤立感、経済的な問題、将来の不安、健康問題、仕事や人間関係によるストレスなど、様々な問題を抱える人への支援といたしまして、相談窓

口が大変重要になってくるのかなと思います。相談しやすい体制で、またそれぞれ相談内容に応じたご対応への取り組みも、またなされていることと思います。いつもありがとうございます。引き続きよろしく願いいたします。

次に、コロナ禍における孤独、孤立で不安を抱える女性の負担軽減について、どのように取り組んでいるのか、また今後どう取り組んでいかれるのか、伺ってまいります。

地域女性活躍推進交付金を活用した取組について。

地域女性活躍推進交付金は、活躍推進型、寄り添い支援型に加え、つながりサポート型が追加措置部分として交付金の対象となりました。その中のつながりサポート型の活用として、例えば経済的な理由で女性用品が買えない、生理の貧困対策として提供が問題ではなく、提供をきっかけとして支援につなげる女性相談窓口等における支援の付随事業として、女性用品等の提供や、不安を抱えた女性たちが互いに支え合うこと、ピアサポートができるような居場所づくりの提供などができます。

また、NPO団体や民間団体等への委託も可能であり、通常の補助率より高くなっており、地方創生臨時交付金も活用ができます。

つながりが薄くなり、不安を抱える女性、寄り添った支援が必要であっても、支援が届いていないなどの様々な対応策といたしまして、早急に活用できる体制の整備が急務と考えます。

そこで、不安や問題を抱えた女性の支援への体制整備の現状と、つながりサポートの取組についての課題と今後の方向性をお伺いいたします。

#### ○民生部長 寺西 孝君

新型コロナの影響が長引く中における女性の社会的な孤独・孤立の問題につきましては、これからきめ細やかな対応を強化していく必要があるというふうに認識をしております。

当町におきましては、相談支援体制の充実であるとか、ひとり親の世帯に対する給付金の事務を進めてまいりました。しかしながら、従来の行政の取り組みでは、真に必要な女性にそれが行き届いているのかであるとか、また女性が行政に対して声を上げづらい状況にあるのではないかと今懸念をしておるところでございます。

そこで、そういった女性が社会との絆やつながりを回復するためには、より身近な存在であるNPOやボランティア団体の方々の知見を生かした取り組みが必要であると考えております。当町におきましては、ありがたいことにその資源となる団体が幾つもあり、女性に寄り添った支援であるとか、子供の居場所づくりの取り組みを数多く行っていただいております。

国からは、今、議員から紹介ありましたように、NPO団体等を支援するための地域女性活躍推進交付金の新しいメニューといたしまして、つながりサポート型が追加されたところでございます。交付金の活用につきまして、また研究を続けてまいりたいと考えております。



以上でございます。

○1番 山岸美登利君

ただいま部長よりご答弁いただきました。

その中に、女性が声を上げづらい状況があるのではないかと懸念しているというくだりでございますが、相談窓口があってもアクションを起こせない方は実はいらっしゃいます。そうした方々をどう支援につなげていくかが大変重要ですし、またとても大切なことだと思っております。今後、既存の団体との連携で多くの方々に支援が行き届くよう、取り組みを引き続きよろしく願いをいたします。

続いて、フードバンク事業についてでございます。

女性の負担軽減といたしまして、フードバンク活動を行っているNPO団体との提携は、一時的に支援が必要な世帯に対して、自立へとつながる、つなげる支援の仕組みです。本町のフードバンク活動における困窮する方々への食料提供でも、大変多くの方々にご利用いただいているとお聞きをしております。フードバンクによる支援活動は、貧困対策支援であり、自立のための支援であるとの認識ですが、コロナ禍の影響により、ひとり親家庭、非正規雇用の女性など、不安定な生活を余儀なくされた方が多くいらっしゃったと思いますが、その中で、生活保護につなげた案件がありましたら、どのくらいあったのか、お聞かせください。

○民生部次長兼子ども課長 舘林久美君

それでは、ご質問のありましたフードバンク活動団体へのつなげる支援について、生活保護につなげた案件はというところでお答えをさせていただきます。

まず、町内には、定期的にフードパントリー事業を行っている団体として、2団体把握しております。その団体が抱える会員数は、まず1団体、にこにこママネットワークさんで、ひとり親家庭を含めまして約200件でございます。そして、もう一団体、ONiGiRi（おにぎり）さんのほうが約600件と把握しております。この2つの団体の活動内容は若干異なりますが、どちらも子育て世帯への生活支援としてご尽力をいただいております。

この2団体の支援を受けながら、さらに生活保護の申請までが必要になったという事例は確認できておりません。

以上です。

○1番 山岸美登利君

生活保護の申請が必要になった方の案件はないとのご答弁をいただきました。

2団体のにこにこママさんが200件、ONiGiRi（おにぎり）さんが約600件、大変多くの会員数であり、ご利用状況が分かりました。ありがとうございます。

フードバンク活動は、愛知県内でもほとんどの市町村が連携しており、自立へとつながる、つなげる支援策の一つであります。本町の子ども課と子供食堂といったフードバンク活動の生活困窮者支援、また女性の負担軽減の支援策として連携は行われているところかと思いま

すが、昨年4月に創設された重層的支援体制整備事業でも、困窮世帯など社会的孤立を防ぎ、継続的に地域や社会につなげていく事業を目指しています。

そこで、コロナ禍が長く続く今だからこそ、自立への方向など、つながる支援として対策を講じるべきと思いますが、どのようにお考えでしょうか、お伺いをいたします。

○住民課長 戸谷政司君

それでは、ご質問のございました、つながる支援としての対策についてお答えさせていただきたいと思います。

生活困窮や社会的孤立等の相談体制の構築は、大変重要なことと認識をしております。現在のところ、多様化する様々な相談に対応できる総合的な相談窓口はございませんが、相談内容を関係各所で情報共有をしながら、しっかりと連携できる体制を構築することで、困難な問題を抱える女性への支援強化を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○1番 山岸美登利君

ありがとうございます。よろしくお伺いをいたします。

孤独、孤立で不安を抱える女性の負担を軽減するための交付金活用例とともに、主につながりサポート型の取り組みについて、本町のお考えをお聞きしてまいりました。

そのほかに、東京都豊島区では、コロナ禍のピーク時に若い女性の自殺者が増えていく中、防止対策といたしまして、交付金を活用し、誰でもふらっと気軽に立ち寄れるカフェや、女性が大好きな占いの場など、居場所づくりの提供をされています。それぞれの自治体のニーズに合わせた対応、支援策を実施しておられます。

最後に、コロナ禍の女性の就労支援とデジタル人材の育成についてお尋ねをいたします。

国は、ポストコロナ、デジタル社会を見据えた新たな日常への対応や、女性の多様な働き方の推進等を想定して、女性デジタル人材を育成するための研修、テレワークに関するセミナーなど、取り組み例を掲げる中、4月26日、女性がデジタルスキルを身につけ、柔軟に働けるための女性デジタル人材育成プランを取りまとめました。

コロナ禍でますます経済的に厳しい状況に置かれたひとり親家庭、子育てや介護等によりフルタイムで働けない女性にとって、安定した収入を得ることは喫緊の課題です。その課題解決のための就労支援やデジタル女子の育成、活躍の場の提供、スキルアップ研修会などの推進、取り組みが非常に重要になってきますが、本町といたしまして、女性の就労支援について、今後はどのように取り組まれるお考えでしょうか、見解をお伺いいたします。

○政策推進課長 丹羽修治君

ご質問のありました女性の就労支援についてお答えさせていただきます。

今年3月に策定しました第2次蟹江町男女共同参画プランにおいて、男女が共に働きやすい社会づくりを目指すため、多様なライフスタイルに対応する子育て支援などの充実や、女

性の働く意欲、キャリアアップを幅広く支援するための相談支援に取り組んでいるところで

す。  
また、長引く新型コロナウイルス感染症の状況は、心や健康面への不安だけでなく、女性の就業面においても大きな影響を及ぼしております。

そんな中、当町では、あいち子育て女性再就職サポートセンターと連携し、専任のカウンセラーによる女性に特化した相談会を開催することで、長引くコロナ禍で就労に困難を抱える女性の不安、家庭と仕事の両立、フルタイムで働けないなど、女性が抱える様々な悩みの解消につなげております。今後も関係機関と連携を図り、就労を希望する女性のための相談会を開催することで、女性の就労につなげてまいりたいと考えております。

以上でございます。

#### ○1番 山岸美登利君

県の女性の再就職サポートセンターとの連携による、女性に特化した相談会の開催は、就労に意欲的な方々にとって大変有効と考えます。女性が社会参加し、生き生きと活躍していただけるよう、継続した支援の取り組みをよろしく願いいたします。

先月初旬に、我が党の女性オンライン研修会が行われ、コロナ禍で解雇や労働時間減少など、様々な問題で安定した収入を得ることが難しい、厳しい状況下に置かれた女性のために、テレワークで働くことのできる地域を日本全国に増やし、自治体と一緒にテレワーカーを育成、働く場づくりの企業や自治体のデジタル化支援を両輪で行い、両者をマッチングさせることで地方創生に貢献する民間企業、株式会社MA I A、月田有香代表の話を伺いました。

2025年までに43万人のITデジタル人材が不足する一方で、非正規雇用者など、就労機会に恵まれない方が一定数存在し、コロナの影響で失業者も増加しています。これまでのワークスタイルが変化し、現場常駐が当たり前だった働き方が、テレワークの普及により、リモート現場から複数人体制で働くことが可能になり、新たな就労機会へと期待が持てます。実際に官民連携の取り組みにより、山形県酒田市や長野県塩尻市、沖縄県沖縄市、南城市、糸満市などでは大きな成果が出ているとお聞きをいたしました。身近な地域づくりや高齢者デジタルデバイドの解消、商店街のICT化推進など、今後あらゆる分野でデジタル女子の活躍の場が広がっていくと考えられます。

そこで、国の交付金の活用も含めて、本町といたしまして、新たな事業推進に向けての取り組みとして、女性のデジタル人材の育成についてはどのようにお考えでしょうか、お伺いいたします。

#### ○政策推進課長 丹羽修治君

ご質問いただきました女性デジタル人材の育成についてお答えさせていただきます。

令和4年4月26日に、国の男女共同参画会議において、女性デジタル人材育成プランが作成され、女性デジタル人材育成への具体的な取り組みが示されたところです。デジタル分野

における就労は、テレワークなど柔軟な働き方を実現しやすい特徴があり、育児や介護などにより就労に時間的制約がある女性を就労につなげることができます。女性がデジタルスキルを身につけることは、デジタル人材不足の解消や女性の雇用状況の改善につながると考えますので、議員からご紹介いただきました官民連携の取り組みを参考に、地域女性活躍推進交付金の活用も併せて、今後蟹江町としてどのように取り組んでいけるか研究してまいります。

以上でございます。

○1番 山岸美登利君

ありがとうございます。

今回、民間企業MA I Aを取り上げさせていただきました。ほかにソフトバンクCSR本部、PwCコンサルティング、SAPジャパン、それぞれの企業の代表のお話も伺いました。介護、子育て、がん闘病、透析、障害者、難病者、シニアなど、多様な人材が働ける環境がないとの視点から、多様な働き方を可能にするための建設的な取り組みについて学ばせていただきました。今後、デジタル社会の形成が進む中で、多様な働き方が選択できる環境整備が必要になってくると思います。

今回、女性の支援について質問をさせていただきましたが、本町の様々な困難な問題を抱える人に対して、様々な問題へのニーズに合わせた必要な支援が漏れなく届くよう、努めていただきますようお願いをし、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長 佐藤 茂君

以上で、山岸美登利君の質問を終わります。

それでは、ここで、民生部次長兼こども課長、住民課長、健康推進課長、政策推進課長の退席と、教育部次長兼教育課長、環境課長、土木農政課長、安心安全課長の入場を許可いたします。

それでは、暫時休憩とさせていただきます。

開始は午後1時からということで、よろしくお祈いします。

どうもご苦労さまでございました。

(午後0時01分)

○議長 佐藤 茂君

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後1時00分)

○議長 佐藤 茂君

質問5番 安藤洋一君の「町を歩いて気づいた事」を許可いたします。

安藤洋一君、質問席へお祈いします。

○13番 安藤洋一君

13番 新風 安藤洋一でございます。

議長の許可をいただきましたので、通告書に従い、「町を歩いて気づいた事」と題しまして質問をさせていただきます。

なお、参考資料はタブレットにも掲載しておりますので、参照をお願いいたします。

また、タブレットを操作しながらの一般質問は初めてとなりますので、不手際がありましたらお許し願います。

さて、今回は、私自身が町を歩いて気づいたことや、地域の町民の皆さんからお寄せいただいた声を基に、実際に現場調査を行った結果等を交えながら質問をさせていただきますので、ご答弁のほどよろしくをお願いいたします。

それでは、早速1番目、まず、学戸12号排水路整備計画についてお伺いいたします。

資料1の写真をご覧ください。

これは、源才区の才勝地区を流れます学戸12号排水路の今年初めの状況です。見た目にもどぶ川そのもので、不衛生極まりなく、以前から周辺住民の方から早く改善してほしいという声が多数寄せられていました。そして、地域の要望、念願がようやくかない、今年初めから整備工事が始まりました。このように、奥のほうにもう既に重機が見えます。作業が始まりました。

次に、資料2の写真です。昨年度分の工事が終了した部分におきましては、見違えるようなこのような清潔な景観となりました。しかし、資料3の写真のように、この排水路の南側、中部電力蟹江変電所の東側に至るまでの部分は、いまだ手つかずで、文字通りのどぶ川の状態であります。そこで質問です。

学戸12号排水路整備計画が最終的に完了する予定は、いつ頃の見込みでしょうか。よろしくをお願いいたします。

○土木農政課長 東方俊樹君

では、学戸12号排水路につきましてご答弁させていただきます。

学戸12号排水路につきましては、以前から町内会の要望が提出はされておまして、安藤議員はじめ区長や地元の皆様のご協力がありまして、着工することができております。感謝申し上げます。

令和2年度に排水路整備の設計委託の実施をしまして、令和3年度から令和5年度までの3カ年で整備を行っていく予定でございます。

最終年度であります令和5年度には、今写真でもありましたところは舗装等を行いまして、歩行者及び自転車の通行が可能な通路を整備する予定でございます。

以上でございます。

○13番 安藤洋一君

どうもありがとうございます。

役場からも近く、近鉄蟹江駅からも近い非常に便利な住宅街の中で、この不衛生極まりない景観は、以前から異様に不自然でした。しかし、これでやっと動き出し、この先の改善のめどが立ったということが、地域住民皆さんの安堵感となります。この計画が滞りなく速やかに完了されることを祈っておりますので、よろしく願いいたします。

次に、今の場所から少し西に行ったところなんですけれども、学戸エコステーションについてお伺いいたします。

この学戸エコステーションについては、いつも私も便利に利用させていただいております。しかし、その利用する際の安全性については、非常に問題があると言わざるを得ません。エコステーションに品物を持ち込むには、ほとんどの場合車が必要となりますが、ここには駐車場がありません。今見えております道路、南に面する交通量の多い道路か、東側の細い道路、そこに路上駐車するしか方法がありません。しかし、どちらも迷惑となり、非常に危険があります。これが東側の細い道路の写真になります。ここには、赤丸で囲ったんですけれども、「迷惑駐車禁止、蟹江町」という立て看板もあります。ということは、蟹江町にも多分そういう苦情が行っておるのではないかなというふうに推測されます。

もう一方の南側の広い道路、こちらはグーグルの航空写真をお借りしたんですけれども、見てお分かりのとおり、大きくカーブしているんです。エコステーションから見ると見えない側になるカーブです。これは見通しが悪くて特に危険です。しかもちょっと見にくいですが、道路にも「事故注意」という注意喚起の標識も備えられているということは、やっぱり危険も認識されておるといふことだと思います。そこで質問です。

この学戸エコステーションに駐車場を新たに設けるとか、あるいはエコステーションそのものを安全な場所に移設するとか、利用者や周辺への安全対策として何かお考えはありませんでしょうか。

また、この近辺では、資料7の写真のとおり、12年前の平成22年2月に凶悪犯罪が発生しており、この看板がいまだに掲示されているということは、いまだに解決はしていないということとされます。そこで、2点目の質問です。

もしエコステーションの移転が可能であるならば、その跡地に警察の派出所を設置していただくことはできないでしょうか。あるいは、もともとですけれども敷地が狭く、またはほかの理由でそれが無理であるならば、警察官の立ち寄り所のような形でもできないでしょうか。この地域の皆さんにとっては、あの出来事はいまだに根強く記憶に残っております。こちらの安全対策についてはいかがお考えでしょうか。併せてご答弁をお願いいたします。

○環境課長 石原己樹君

それでは、質問のありました学戸エコステーションの安全対策についてお答えいたします。

現在、町では2カ所のエコステーションを設置、運営しております。1つは学戸エコステーション、こちらは平成20年9月より開設しております。もう一つが、本町エコステーション

ン、こちらは平成22年11月より開設しております。議員のご指摘のとおり、学戸エコステーションは駐車場がないという状況でございます。一方、本町エコステーションでは、駐車場が5台分のスペースは確保しております。

通常エコステーションは、常設の資源集積所といたしまして1名の管理人を常在させております。年末年始を除いて午前8時半から午後5時まで開設しております。

ご指摘のとおり、学戸エコステーションにつきましては交差点の近くでもございますし、駐車場もないということで、住民の方がご利用される場合は、非常にご迷惑をおかけしているというのが現状でございます。ただ、現状では、隣接するような箇所に駐車場の増設ですとか、エコステーションの移設というのは難しいという認識でございます。

環境課として安全対策といたしまして、現在、住民の方にエコステーションを説明するときには、特に車のご利用時の場合は、駐車場がある本町エコステーションをなるべくお勧めするような形を取っております。また、ホームページですとか各種チラシ、そちらのほうに駐車場の明記をいたしまして、車のご利用の際は本町エコステーションが便利ですよというようなことを今後載せていくような形で対策として取っていきたいと考えております。

以上でございます。

○安心安全課長 綾部 健君

学戸エコステーションへの派出所の設置についてお答えさせていただきます。

派出所の設置につきましては、中学校の学区ごとに1カ所目安に設置することとなっております。さらに、人口の密集率や犯罪の発生状況なども考慮して判断されております。

今のところ、新たな派出所の設置の計画がない中で、町としては、警察に対して警察官の立ち寄りを要望していきます。

また、犯罪抑止に向けて安全対策につきましては、平成23年度に防犯カメラを設置して防犯対策に努めております。

以上でございます。

○13番 安藤洋一君

どうもありがとうございます。

当分はちょっと無理なのかなという感じがします。ですので、先ほど答弁でもあったように、なるべく周知をしていただきたいと。私も本当よく利用させていただいて、やっぱりどうしてもああいうところに持っていく品物というのは、とても手で運べるようなものではないので、どうしても車になる。車になって、しかもちょっとでも近いところのほうが便利なので利用してしまうんですけれども、なるべく本町へ行ってくださいということ、知らない人が結構いると思うんで、その辺お知らせをお願いします。

それから、町長にちょっとお尋ねをいたしたいと思います。

今の質問の1点目のほうですけれども、現実問題として、エコステーションの性格上、車

の利用が中心になることが想像できると思います。また、物品の回収にもトラックが使用されると思われます。役場の施設である以上、そこには安全性の確保、対策が求められるのではないかと思います。町長のお考えをお聞かせください。

2点目の質問のほうです。近鉄蟹江駅から交番がなくなって久しく、今この地域を見守る目、犯罪に対する抑止力が不足していると感じていますが、その辺は町長、いかがお考えでしょうか。

以上、2つお願いいたします。

○町長 横江淳一君

それでは、安藤議員のご質問にお答えをしたいと思います。

まず1つはエコステーション、私がつくったときはエコウェーブという名前にしようということをしていた。いわゆる環境の風を起こそうということで、ここに明記しております先ほど答弁もさせていただきましたが、平成20年9月から開設をさせていただきました。実は安藤議員はご存じないかも分かりません。先ほどの答弁の中にも、高阪議員の平成17年のときの行政改革の集中改革プランをつくったときに、町の行政財産は普通財産で、全く使われていない。今でいう楽人（がくと）、町の駅です、あそこの、楽人（がくと）もそうですけれども、区画整理事業で生まれた保留地が使われていない未利用地がたくさんあったんです。少しずつでもいいから何か使いたいということで、まず1つは社資本を使ってまちなか交流センターを造りました。楽人（がくと）を。

それで南側にちょうど隣接するお宅がクロカワさんというお宅なんですけれども、いろいろお話をさせていただいて、ここに余剰地があるので、ここに何か源氏才勝の区会ともお話をした中で、とにかくごみの放置が多いんだと。資源ごみだか生ごみだかもうぐちゃぐちゃになっているんで、堤防へほかる人もあれば、曲がり角のところへ置いていく人もおると。困ったという相談を実は私は受けまして、安藤さんには相談しなかったのか申し訳なかったんですけれども、あそこに資源ごみの集積所を造ったらどうだということで、数人の議員からはそんなものいいのかというご指摘はいただいたんですが、しっかり管理をするということで改修しました。ただ、その頃からやっぱり駐車場の件はありましたんで、申し訳なかったんですけれどもつい最近、横の駐車場にマンションが建つことになりまして、余計多分そういうご質問になるというふうに思っております。ですから、車で来るのは仕方ないんですけれども、非常に危ないなというのも私も察しておりますので、決して最初からそういう駐車場なくしてと建てているわけじゃなくて、すぐ横が貸駐車場がちょっと空いておりましたので、あそこだったら短時間でしたら、ちょっと置いて行かれればいいんじゃないかなという軽い考えもあったんです、申し訳ないですが。でもここへ来ると、ちょっとどこかで考えなきゃいかんときが来るのかなというふうに思いますので、まだちょっともう少し時間をいただければありがたいというふうに思っていますし、その跡に先ほど言いました派出所をと



いう話であります。ご存じのように、近鉄蟹江駅には交番がありまして、その交番を近鉄サイドから県に対して除去してくれという要望があったようでもありますので、県警のほうからご相談をいただいた。そのときに、新本町線の北の部分、いわゆる消防署の南の部分に町有地がありましたので、町有地でないと、やっぱり警察というのは交番を原則的には設置しないそうでもありますので、そういう意味であそこということになりました。

安心安全課長が答弁しましたように、中学校区に1つということになりますので、北中学校区に1つということがないわけではありませんので、あそこがいいかどうかは別として、交番、安心・安全な地域のために、犯罪もかつてあったようでもありますので、それも危惧しておるわけではありますが、また別の形として、今回のエコステーションの代わりということではなく、場所があれば、またそういうこともやっていかなきゃいけないときが来るのかなど。

また安藤議員にご相談申し上げながらやっていきたいと思えますし、今すぐということはやっとなかなか難しいのかな、こんなことを思っています。

それで、今やっどごみの分別のほうがいっしょにやっていたらいいようになっただけですが、あの当時は、本当にペットボトルも生ごみも燃えないごみも粗大ごみも一緒にあそこにどんと置いてあって、本当に緊急事態だったんです。ですから、まずはあそこで資源ごみを出す日にち以外に出される方がたくさんおみえになるということがあったんで、まずはあそこにエコステーションをつくり、そしていわゆるこれも新本町線の余剰地、町の余剰地がありましたので、あそこに2つ目のエコステーションをつくりました。そういう意味ですから、あそこは若干広いんで、車で行っていただくこともできますが、駐車場があっても新本町線に止められて、持って来られる方があると聞いております。ですから、申し訳ないですけども、できるだけ大量のものでしたら向こうへ出していただき、少量のものでしたら、時間がそんなにかからなく、下ろしができるんでしたら車で路上に止めていただいてということしか、今のところは申し訳ないですができないと思っていますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

○13番 安藤洋一君

どうもありがとうございました。本当に詳しいお話をありがとうございました。

それから、今すぐではないかもしれませんが、本当にそういうチャンス、機会があったら、ぜひとも前向きに検討をお願いしたいと思います。

本当に危険な場所であるという認識は強いんです、地元の人たちからしても。そこへああいう道路にも「事故注意」、こういう表示がされるぐらい危険なところですので、またそういった対策もお願いしたいと思います。

それでは、3問目、入ります。

次に、ピアゴ西側道路の安全対策についてお伺いをいたします。

資料8をご覧ください。

ピアゴと源氏公園に挟まれた道路についての質問です。緑色の丸で囲ったのがピアゴと源氏公園です。

昨年末に蟹江警察署から源才区に、ピアゴ西側を南北に走る道路の交通量が多く、その北に設置されている歩道橋は通学路にもなっていることから、安全対策を実施したい旨の相談があったと聞いていますが、当蟹江町役場は、何らかの話はありましたでしょうか。といいますのも、数年前にも一度話が源才区に持ちかけられ、そのとき、役場も同席して説明会があったと私は記憶しております。そのときは、これがどういうわけか立ち消えになってしまったんです。現場を改めて見ますと、その歩道橋のところ、歩道橋とこの道路の接続点になるんですけども、横断歩道のところに蟹江町の飛び出し注意の看板が2つ両方にあって、道路にも通学路という標識やら立て標識、いろんな標識でしっかりと注意喚起を呼びかけているということで、蟹江町、それから蟹江警察共に十分に危険認識はなされている現場であるということがうかがわれます。そこで、質問です。

その後の進捗状況が分かれば教えてください。また、対策が取られるとすれば、どこが主体となってどのような対策を、いつ頃目標になされるのかを教えてください。

○土木農政課長 東方俊樹君

では、お答えさせていただきます。

こちら令和3年9月9日に実施しました学戸小学校区の通学路合同点検におきまして、町、学校、蟹江警察で安全対策が必要な箇所を回りまして、関係者全員でこの現場を確認し、実情を把握しておるところでございます。

過去に蟹江警察が主催で安全対策に関するこの路線のところなんですが、説明会はありました。ただし、その後、現場も何も変わっていない中で進捗が見えないという理由が定かではないんですけれども、今回、再度、学戸小学校から危険箇所として指摘を受けたこともありまして、今年度、安全対策ができるよう検討してまいりました。

その進捗状況としましては、蟹江警察とも話し合いをしながら、安全対策として、横断歩道の前後にポストコーンを設置しまして、車道幅員を狭くすることで、通行車両の速度抑制と横断距離の短縮をすることとなりました。現場付近の住民の方々にもご理解をいただいておりますので、今年度対策を行うこととなりました。道路管理者であります蟹江町が、8月頃をめどに対策を実施する予定でございます。

今回の対策後、経過をまた見ながら、必要があれば、さらなる対策を検討していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○13番 安藤洋一君

どうもありがとうございます。

本当に何で立ち消えになったのかというのは不思議ではないんですけれども、ここ

も同じように地元としても非常に危険な場所であるということで、警察から話を持ちかけられて、今回も進捗状況とか全くその後連絡がなかったということで、源才区の区長もどうなっとるやいということで非常にやきもきされておられたので、こうやってわざわざ質問に挙げさせていただいたんですけれども、やっぱりこういう子供たちの安全のためにも着実に進めていっていただきたいなと思っております。

それから、連絡が区長にないということです。やっぱり情報共有、今どういう状況で進んでおるよというようなことを、ほんのちょっとでもいいですから話をさせていただけると安心できるので、まだ進んでいないなら進んでいないとか教えていただけるといいので、その辺もよろしく願いいたします。

次に4問目、西之森町道の危険性についてお伺いいたします。

資料11の地図をご覧ください。

県道114号津島蟹江線の西之森公民館前の交差点から西尾張中央道に通じる町道は、交通量が非常に多く、特に大型貨物などのトラックの交通量が非常に多いように見られます。地域の方から話があり、現場を調査してみましたが、次の資料、こういう大きなトラックが走っています。これが今、上のほうに書かれています、午前10時8分、これは9分、次は12分といった状態です。私がこの路線を歩いたわずか10分足らず、賞味5分ほどの間の光景です。これだけたくさん走っています。特に交通量の多い時間帯を狙ったわけでも何でもなく、自分の空いた時間に行っただけなんですけれども。

一方で、この道路も児童生徒の通学路に指定されています。その危険性は、やはり役場や蟹江警察も十分認識されていると思われ、ここにも看板もありますし、看板標識、のぼりの注意喚起があちこちに設置されております。

さらにこの写真の保健センター北の交差点の信号機には、地元の皆さんの強い要望によって、それまでは普通の信号機だけだったので、子供の目線からはなかなか見えんからという要望で、子供にも見やすい歩行者用の信号機をつけてほしいという要望が蟹江警察に出されまして、昨年4月に設置、供用開始されました。

このようにいろいろな安全対策が施されている中で、資料16の写真をご覧ください。西之森公民館前の交差点にも安全を呼びかけるのぼりが設置されています。この写真で注目していただきたいのは、真ん中の太い丸の中です。中央に写っている大型トラックのタイヤと、その足元の縁石の大きさの違いです。パッと見て、縁石があるかないかも分からんぐらいの大きさの違いです。こういうところです。大型トラックのタイヤと見比べたとき、そのあまりの貧弱さに大きな不安を感じてしまいました。

これは縁石のサイズにちょっと私、不安を感じて、あの縁石大丈夫か、ちょっと小さ過ぎやせんかと思って寸法測定をしてみたんです、この場所で。メジャーにもありますとおり高さおよそ20センチメートル、これが本当にいいのかどうか知らなかったものですから、役場

周辺の縁石もずっと測って回ったんです。そうしたら、変わりませんでした。一緒でした。ということは、規格どおりの設置であると、きちんと法律を守られた設置であるというふうに思われます。

そうであるならば、なおさらそれはそれで安全は保たれるのか、不安は増すばかりであります。基準どおりであれば、それでいいのでしょうか。ここです。本当にタイヤと縁石の大きさ、この縁石だと軽々乗り越えてしまいそうな気がします。基準を守るのは大事なんですけれども、基準だからそれでいいのか、そこはちょっと心配であります。

そこで質問です。この危険な路線の車道と歩道の境界に、ぜひとも、より安全な対策となるガードレールの設置をお願いできないでしょうか。この状況のままでは何が起こっても不思議ではなく、起こってそれからの対策では、まさしく手遅れとなってしまいます。お考えをお聞かせください。

○土木農政課長 東方俊樹君

では、お答えをさせていただきます。

対象となりますこの道路につきましては、愛知県道路構造の手引等に照らし合わせまして、歩行者の安全な通行の確保を検討する中で縁石の設置をしております。その縁石の高さというのは基準がありまして、20センチメートルとなっております。そういった中で道路の構造上は問題ないというふうに考えておるところでございますが、実際の防護柵の設置基準というのもございまして、こちらの防護柵の設置に当たりましては、車両が路外へ逸脱する2次被害を防止する目的で設置ができるということがございます。縁石とガードパイプ、ガードレール等を併せて設置する道路というものは、蟹江町の中では見当たりませんが、他市町村では事例があるようでございます。

まずは、こちらが通学路ということもございまして、学校側からも危険箇所として挙げていただきまして、町、学校、警察での合同点検を実施しながら、安全対策の検討を行いたいというふうに考えております。

以上でございます。

○13番 安藤洋一君

どうもありがとうございます。

学校とかそういったところから声を上げていただいてということです。

それでは、また町長にちょっとお伺いいたします。

この道路が、県道と県道の連絡路、はっきり言って抜け道として大型車両の相当な交通量があることは、今さら私が言うまでもない、よく町長もご存じだと思います。その状況の中で、その危険性、それに対する緊急性、安全対策について、その辺の町長のお考えをお聞かせください。

○町長 横江淳一君

それでは、安藤議員のご質問にお答えしたいと思います。

ご指摘の道路につきましての危険性は、十分理解はしております。ただ、近年、大型トラックの車輪が大きくなったというのか、ワイドサイズになりましたので、実際、見た目より恐怖感を感じるのも事実だというふうに思います。特に抜け道で、真っすぐ行きますとJRとのアンダー道路に当たるわけで、実はそのアンダー道路で今、屋根が当たって事故を起こす車が後を絶たないわけであります。そういうのを知ったのかどうか知りませんが、アンダーを通らずにこちらのほうに迂回をして、わざわざ回られる車が多くなったということも実は聞いております。ですから、余計多分10分間の間に大型車がというのは、たまたまそのときに当たったんじゃないかな。僕もあれから保健センターへ行くときに、たまにその横に駐車場があるものですから、そこで眺めてはいたのですが、時間帯によって通らないときが結構あるわけであります。多分ご指摘いただいたのは、通学路に当たるものですから、そこで子供たちがというのがあるもんで、じゃあ交差点だけやればいいのか、道路全体にガードレールを引かなきゃいけないのかということも含めて、緊急性と、あと学校からの危険性をしっかりと我々のほうにご指摘をいただく。我々も当然、他力本願ではなくて警察にも当然相談はさせていただきます。かつて安藤議員、それからほかの議員からもご依頼をいただきました、そのまっすぐ西のほうに行きますと、名阪の側道に当たります。あそこのところのガードレールも確かつけたような気がいたしますので、指摘をして、できるところからやっていきたいというふうに思いますし、全てあそこをつけたから全ての道路にガードレールをというふうなわけにはなかなかまいらんのが実情でありますので、そこをご理解いただいて、一緒になって頑張ってやってまいりたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○13番 安藤洋一君

本当にどうもありがとうございます。

そんな中で、この要望、私に出された方は、小学校にも同様の要望を出される予定とこのことをお聞きしておりますので、その後、役場にも正式ルートとして届くことを願っております。

そこで思うことなんですけれども、学校等いろんな正式な団体から正式な手続きを踏んで、正式な部署を通じて、要望や申請書を提出する。これは行政手続きとして極めて当然のことであり、行政を混乱なくスムーズに運営するためには必要不可欠な手順であろうことは、私も理解しております。しかし私たち地方議員は、たった1人でも、その町民の真の声を聞き、吟味、調査し、行政にその声を届け、少しでもよりよい方向に向かうよう考え、活動する。それが私たちの役目であり、使命であると考えております。そしてその中には、理事者の判断の範疇を超え、町長の裁量に委ねなければならない事案も多々あろうかと思われま。また、先ほどちょっと町長もおっしゃったように、予算との兼ね合い、ほかとのバランス、そういういったこともあるかと思ひます。ですが、今、全国で、車道と歩道をまたいでというのか、

見境なくというのか、信じられないような光景の事故、しかもそれは子供たちを巻き込む事故、こういう悲惨な事故が頻発しています。どこに危険があるのか、どこを急がなければならないのか、町長にはぜひとも熟慮の上、ご判断いただきますようお願い申し上げまして、私の質問を終わります。

以上です。

○議長 佐藤 茂君

以上で安藤洋一君の質問を終わります。

ここで、環境課長、安心安全課長の退席と、産業建設部次長兼まちづくり推進課長の入場を許可いたします。

暫時休憩します。

(午後1時35分)

○議長 佐藤 茂君

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後1時40分)

○議長 佐藤 茂君

質問6番 水野智見君の「近鉄蟹江駅南地区まちづくりの進め方」を許可いたします。

水野智見君、質問席へどうぞ。

○4番 水野智見君

4番 新風 水野智見です。

議長の許可をいただきましたので、「近鉄蟹江駅南地区まちづくりの進め方」と題し、通告書に従い質問いたしますので、よろしく願いいたします。

私は、蟹江町の町会議員として10年目を迎えました。今までに近鉄蟹江駅南地区に関する質問は、関連質問も含め6問ぐらいあったと思います。中には、進めていただいた事業、協議中、または現在進行中の事業など多々あります。そこで、最後に通告には記していませんでしたが、横江町長には総括をお願いしたいと思います。また、加藤副町長には、質問の流れでお尋ねすることがあると思いますので、よろしくお願いします。

それでは、始めさせてもらいます。

1番目、宝地区では、平成28年から2年間で6回の勉強会を行い、協議の結果、勉強会のメンバーほぼ全員が、市街化整備などを含めたまちづくりを進めるべきだという結論が出て、新たにメンバーを宝地域で商売している人、また、まちづくりに関連した仕事をしている人、またはしていた人などを舟入地区、海門地区でそれぞれ人選をして、平成30年より、宝まちづくり検討委員会が発足されました。

協議を重ねてきた結果、アンケート調査を行うということで調査をし、集計し、公表もされました。その後の会議の進め方や方向性などについて、町から何か意見とか指導などを含

めた協議は、検討委員会幹部とはされていますか。

○産業建設部次長兼まちづくり推進課長 福谷光芳君

それでは、ただいまの水野議員からのご質問にお答えをさせていただきます。

まず、ご質問の中にもありましたアンケート調査というものは、蟹江町の協働地域づくり支援事業の採択を受け、令和元年度に実施をされております。その後、令和2年の2月には、近鉄蟹江駅南地区のまちづくり検討区域を宝の一丁目から宝三丁目までに拡大してほしいという提案をいただきました。この提案を受けまして、当時の町の都市計画マスタープランにおいては、宝地区の一部をまちづくり検討区域として位置づけていたものでしたが、令和3年3月に改定しました都市計画マスタープランでは、提案をいただきましたとおり、まちづくり検討区域を宝一丁目から宝三丁目までに拡大をしております。

その後、令和2年度からは、皆様もご承知のとおり新型コロナウイルス感染症の拡大ということもありまして、会議等は開催されてはいませんが、委員会の幹部の方から活動の状況報告などを受けながら意見交換を行っております。

以上でございます。

○4番 水野智見君

このアンケート調査をし、集計した後、先ほどもお話ありましたが、新型コロナ感染防止の理由から、検討委員会は開催されていないんですけれども、この検討委員会の幹部とは協議されているようなんですけれども、どのような内容の協議がされていますか。

○産業建設部次長兼まちづくり推進課長 福谷光芳君

それでは、お答えさせていただきます。

なかなか令和2年度というのは動きが取れない中で、令和3年度に入りましてからは、令和4年度、今年度からの進め方につきまして、委員会の幹部の方と共に検討を重ねまして、結果としまして今年度は、公益財団法人の愛知県都市整備協会のまちづくり計画推進事業を活用して、改めて当地域の課題の整理ですとか、まちづくりについての勉強会を開催するという予定でおります。

以上でございます。

○4番 水野智見君

愛知県の都市整備協会と調査した中で、蟹江町として協議して整備されていくようなことを言ってみえたんですけれども、過去に蟹江町として、この整備協会のほうから協議とか指導されたりして進めたまちづくりとか、そういうのはどういう形であるのかお願いします。

○産業建設部次長兼まちづくり推進課長 福谷光芳君

それでは、お答えします。

まず、公益財団法人の愛知県都市整備協会というところなんですけど、こちらは、土地区画整理事業をはじめとした、まちづくりの専門集団であるというところで、ホームページのほ

うにも記載がされております。実際に蟹江町におきましては、今進行中であります富吉南地区をはじめ、町が関わりました区画整理事業につきましては、ほぼ全てにおいてこの都市整備協会にご協力をいただきながら事業を進めてきているのが現状でございます。

以上でございます。

○4番 水野智見君

蟹江町内の整備に関しては、ほぼその整備協会のほうからの調査とかなどを含めて町と協議されてきたというようなことですが、近隣の市町村なんかでも区画整理等なんかはどうなんですか。

○産業建設部次長兼まちづくり推進課長 福谷光芳君

近隣の市町村ではということですが、現在ではないですが、過去に弥富市ですとかあま市の区画整理事業にも携わっておみえのようです。そして現在については、蟹江町以外のところで近隣ということはありませんが、愛知県の県内の自治体において行われている事業の多くに関わっておみえのようでございます。

以上です。

○4番 水野智見君

そうすると、進め方として、整備協会から提案されたり、町と協議、または今回室の場合だと、委員会のメンバーと協議するということになるんだと思うんですが、その辺のことの進め方も含めて、令和4年度から始めていくということでもいいですか。

○産業建設部次長兼まちづくり推進課長 福谷光芳君

そうですね、まず、今年度は蟹江町の事業ではないですが、都市整備協会さんにご協力いただいて事業を進めていくこととなります。

以上でございます。

○4番 水野智見君

それと、ちょっと確かな記憶はないんですが、以前に検討委員会のメンバーが町の中でいろいろ協議されているときに、去年の、ちょうど1年ぐらい前にあったようなことを聞いたんですが、メンバーを若手を含めたメンバーに再編をし直すような話をされているようなことを聞いたんですが、この辺についてはどうでしょうか。

○産業建設部次長兼まちづくり推進課長 福谷光芳君

実際に昨年度打ち合わせをさせていただいている中で、検討委員会のメンバー、一部入れ替えをしていくよという意向は、私どももお聞きしております。ただ、まだ今の時点でどういったメンバーで今後活動されるかということについては、まだお答えが来ていないものですから、新たなメンバー構成としてはどうなるかというのは、ちょっと分からない状況でございます。

○4番 水野智見君



分かりました。この件については、後ほど別のことも含めてお尋ねしたいと思いますので、よろしくをお願いします。

次に行きます。

平成23年の近鉄蟹江駅南地区のアンケート調査も行われて、その結果と今回のアンケート結果を比べまして、何か意見があればお願いしたいと思います。

○産業建設部次長兼まちづくり推進課長 福谷光芳君

それでは、お答えさせていただきます。

まず、平成23年度につきましてと今回のアンケートについてということなんですが、アンケートの結果を拝見しますと、ある程度土地活用の意向があるよ、市街化することは賛成だよという意見もありますが、一方で、現況のままでもいいというご意見もございました。ただ、この両アンケートともにではあるんですが、まちづくりの意向というような、いわゆる総論的な部分でお聞きをしている調査、アンケートでございまして、実際まちづくりを行う上で当然メリットだけではなくてデメリットもございますので、そういったところは触れていない中での調査ではございました。

以上でございます。

○4番 水野智見君

ありがとうございます。

こういうまちづくり自体は、先ほど言ったように、最初の勉強会でも反対するような意見は全くありませんでした。ただ、意見の中にもいろんな、どここの町はこういう形でやっている、なぜ蟹江でできないんだとか比べられる場合があるんですけども、その地域が、例えば一宮市とか名古屋市とか、そういったところと比べられても、それぞれ情勢も違いますし、名古屋市の場合は政令指定都市ですので、できること、できないことの関係もあると思うんですけども。そういうこともあって、とにかく今のままじゃなくて何らかの形で変えるべきだということで意見は出ていました。私自身も先ほど言いましたように、一番最初の議会で最初の質問をさせていただいたときに、県のほうへ伺って、いろんなことのお話を伺わせていただいたときに、まちづくりというのは、基本的に市街化というのが一般的だというふうに思っていたんですけども、それ以外に調整区域の前に整備できる地区計画とか、その他いろんな形があって、その地域すべて同じ形で整備しなければいけないというわけでもないという、そのような説明も受けました。そのときにも町のほうにお願いしたのは、いろんなまちづくりがある、1つに限らずにいろんな形の方法論を説明してほしいということも伝えました。その中に、先ほど次長から言われたみたいに、やっぱりメリットもあればデメリットも当然あります。区画整理等云々すれば、減歩の問題とか、負担金が必要な部分とか、いろんな形のことがありますので、そういったことを後からだと知らなかったということとでいろいろ問題になるということもあったところも、今まで過去に行われたところであった

ように聞いていますので、やっぱりアンケートの段階からある程度触れておくべきだと思うんですけども、今回でもアンケートを含めるに当たって、町からそういうような提案というのはなかったんでしょうか。

○産業建設部長 肥尾建一郎君

では、私のほうからお答えさせていただきます。

今回アンケートをやるに当たって、議員の今のお話の中にあつたように、まちづくりには必ずやっぱり痛みというものがございます。その辺についても少しは触れていくべきではないかということをご提案させていただいたんですが、今回、取りあえずまちづくりの入り口ということで、まだそこまでは触れずに、本当に皆さんとして漠然と南地区についてどうしていきたいかということを知りたいという意向がございましたので、今回のアンケートについては、特にその辺は触れてございません。

以上でございます。

○4番 水野智見君

分かりました。またこのまちづくりのことに關しては、また後ほど別の絡みも含めたところでお尋ねしますので、次に行きたいと思います。

4番目として、平成31年に蟹江町狭あい道路の拡幅整備に関する要綱が示されました。当時課長であった現産業建設部長に、施行されてから1年後ぐらいに助成金等の申請はありましたかとお尋ねしたところ、現段階では1件もないというようなことを言われました。そこで、部長のほうから要綱を再検討する必要があると思いますので、2、3年時間が欲しいという旨の話をされました。というのは、その間、他の市町等も含めたところでどういう形で取り組んでみえるところがあるか、先進地も含めて検討したいというような旨の説明をされました。そうしたところ、令和3年から舟入区のほうから狭あい道路について協議がしたいということで協議をされています。ちょうど部長が言われた2年後ぐらいでしたので、いろいろ部長なりの考えがあるのかなとは思って、その協議について、区のほうからの報告も含めて部長からも説明を受けたりもしていました。

また、それに併せた頃に、舟入の第6工区の工区長より、農地所有者へアンケート調査が行われ、その結果を町に報告すると聞いています。この2件は違うところからの形なんですけれども、この調査に両方に関わっている人が同じ人が関係してみえるものですから、ということも含めて、町のほうにこの2件について、農地の所有者のほうはアンケート調査の結果ですけれども、狭あい道路のことについての協議も含めてどのようにお考えかをお願いします。

○産業建設部長 肥尾建一郎君

では、狭あい道路のほうについては、私のほうからお答えさせていただきます。

議員のご質問でございますとおおり、狭あい道路の要綱につきましては平成30年度に制定を

しておりました、蟹江町にとっては初めての狭あい対策ということになりました。ですが、実際のところ、今のお話にもあったように、活用事例は本当に全くございませんでしたので、もっと利用のしやすい方法等、制度自体を見直すべきではないかと考えておりました。

そのような状況の中、地域にとって狭あい道路の解消を必要とする路線を、路線単位で何とか解消できないかと新たな制度について検討してまいりました。今年度より舟入区さんにご協力をいただきまして、まずはモデルケースとして地元の方々と協議を進めております。

いろいろと課題はあろうかと思いますが、今後の新たな制度が運用できるような状況になりましたら、改めて議会にも報告をさせていただきまして、ほかの地区にも活用ができればと考えております。

以上でございます。

#### ○4番 水野智見君

この狭あい道路というのは、蟹江町全体に各地域であって、いろいろ問題を抱えているところなんです。どうしても再整備とか家を建て直したり、以前から言われます空き家とかも含めた対応をするのに、どうしても道路が狭いとなかなか進まないことがありますので、何とかしたいということがありながらも、議会でも私も含めて多くの議員がいろんな提案とかをされてきました。先ほど来話をしていましたように、平成31年に国からの関係もあって、この狭あい道路の拡幅整備というのが示されるようになり、進んでいく方向で各地域がそれで進めてみえるところがありますので、今後も舟入は最初の検討のところで始まってこられるようですが、それ以後、蟹江町全体の狭あい道路の問題の解決に向けて進めていっていただきたいと思います。

続きまして、5番目、市街化調整区域には、白地、青地という言い方で、簡単に説明しますと、青地は、基本的に農地として維持していく農用地区域という土地で、白地は、規制はありますが、各法律の規制内であれば転用できる調整区域です。

以前に、舟入保育所周辺が市街化調整区域の農用地区域になっていますが、何とか道路が広くなれないかということで相談したところ、道路整備には農用地区域であるためいろいろ規制があるということも言われました。150メートル北には国道1号線、200メートル南には避難所にもなっています、舟入小学校があります。また、今年の4月から舟入保育所では延長保育がやっと始めていただくことになりました。送迎の車、自転車等も多くなりました。

こうした環境の中で、改めて農用地区域の見直しを協議できないかをお尋ねしたいと思います。

#### ○土木農政課長 東方俊樹君

では、お答えをさせていただきます。

舟入保育園周辺に関しましては、農業振興地域であります農用地区域となります。農業振興地域は、愛知県農業振興地域整備基本方針の下、愛知県が定めるものでありまして、農業振興地域の変更となる事例としましては、市街化編入や行政界の変更が想定されております。

農用地区域につきましては、市町村が農用地として利用すべきとして設定しました区域でございまして、除外するには、住宅や店舗等に囲まれた土地であります、集落介在地であると認められる必要がございます。農業振興地域の変更及び農用地区域の除外につきましては、集落介在地であり、農業を営むことが困難である等の理由を整理しながら愛知県と協議する必要がございます、容易にできないのが現状でございます。

以上でございます。

○4番 水野智見君

住宅はそんなない地域ではあるんですけども、先ほどからも言いましたように、1号線から150メートルと非常に近く、その南へは避難所にもなっている小学校もあります。舟入小学校の場合は、避難所に行くのに大変行きにくいところなんですけれども、ここが広く整備されるということになれば、1号線から真っすぐに避難所にも入れるということで、救急車とかそういった資材を運んだ大きなトラックとか何かが搬入もしやすくなると思いますので、できればそういう形のことも考えた上で、今後検討していただきたいなと思います。

それに関連しますが、こうした農用地区域の見直しといいますか、町として農用地の面積が減少されてくるということは、何か蟹江町にとって不利益というか、マイナスになるような部分があるのでしょうか。

以前聞いたことがあるのは、蟹江町も大分排水機のほうが整備されてきましたが、排水機整備などに当たって、国からの交付金がカットというか、面積によって減額される場合があるようなことも聞いたことがあるのですが、この辺はいかがですか。

○土木農政課長 東方俊樹君

では、お答えをさせていただきます。

近年、ゲリラ豪雨や線状降水帯によります一時的な浸水被害が見受けられますが、このような状況の中、田畑が遊水池の役割を担っている現状があるため、農業振興地域の面積が減少し、宅地化がされることで、浸水被害が多くなることが予想されます。それに伴った対策も必要であると考えられます。

排水機整備の交付金につきましては、改修・改築の際は、交付金が削減されることはないとお聞きしておりますが、排水機の新設となりますと、影響があると考えられます。

以上でございます。

○4番 水野智見君

じゃあ、特段、排水機のことに関しては大きな影響はないというようなことだと思いますけれども、先ほど言いました舟入保育所に関しては、なぜ前回、9年前から話をさせてもらっているかという、舟入保育所周辺だけがぽつんと農振区域で、その周りは普通の一般の調整区域なんです。なぜかあそこの真ん中の辺りだけになっているということなもんですから、外すような検討をされてもいいんじゃないかなということでお話をさせてもらっている

んですが、ちょっと思い出したんですけれども、当時、ちょうど県の審査会があるということで、事前に蟹江町からも見直し地域を幾つか出される中に、何か出してもらったようなんですけれども、先ほどの答弁があったように最終決定は県がするものですから、県から面積が大き過ぎるということで却下されたというのを聞いたときに、ちょうど宝の排水機の整備をやるというときだったもんですから、そういう排水機の関係をするのに国の交付金等ももらうのに当たって農振区域が少なくなると、そういう影響があるのかなということでお聞きしたんですけれども、今、課長からの話で特にないということでしたので、それはそれでいいですけれども、改めて先ほどの舟入保育所のことに関しては検討していただきたいと思います。

続きまして、加藤副町長にお聞きします。

加藤副町長は、以前、県の農林水産部長をされていたと聞いていますが、先ほど来お話をさせていただきます、農業振興区域に関係して少しお尋ねしたいと思います。

近隣の弥富市鍋田地区湾岸地域、愛西市立田地区の道の駅拡張などは、農用地区域が除外されて転用がされたものと思いますが、愛知県におかれましては、特に尾張地区の農用地区域の在り方といたしますか、どういった場合に除外することが可能で、こういう場合には除外はちょっと難しいとか、いろいろあると思いますけれども、副町長の分かる範囲内で結構ですので、お答えをお願いします。

○副町長 加藤正人君

ご質問にありましたように、私、平成27年度、28年度に愛知県で農林水産部長を務めておりました。退職後もう5年以上が経過しておりますので、県の考えを代弁するような立場でもございませんけれども、思うところをお答えさせていただきたいと思います。

農用地の除外につきましては、法令の規定に要件が定められておりますし、また、先ほど来の県の同意の基準もかなり具体的に示されているというふうに考えています。そういった運用について、大きな裁量があるというわけでもないと思いますし、また、地域によってその運用に違いが出てくるということではもちろんありません。ただ、やはり尾張地域は大都市地域でございますので、開発圧力というか、都市的な土地利用の需要というのが非常に大きい地域ですので、やはり除外の件数というのは大きくなっていくような傾向もあるのではないかなというふうに思っています。

ただ、そうした中で、分家住宅といった個別の案件は別ですけれども、先ほど言われた、まとまった土地の除外ということになりますと、やはり除外後に計画的な土地利用がどういうふうに担保されるのかということが一つ非常に重要な要素になってくるのではないかなというふうに思います。

県では、そういう観点から、国土利用計画法であったり、農振法であったり、都市計画法であったり、そういった担当部局が調整をして、判断がなされているというところですので、

やはり除外後の計画というのは、土地利用ということも大きな要素になっているというふうに考えております。

○4番 水野智見君

分かりました。地域によって除外することについての差が特別あるわけではないということで。私も聞いているのは、鍋田の湾岸地区に関しては、高速道路、またインター、そういった関係があったところに関して、運送業とか云々というのは、距離的なことは確かに記憶にないんですけども、インターがあるところに関しては、農振区域でも運送業とかそういったところに関しては許可が下りるといふように、もう10年ほど前に法律が改正されたようなことも聞いています。あともう一つ、立田地区なんかも現在道の駅があつて、大変繁盛していて手狭ということもあつて、広げるようなことも聞いていますので、そういった要件が整えば進んでいくということもあるのかなと思います。蟹江町でもインター近くのところには大きく転用されたところも何カ所かありますので、そういったところがあるのかなと思うんですが。誠に申し訳ないですけども、先ほど言ったところに関しては、周りが白地というところがあるところに、そこだけが農振区域になっているのですが、ただ、それは土地改良事業をやっているときからそういう形になっているものですから、ある人からは、土地改良事業をやったときに、必要があつてそこをいわゆる農用地区域にしたんじゃないかなということで、当時のことについて説明できる方は今残ってみえないものですから、よく分からないということと終わったんですけども、分かりました。ありがとうございます。

私も名古屋の西福田地区の土地改良区の役員をしています。用排水事業とか道路整備などで、市や県など別々の担当者と協議をしたりすることもあります。先ほどの関係もあるんですけども、港区のほうの、旧南陽町になるんですけども、以前は蟹江町よりも小さな町でしたが、今は随分大きくなりました。茶屋のイオンもできて、市街化が徐々に増えてきました。しかしながら、まだまだ調整区域があり、農用地区域が港区にはたくさんあります。そういった関係もあつて、先ほど言った用排水の整備などが県や市の助成金をもって進めさせてもらっています。そうしたときにそれぞれの協議をさせてもらっているときに、やっぱり名古屋市ということがあるのかもしれないですけども、最近、役員として会議に出る中では、以前と比べてちょっと言葉がだんだん変わってきているなと思うのは、何かにつけて愛知県のほうからの事業は進めてもらうのは難しい。それはもう名古屋市のほうに頼んでもらえませんかというのは割と最近は多いんです。県からの事業は、以前は例えば福田川沿いの国道1号線から舟入斎苑へ入っていくところの側道みたいなところがあるんですけども、大体300メートルから400メートルはないかな、そこのところを2年か3年がかりでしたけれども、県が舗装してくれたんです。それは私まだ役員になったばかりで、取りあえず水野君覚えてもらわないといけないから会議のところに座っておってもらえればいいわという形で聞いていただけですので、あまり確かな記憶はないんですけども。もちろん時代も違いも

あるんですけれども、そういうことがあったんですけれども、先ほど副町長は地域によって差はないと言われたんですけれども、私は名古屋市に関しては、結構県は言い方が悪いんですけれども、冷たいというか、名古屋市にやってもらってよということをよく言われるんですけれども、そういったことも含めて、蟹江町の場合は、私も水回りの関係をやっているところがあって、ちょうど中川区というのが蟹江町に隣接しているところで、排水に関しては、蟹江の排水路を通って蟹江川に、宝の排水機場、舟入の排水機場を通って排水しているという流れがあるんです。いつも通っている形があるんですけれども、排水路の整備が非常に蟹江町の場合はよくないというふうに、自分たちの名古屋市のほうと比べて思うんですけれども、まだ今でも板でやってあって、そこが今の明治用水とかちょっとレベルが全く違う話なんですけれども、やっぱり田んぼの水がぬけていくんですというところがところどころあって、原因は分からないんですけれども、ということも含めて、先ほどの農振区域とはちょっと意味合いが違うんですけれども、県の捉え方が地域によって若干の違いがある部分もあって、名古屋市は名古屋市ですんで予算的なことが違うかもしれませんし、農地なんかですと、大部分は港区の庄内川から西のほうに進出しているんですけれども、そういう関係もあるもんですから、名古屋市のほうは予算は対応してくれると思うんですけれども。そういったことも含めて名古屋市との対応と、尾張部とかそれ以外のところとの県の対応というのは、予算のことなんかも含めてはどんな感じだったんですか。特別それによって差があるとか、そういうことはなかったんですか。すみません。

○副町長 加藤正人君

名古屋市とのいろいろな関係ということですが、ご承知のとおり、名古屋市は政令指定都市でございますので、教育、環境、福祉、あるいは都市計画であったり道路、設置管理であったりという幅広い事務で、一般的には県が実施をする事務について、名古屋市に権限と仕事が移譲されているということがございます。ただ、そうした中では、農業分野というのは、土地改良をはじめ、まだ県の権限が多く、名古屋市内についても残されている分野ではないかなというふうに思っております。尾張と農林水産事務所が中心になって名古屋市内の事業もしっかりと進めているというふうに思っております。ただ、やはり地域づくりの全体的な方針とか、あるいは予算面で足りない部分があったりというような観点で、少し名古屋市の考えを尊重したり、名古屋市にお願いしたりというような部分があるということもなきにしもあらずということなのかなというふうに思っております。ただ、やはり県の権限に関する部分について、しっかりと責任を果たさない、あるいは名古屋市に依存するということではいけないと思いますので、具体的にそういう事例があった場合は、もっとしっかりするようにと県の職員に伝えたいというふうに思っております。

以上でございます。

○4番 水野智見君

副町長、すみません、副町長にそこまでお願いするというわけではないんですけども、一応そういうことがある中で、私は蟹江町のほうに農業予算が少ないんじゃないかという思いがあって、少しでも、横江町長は一生懸命やってもらっています。先ほど来、いろいろな議員が横江町長のフットワークが速く、国や県に動いてもらっていることは重々分かっているんですけども、併せて加藤副町長の経験上、こういう形でこういうお願いをすれば何とかなるんじゃないかなという提案があれば、一緒に、または町長にお話しいただければありがたいかなという、そういう気持ちでお話しさせてもらったんですけども、どうもすみません。別に副町長に何とかしてくれと言っているわけじゃないんですけども、申し訳ないです。

それでは、次に行きたいと思います。

7番目、東京六本木の再開発に取り組んだ、現森ビルの辻社長の記事がありました。再開発に当たり、港区からは90%以上の同意がないと認可はできないとくぎを刺されたそうです。新しいことを実現するには、様々な立場の人を尊重し、膝詰めで議論する粘り強さが求められると思います。記事には、各地権者の考えや抱える事情は違う。時間をかけ、粘り強く協議を重ね、10年以上かけて93%の同意を得て組合は設立されたと記されています。

先ほども述べましたが、宝地区については、コロナ感染防止という説明で区会などは開催されているのですが、検討委員会は協議は全く2年半ほどされませんでした。地権者との合意形成の進め方について、検討委員会の幹部メンバーにはどのように説明されていますか。

○産業建設部次長兼まちづくり推進課長 福谷光芳君

それでは、お答えをさせていただきます。

コロナ前は、何回も検討委員会のほうを開催させていただいておりまして、その中でまちづくりの手法ですとかメリット、デメリット等についても説明を行わせていただきましたし、あと先行して進めております近鉄富吉駅の南地区の活動についても、何度もご説明をさせていただく中で、やはり簡単にまちづくりを進めるわけではなくて、年月をかけて協議が進められている旨のご説明はさせていただいてきておったかと思います。

合意形成の進め方につきましては、また新たに検討委員会、再編成されるということなものですから、新たな委員会の方たちと、今後議論をしていきたいと思っております。

以上でございます。

○4番 水野智見君

また今後もしっかり進めていただきたいと思いますが、検討委員会のメンバー再編ということ委員会幹部の人にも言ってみえるみたいですけども、以前にも一般質問等でも説明させていただきましたが、この宝地区まちづくり検討委員会は、当初、海門・舟入両町内会長に説明し、お願いし、町にもお2人に2、3回ほど足を運んでもらった中で協議を進めるべきとお2人の考えがまとめられ、その後、勉強会、検討委員会と進んでいきました。アン



ケート調査の段階で、会長より、このアンケート調査も含めてどのように進めたらよいかということで、相談というか聞かれましたので、蟹江町の協働まちづくり事業に参加されて、町と協議しながら進めていってはどうですかということ話し、その事業に参加され、アンケート調査も行われたという経緯があります。このような流れで進めてきたのですが、先ほど来話をさせてもらっていますように、コロナ等で協議会が進んでいません。また、令和3年3月頃に、宝のまちづくりに関しては、議員の協力は必要ありません、協働まちづくり事業を活用しながら進めていくとメンバーの人に言われました。そこで、今さらそういう言い方をするのであれば、検討委員会のメンバーは、再編ではなく、2年半以上委員会も会議をされていないわけですから、いま一度どのように進めるかを白紙の段階にして、自分たちでメンバーを選任されればよいと思っています。このことは私からも言いますが、今後、町のほうからそのメンバーと話し合う機会があれば、提案されたらどうかと思いますが、産業建設部長、どう思われますか。

○産業建設部長 肥尾建一郎君

では、私のほうからお答えさせていただきます。

議員の質問にあるとおり、当初は平成28年にまちづくり勉強会を発足されまして、平成30年には宝まちづくり委員会として構成がされております。メンバーについて、現段階において町のほうからご意見等はございませんが、可能であれば、発足当時より状況も変わりつつあることや、今後10年、20年先のまちづくりを見据えていくということであれば、もう少し若いメンバーを増やしていくのも一つの手ではないかなというふうに考えてはおります。

また、町としましても、今年度は次長の答弁にもございましたとおり、都市整備協会の支援を受けながら改めて宝地区のまちづくりについて検討をさせていただきますので、新たにメンバーを再編するタイミング的には非常によいのかなと考えております。

以上でございます。

○4番 水野智見君

よろしくお願ひしたいと思ひます。

私は私で今までこの9年間いろいろ考えるものもありますし、先ほど町から言われました都市整備協会の関係のことも発表されれば、それも併せた段階で、あと議員としての1年間、どのように取り組んだらいいかはしっかり自分なりに考えていきたいと思ひます。

それでは、最後になりますが、これはちょっと通告にはないんですが、先日、防災の委員会におきまして審議されました、蟹江町移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例についてということで1つお願ひがありまして、まだ時間も少しありますのでお願ひします。

国道1号線の舟入2丁目の信号を北へ蟹江駅に向かう一方通行のところですが、道路幅が約5.5メートルぐらいあり、歩道部分は西、東に約1.5メートルあるんですけども、ここは

道路幅が広いということもあり、もともとは両面通行のところだったものですから、度々逆走車があるんです。何とかならないのかということで他の議員さんからも話が出て、私も言ったことがあるんですけども、歩道部分を広くできないかということで。ただ、これ県道なものですからということの答弁で今まで過ぎてきたんですが、今回、移動等の円滑化の条例の関係のことで審議されていた中で、基本的には新設道路の整備に適用するということが言われたんですけども、部長のほうから、警察との協議の中で危険を回避するために必要となれば、再度検討も大切だと思いますというようなことを言われました。特に歩道自転車部分に関して、4メートルも可能なようなことも言われたんですが、それだけの部分2メートルなり3メートル、今よりも道路幅が狭くなれば、両面できるような道路幅ではないので、そういうことも回避できますし、そこはちょうど通勤通学の関係があって、自転車ですと結構危ないんです。自分も時々通るときもあるんですけども、そういうことを含めると、これを活用するというか、それを追う中で県に協議してもらいたいようなことを検討するということはいかがですか。部長、お願いします。

○産業建設部長 肥尾建一郎君

ご質問にお答えさせていただきます。

ご質問の今の路線の話ですが、ご質問にあるとおり片側約1.5メートルの歩道が両側にあるということと、車道が5.5で、おおむね全幅で約9メートル弱の道路かと思われます。現在の交通規制が一方通行ということもございますので、片側に歩道を寄せるのか、あと車道の幅員を狭めるとか、その辺の道路構成を変更することは可能であるかと考えられますので、地元として要望があれば、できる範囲で県のほうには要望はしていきたいと考えます。

以上でございます。

○4番 水野智見君

ありがとうございます。これは改めて地元区長と海門町内会にも関係しますので、その辺のことをまた検討してもらいたいと思います。

最後に町長に総括してお願いします。

さきに述べました円滑化のことも、あそこは県道ですので、すみませんけれども、急ですけども、それも含めて町長のご見解をお願いしたいと思います。

○町長 横江淳一君

それでは、水野議員のご質問に答弁をさせていただきたいと思います。

総括ということで、宝地区のまちづくりのことについても若干触れさせていただきたいなというふうに思っております。

先ほど来、三浦議員からも質問はいただけなかったんですが、ひしひしと要求は伝わってございます。まちづくりというのはやっぱり時間のかかるものでありまして、やっぱり地権者がたくさんおみえになる。この地権者の同意を得るということが、どこのまちづくりを見

でも必須かなというのを思っております。私自身、市街化調整区域に訳あって家を建てなきゃいけない状況に見舞われておった時代が今から四十数年前にございました。最終的に何の詳しい説明も受けずに家を建て、最終的には調整金、負担金という形で非常に不愉快な思いをして、蟹江町に抗議をした時代が実はございます。やっぱりしっかりと地域の皆さんにこういうメリットもあるんだけれども、こういうデメリットもあるんだよ、都市計画というのはこういうもんですよということをしつかり説明をいただければ、そんなことはなかったのではないのかな。私はその頃は一切政治に関わっておりませんでした。そんな中で、私だけではなくて、嫌な思いをした、本当に苦しい思いをした近所の方がたくさんおみえになったので、あえて私は今、自分の立場で今後のまちづくりに対して苦言を言わせていただいております。

今現在、富吉の南15ヘクタールの部分を、皆さんで同意をいただき、非常に厳しい状況の中でスタートをしようというふうなことが今あります。実際、近鉄南の地域も、水野議員もそうでありますけれども、私が商工会の青年部のときに、今から三十数年前であります、吉田議員も経験されたと思います。駅前の再開発計画が、JR、それから近鉄南とありました。まさにスタートの段階でありました。そのときにはなかなか機が熟さず、事業が蟹江町としてスタートができなかった。町施行にするのか、組合施行にするのかという具体的な状況になる前に、この話は頓挫をしてしまったという事実がございます。今回、近鉄の南の地域に検討委員会を前々からつくっていただいている、そこでしっかりともんでいただければ、地権者の方にも意見をいただき、しっかりとそこでご議論をいただければ、全てとは言いませんけれども、水野議員も含めてでありますけれども、やっぱりご論議はいただけるとありがたいのかな。我々はやらないのではなくて、やれる状況をつくっていただければ、当然公費を投入するのはやぶさかじゃありません。

JRの駅の北の区画整理事業も、組合施行という形で紆余曲折はありましたけれども、13年ちょっとぐらいで概成を迎えたわけであります。今現在、富吉の南の地域も厳しい状況にはありますけれども、多分スタートができるのではないかな。それに伴い同時に近鉄の駅の南、乗降客が1日1万2,000、3,000人、蟹江町の一番大きな顔です。そこが開発が遅れているというご指摘を三浦議員からも、そして水野議員からも、はたまたいろんな議員からいただいておりますが、まずはしっかりとご協議をいただき、何が一番いいのか、市街化だけでいいのか、ひょっとしたら地区計画でもできるのではないかな、まずは意見をいただき、具申をいただけるとありがたいと思います。

決して我々が皆さん方に丸投げしているわけじゃありません。町がやりなさい、我々知りません。そういうことでは開発というのはなかなかできないんです。それだけをご理解いただき、今後とも、さきの県道の問題、町道の問題、いろいろありますけれども、解決できないことはないと思っています。ただし、そこに地権者がいるよということだけはお忘れな

ように調整をいただけると、大変ありがたいのかな。調整区域の問題、それから農振地域の問題、これも大変大きな問題でありますし、当蟹江町はマイナスゼロメートル以下の地帯であります。24時間農業用排水機でほぼ排水を担っていただいているわけでありますので、そういうことも考えて、非常にバランスを取りながらの行政になると思いますけれども、どうぞその点は、水野議員含めて議員各位にはご協力いただければありがたいと思います。

まだまだ蟹江町は伸び代が十分あると思います。ポテンシャルのある町だと思っておりますので、ぜひともご協力いただき、共に手を携えて前へ進んでまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

○4番 水野智見君

時間がありませんので、一言だけ申し上げたいと思ひます。

先ほど来話させてもらっています、六本木のまちづくりに関しては、93%の最終的に同意を得たということで話させていただきましたが、関係する地権者は400人以上みえたそうです。そうした中で、やっぱり先ほどもお話ししているように、いろんな考えで最初の頃はなかなか反対意見もあって進まなかったということがありますので、やっぱりそういった意見をしっかり聞きながら進めていってもらいたいと思ひますので、今後ともよろしくお願ひします。

以上で終わります。

○議長 佐藤 茂君

それでは、以上で水野智見君の質問を終わります。

ここで、産業建設部長、消防長、産業建設部次長兼まちづくり推進課長、土木農政課長の退席と、民生部次長兼子ども課長、給食センター所長、住民課長、ふるさと振興課長、政策推進課長の入場を許可いたします。

上下水道部次長兼水道課長は席を移動してください。

それでは、暫時休憩とさせていただきます。

開始は2時45分とさせていただきます。

(午後2時32分)

○議長 佐藤 茂君

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後2時47分)

○議長 佐藤 茂君

質問7番 板倉浩幸君の「物価高騰からくらしと営業を守る支援について」を許可いたします。

板倉浩幸君、質問席へお着きください。

○5番 板倉浩幸君

5番 日本共産党 板倉浩幸でございます。

私は、「物価高騰から暮らしと営業を守る支援について」と題して伺っていきます。

ロシアがウクライナへの侵略を開始して3カ月以上が経過しました。戦争の長期化は、市民のさらなる犠牲を生み、世界経済に与える影響も甚大です。この間、岸田政権は、経済安全保障推進法を成立させ、自民党の新たな国家安全保障戦略等の策定に向けた提言に基づき、米国、バイデン大統領との日米首脳会談の共同声明で、敵基地攻撃能力の保有をはじめ、軍事費の大幅な増額を約束しました。軍事に対して軍事の増強では、悪循環に陥るだけです。国会では、ロシアの侵略行為や台湾有事を口実に、憲法改正への策動が強まっています。燃料、原材料の値上げで、国民、中小業者の生活、経営は、厳しさを増しており、物価高騰が暮らしと営業に深刻な打撃を及ぼしています。優先すべきは経済対策です。憲法の改正論議を急ぐ理由は全くありません。憲法9条を生かした外交努力が求められています。軍拡より社会保障が大切なことは言うまでもありません。

では、なぜ物価高騰が起こっているのか、その原因は、新型コロナとウクライナ侵略だけではありません。アベノミクスによる異次元の金融緩和が異常な円安をつくり出し、物価高騰を招いた重大な要因の一つであることです。なぜ物価高騰で暮らしがこうも苦しいのか。賃金が上がらないからです。年金が貧しいという上に、下がり続けているからです。教育費負担が重過ぎる、消費税の連続増税で家計が痛んでいるからであります。弱肉強食の新自由主義が、日本経済を冷たく弱い経済にしてしまったことが、国民の生活苦の根本にあります。

新型コロナウイルスの影響も続いています。発生から2年半が経過しましたが、医療、介護の現場は依然厳しい状態が続いています。政府が医療体制の根本的な改善を行わず、療養は、基本的に感染者本人と家族に任されるなど、十分な対応がされていませんでした。新たな感染症は、分かったことは多くある一方、科学的根拠の乏しい情報の広がり、混乱を生み、新たな変異株が出る可能性も指摘されています。しばらくこの対応は続けざるを得ない状況があります。

それでは、質問させていただきます。

申し上げたように、コロナ危機によって景気の低迷、生活の困窮が長期に及んでいるところに、ガソリン、燃料、電気、ガス料金をはじめ物価の高騰が襲いかかり、暮らしと営業は深刻な影響を受けています。町民の暮らしと営業を守るために具体策を講じなければなりません。そこで、政策推進課にお尋ねをいたします。

現在、何か町として物価高対策、支援ですが、具体的に考えているのか、また、あるのかお願いをいたします。

○政策推進課長 丹羽修治君

ご質問にありましたコロナ禍における物価高騰への対応についてお答えさせていただきます。

令和4年4月26日に政府が公表したコロナ禍における原油価格・物価高騰等総合緊急対策を受け、コロナ禍における原油価格及び物価の高騰などの影響を受けている生活者や事業者への負担軽減を図るための対応を協議するべく、町長をはじめ各部局のトップが集まり、各課から提案された事業の検討を行いました。

生活者や事業者に対する物価高騰分の支援を行うにあたり、具体的には、コロナ禍で原材料や電気、ガスなどの物価高騰の影響を受けている事業所への支援金や、給食費の負担軽減について、現在検討しているところです。

以上でございます。

○5番 板倉浩幸君

今、交付金を活用して給食等、事業者支援を検討している最中ですという答弁なんですけれども。これから質問するのは、私からの具体的な講じる要望、また、提案であります。そこで、まず、先ほど答弁があった小中学校の給食費についてお伺いをいたします。

小中学校の給食の質と量の低下を招かないよう、食材費の物価高騰分で、今後、給食費の保護者の負担はどうかであります。現在、平成26年度から消費税率引き上げに伴う物価上昇分を平成27年に値上げすると同時に、子育て世帯へ経済対策として1食当たり30円の公費負担を行い、保護者負担を据え置き、現在、小学校で260円、中学校で300円であります。高騰分の給食費の保護者負担について、現在の考えをお聞かせください。

○給食センター所長 寺本章人君

議員の質問にお答えさせていただきます。

物価高騰分に対する今後の給食費の保護者負担についてでございますが、現在の物価上昇、物価の高騰に伴う食材費の上昇については、少しずつではございますが、蟹江町のほうにも影響は出てきております。購入単価のほうであります。少し上昇した食材もあります。ただ、現在のところ、給食に使用する食材を検討する際に、質の低下を招かないように価格等を考慮して食材を購入して運用しております。

今後の物価上昇については、まだまだ不透明な部分もありますので、状況を注視しながら、給食費の価格については、見極めて検討していきたいと思っております。

以上でございます。

○5番 板倉浩幸君

今答弁あったように、質の低下を招かないように状況を注視してという答弁でした。

ほかの自治体でも値上げに踏み切るところ、また、据え置きながら来年度値上げするところの自治体も出てきています。じゃあ実際に蟹江町で負担増になった場合、どうしても保護者に負担をお願いしなければならなくなった場合、高騰分を今1食30円の公費負担なんですけれども、これを増額を行い、保護者負担を据え置くことはできないのかお願いいたします。

○給食センター所長 寺本章人君

議員の質問にお答えさせていただきます。

先ほどもお答えをさせていただいた部分と答弁のほうが類似しますが、物価上昇に当たる給食費の影響のほうも、まだまだ不透明な部分もございます。今後、物価が上昇して、食材購入費を給食費に転嫁をしなければならなくなった場合についてですが、町としてどのような対応を取らせていただくのかというのを考えさせていただいて進めていきたいと思っておりますので、ご理解のほうをよろしく申し上げます。

○5番 板倉浩幸君

今後対応をどう取っていくかということなんですけれども、そこで、以前にも一般質問で憲法26条に義務教育はこれを無償にすると書いてあることで、学校給食費の負担は重過ぎるとして、小中学校の給食費の無料を質問しました。再度、小中学校の給食費の無償化を進めながら、保護者負担を軽減することはできないのか。また、文科省の通知が今出ております。先ほど政策推進課からもあった、地方創生臨時交付金の物価高騰分であります。

ここで、今、文科省の通知がこれです。この部分でコロナ禍における原油価格・物価高騰分の総合緊急対策、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用が可能な事業の例として、物価高騰に伴う学校給食費等に関する負担軽減ということがあります。ここの部分で、学校給食等の負担軽減等について、地方の実情に応じ、これまでどおり栄養のバランス、量を保った学校給食等が実施されるよう、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を拡充・活用し、物価高騰に直面する保護者の負担軽減、この取り組みに必要な支援を迅速に行うとあります。

そこで、この活用をあげてこのような通知があり、これを使って負担軽減ができないのかお願いいたします。

○給食センター所長 寺本章人君

先ほど議員から質問のございました小中学校の給食費の無償化及び地方創生臨時交付金の活用の件についてご質問がありましたので、お答えをさせていただきます。

以前にも議員から、同様に小中学校の給食費の無償化に関するご質問は受けておりまして、その際にもご答弁をさせていただきましたが、まず、今保護者に負担をお願いしている給食費というのは、給食に使用する食材部分でございます。この部分を負担するという考え方というのは、現在も学校給食法のほうに示されておりますので、引き続き食材部分の負担をお願いするという考え方で進めさせていただいております。

蟹江町においては、消費税の税率の上昇に伴い、現在は1食当たり30円の公費負担を行っております。負担している1食当たり30円というものは、近隣市町村に比べても優位の負担の補助をしているということは、ご承知おきをいただきたいと思います。

また、今回、地方創生臨時交付金の活用については、現在、小中学生を持つ保護者への支援といったところを議論を進めておりますので、ご理解とご承知おきのほうをいただきたいと思います。

と思いますのでよろしくお願ひします。

以上です。

○5番 板倉浩幸君

今、地方創生臨時交付金も活用して議論を決めていると。何かぼんやりした答弁なんですけれども、ここでちょっと町長に伺いたいと思います。

今、所長のほうからも議論しているということなんですけれども、もう既にほかの自治体、進めているところもあります。この近隣だと津島、弥富、ちょっと違った方式を取っているんですけれども。今の答弁からいくと、給食費の値上げ負担分、弥富市のように、それを地方創生臨時交付金を使って据え置くというやり方と、津島のように全体的に無償にするという方針が出ています。なかなか所長のほうから言えないんですけれども、現時点で町長の思いついてどこまで考えていますか。これをお願いいたします。

○町長 横江淳一君

それでは、給食費の件について、地方創生臨時交付金が充てられないかという質問であります。

大変我々も苦慮しておりまして、先ほど来お話をさせていただきました政策推進のほうで、今いろいろ各セクションから取りまとめておりますいろんな事柄を、臨時交付金を使っていくに効率よくできるかということでもあります。

まさにいろんなセクションがあつて、例えば商工会に関しては、ちょっと高額なサーキュレーター、エアコン、飛沫を防ぐためにこれをつけていただいた方については9割負担いたしますよということで、これは非常に好評でありまして、新たにまた予算を立てて、飛沫のいわゆるコロナウイルスの感染を極力防ごうと、そういう施策に今傾注しているわけでありまして、プラスまた別の形でも臨時交付金をあてがうということで調整をしている中で、今ここへ来て、いわゆる食材の高騰、小麦、そして油、ありとあらゆるもののコストが上がってまいりました。先ほど来申し上げましたとおり、成長過程にある子供たちの栄養バランスを崩してまでそのまま継続するというわけにはいきませんので、やっぱり食材の原価をどのくらいまで我々が保てるかというのは、まさに喫緊の課題だというふうに考えております。

今現在、1食30円の消費税アップのそのまま公費負担をさせていただいておりますし、今現在どうするかという結論の前に、今議会の最終日に多分お願いすることになると思いますが、交付税の額にもよりますけれども、今、首長の判断としては、また皆さん方にご討議いただくことになると思いますが、無料ということをいろんな自治体で聞くわけでありましてけれども、給食の無償化というのは、私自身は今現在は考えておりません。ただし、2学期、9月から始まる4カ月についての給食費の半分負担、2分の1負担を考えたらどうかなという今考えは、まだまだ議員の各位にはお示しをしてございませんが、ご了承を願うときがひよっとしたら来るのではないかなという今考えを持っています。



それと総括的に言えば、4,000円と4,400円が高いか安いかはまず置いておいて、給食というのは、基本的には保護者の方が負担していただくということは私は基本だと思っております。ただし、その中で公費の値上げについては、この先どれくらいのコストアップになるかというのは分かりませんので、やみくもに無料にして、この先また給食費を上げるなんてことになればやぶ蛇でありますので、我々としては、まずは半額程度の補助を考え、様子を見、そして年が明けた中でどういうふう原材料が高騰するかということをしっかり見極めた上での施策を今考えるのがいいのかなと、こんなことを今思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○5番 板倉浩幸君

ありがとうございます。

現在どのくらいまで考えているのかということで、最終日に多分上程してくるんですね。またそのときに議論したいと思ひます。今のところ2学期の半額程度でどうかなと検討しているということで、ここにもあるんです、学校給食の負担軽減ってやっぱり。それを活用してもらいたいと思ひます。

では、次に、保育所の給食費について伺っていきます。

小中学校同様に、食材費高騰分は町が負担し、現在、高騰分で保護者負担なんですけれども、加えて保育所についても給食費の一部助成を行い、保護者負担を軽減することはどうかということです。これも先ほど小中学校と同様に地方創生臨時交付金を活用して、公立保育所、また私立、民間なんですけれども、幼稚園、認定こども園での保護者負担の軽減はできないのかお聞かせください。

○民生部次長兼子ども課長 館林久美君

それでは、板倉議員からご質問いただきました、保育所の給食費についてお答えさせていただきます。

給食費に係る費用は、人件費、光熱水費、食料費等がございます。現在保護者にご負担いただいている部分は、食材費のみでございます。小中学校と少し違って保育所の場合ですと、年度初めということもありまして、3歳児、特に年少児なんですけれども、喫食量がとても少なく、食品ロス対策といたしまして、仕上がり量の調整をさせていただいております。ですので、献立作成時において、現在のところ必要な栄養価を保つことができないというような物価高騰の影響は受けていないということが現状でございます。

今後、子供たちの喫食量が通常となり、食材の高騰による影響を受けるようになり、栄養価を保つことができなくなった場合には、再度検討をさせていただきたいと思ひます。

また、保護者への直接的な負担軽減につきましては、私立の施設も含めた検討が必要になるかと思ひます。ですので、公立保育所のみを行うということではできません。

幼児教育・保育無償化がスタートし、保護者負担というものは一旦そこで軽減されている

のかなと考えております。また、加えて低所得のご家庭につきましては、現在副食費の給食費の減免をさせていただいておりますので、現在のところ、交付金の活用というものは考えておりません。

以上です。

○5番 板倉浩幸君

今答弁あったんですけれども、所得に応じた320万円だったっけ。副食費の4,500円を負担し、保護者には1,000円ということはあるんですけれども、これ別に町独自でやっているわけじゃないんです。国の事業であります。

そこで、もうちょっと聞きたいんですけれども、確かに民間、公立、蟹江町にもあります。公立のほうがやりやすいという言い方はいけないんですけれども、じゃあ県の補正予算、多分知っていると思いますけれども、物価高騰で給食費増に直面する民間保育所に、県も増える給食費に対して園児1人当たり40円支給される予算が今出ております。ということで、民間にはこうやって県も補助するよ。じゃあ町として、もう少し臨時交付金なども活用して保護者負担の軽減、小中学校同様に幼稚園、保育所、また民間も含めてやれないのか、再度お願いいたします。

○民生部次長兼子ども課長 舘林久美君

愛知県のほうから1食当たり40円の補助というところの情報は、ちょっと入ってきております。ただ、その中身、制度設計というものがまだ詳しく分かっておりませんので、ちょっと近隣の状況を確認しつつ、県の情報をもらったところで私立への補助、多分今議員おっしゃったものは、施設への補助メニューになると思いますので、そのあたりもう少し詳しく探りながら検討をしていきたいと思っております。

以上です。

○5番 板倉浩幸君

津島が、この臨時交付金を使って保育所、民間も公立も小中学校もそうなんですけれども、行います。確かに公立、私立、民間、あと保育料に含まれている0～2歳児。これ本当に大変だと思います。次長とも話ししているんですけれども。

ぜひ、これ本当大変な作業だと思います。その辺を給食費の今回保護者負担軽減に、ぜひとも小中学校同様をお願いしたいと思います。

ちょっと教育長にお尋ねします。ちょっと通告にないんですけれども、今までで給食費、前の教育長にも聞いているんですけれども、給食費、町長現在無料化、公共的なやつなんですけれども、無料化を考えていないよという話です。教育長の考えをちょっと聞かせてほしいです。お願いいたします。

○教育長 服部英生君

板倉議員の質問にお答えさせていただきます。

今の社会情勢を見たときに、この先の状況がまだまだ予測が全然つかない中で、各市町、津島、弥富のような状況も承知しておりますけれども、見えない中で、そこで完全にしていってしまうというのが少し自分は非常に不安だなということを思います。これだけ円安が進んできて、20年ぶりに本当に135円という、自分もどこで止まるんだろうと思っているのがどんどん上がってしまっている中で、そういうのが材料費、燃料費、いろんなどころにかかってきたときに、一応それをしてしまったときに、その先どうなるんだろうと非常に不安に思うので、自分も状況を見ながら検討をしていくことが非常に大事なかなということで思っておりますので、町長言われたように半分様子を見ていくという考えも1つなのかなということをおもっております。

それぞれ給食センターのほうの食材費の様子、どのくらい上がっていくのかという金額を見ながら、今後検討していくのがいいのかなというふうに考えております。

以上です。

○5番 板倉浩幸君

ちょっと教育長に聞いたのは、今回の交付金を使ってそういう話じゃなくて、先ほど申したように義務教育の一環だと私は考えております。給食そのものを。そのことについて、先ほど町長はちょっと無料は考えていない。教育長の基本的な考え方を義務教育の一環と捉えて無償にするということをどう考えるのか、その辺をお願いします。

○教育長 服部英生君

教育費を全く無償化にしていくという、そういう意味合いでどう思うのかということでしょうか。

給食に限らず、いろんな教材費だとか、それから制服だとかいろんなものがあるかと思っております。それをどこまで公費で全て負担していくのかという議論になっていくと思うんですけども。そんな中で給食費、あるいは教材費それぞれいろんなものが各学校においてどういうものを導入していくかというのはそれぞれの学校に任せている部分ですし、あるいは私立のほうでもそうです。私学のほうでも施設のほうが非常によかったりする中で、そういうバランスを取ったときに、全て無償にという段階を、ゴールはそこにあたりするのかもしれませんが、現時点でそれをすぐにするというのは、自分は難しいのかなと、よく受益者負担という言葉もあつたりします。その辺をどう捉えるのかということをおもえながら考えていくべき問題かなと自分は考えています。これでよろしいでしょうか。

○5番 板倉浩幸君

教育長の考えも聞けました。小中学校の給食、または保育所の給食を聞いてきました。こればかりではありません。生活困窮世帯について、ちょっと伺っていきます。

今回、この生活支援の中に取り組み例として、生活に困窮する方の生活支援とあります。そこで聞いていきます。

生活保護世帯を含めた生活困窮世帯に対する光熱費の一部負担の助成はできないかであります。これについても今、書画カメラを使って地方創生臨時交付金の生活支援事業にもあります。

ここで、今資料として提示したのが、ここの生活支援に関する事業で生活困窮者、低所得者に対する給付金の支給、生活者に対する電気・ガス料金を含む公共料金の負担軽減とあります。このような地方創生臨時交付金を活用して、困窮者の光熱費の一部の助成はできないのかお願いいたします。

○住民課長 戸谷政司君

それでは、ご質問にお答えさせていただきたいと思います。

現在、物価高騰等への支援措置といたしまして、住民税非課税世帯や家計急変世帯に対して臨時特別給付金を支給させていただいておるところでございます。現状として、上乗せ支給やさらなる助成について、現在のところ予定はないというところでございます。

以上でございます。

○5番 板倉浩幸君

現在のところ、ちょっと考えていないよということです。

じゃあ実際にこういう活用もできるという取組例として挙がっておりますので、考えていないじゃなくてちょっと前向きに考えてほしいのと、じゃあ住民税非課税世帯に対する臨時交付金、令和3年度あり、4年度も支給されていない世帯に対して給付をこれから行っていきます。前にも聞いておりますが、これを拡大し、住民税非課税世帯だけではなく、住民税の均等割のみの課税世帯、これに対応できないのかお聞かせをお願いいたします。

○住民課長 戸谷政司君

それでは、ご質問にお答えさせていただきます。

住民税均等割が課されている世帯で、そこまで支給できないかというご質問だと思いますけれども、住民税均等割が課されている世帯で、世帯の所得が、住民税均等割が非課税となる水準まで減少した場合は、今回支給させていただいております家計急変世帯として臨時特別給付金の対象となる場合がございますので、現在の制度を引き続き周知して、広くご利用いただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○5番 板倉浩幸君

初日のときにも話した家計急変、確かにありますよね。ですけれども、そのときに聞いて申請が六十数件だと。社協と連携しながらやっていくということなんですけれども、本当に均等割非課税まで行かないけれども、均等割、多分対象者が結構いるんです。その辺をもうちょっとフォローできないのかということなんです。ちょっと部長、お答えお願いします。

○民生部長 寺西 孝君

ただいまのご質問につきましてお答えをさせていただきます。

今、住民課長からもありましたように、令和3年度、4年度、2年に引き続きまして、住民税非課税世帯に対する10万円の給付金の事業を行っております。令和3年度事業といたしましては、非課税世帯といたしまして2,713世帯の方、そして家計急変62世帯の方、合わせて2,775世帯ですので、2億7,750万円の給付が、令和3年度としては終了しておりますところでございます。

今ご質問にありました住民税均等割のみ課税されていらっしゃる世帯、これもおおよそ800世帯というのは、私どもは把握はさせていただいております。そのような世帯というのは、やはり所得割が算出されていない世帯でございますので、所得の低い世帯であるということは十分に認識をしております。つきましては、地方創生臨時交付金を活用しての事業を今ご提案いただいたところでございますが、町独自の支援につきましては、この係る財政規模の問題もございまして、優先順位の件もございまして、この基準をしっかりと判断して検討してまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○5番 板倉浩幸君

800世帯あるんですね。確かに大変ですね。

均等割のもぜひ考えていただきたいのと、じゃあもうちょっと、生活保護世帯に厚労省から支給通知、エアコン設置の助成があります。これ5万円の給付があるんですけども、条件が厳しくて、ちょっと使いにくい制度であります。対象者、申請者も本当少ないということなんですけれども、じゃあ実際これも使って対象者をもうちょっと広げて、ひとり親世帯とか非課税世帯対象にエアコン設置の助成、これから夏、今から助成してもちょっと間に合わないというのものもあるかもしれませんけれども、これについてどうでしょうか。お願いいたします。

○住民課長 戸谷政司君

それでは、エアコンの設置等の助成についてご質問いただきました。お答えさせていただきます。

議員言われますとおり、近年、夏期の気象状況は連日猛暑が続く状況で、熱中症対策にエアコンが必需品となってきていると認識をしております。

町独自のエアコン設置等の助成につきましては、現在のところ実施しておりません。しかしながら、国・県等の制度の動向や、また、他市町村の状況等を踏まえまして、検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○5番 板倉浩幸君

ちょっと時間もないですので、もうちょっと踏み込んで本当は聞きたいんですけども、

じゃあ次に、今、非課税世帯から生活支援、ひとり親、いろいろ聞いてきました。じゃあ営業で、中小零細事業者について次、伺っていきます。

新型コロナウイルス感染症、物価高騰で、今でも中小業者の営業も影響を受けています。持続化給付金をはじめ国が行う中小業者への直接支援、これ、今、事業復活支援金、これで今のところ終了することになります。そこで聞きます。

店舗、工場の家賃や、設備リースなどの固定費補助はできないかであります。ここでも、事業者支援に関する公共料金の補助、また、テナントに対する家賃の固定費の補助、今回高騰分の地方創生臨時交付金、いろいろ使えます。これも活用してできないことがあるかどうかお願いいたします。

○ふるさと振興課長 北條寿文君

お答えさせていただきます。

現時点におきましては、店舗、工場の家賃や設備リース料などの固定費補助を実施する予定はございません。町商工会との連携を図りながら、町内事業所における固定費補助に対するニーズを確認させていただき、補助事業の実施の必要性をしっかりと検討してまいりたいと思います。

以上です。

○5番 板倉浩幸君

ニーズがどのぐらいあるかということで。先ほど町長もちょっと触れた感染防止対策の事業、これ最高30万円、9割までという、これすごく活用があっというんですよね。すぐ予算がいっぱいになっちゃって、当初8月までの募集が、もういつか終わってしまっているんです。

実際に電気、水道本当これだけ上がって苦しんでいる業者は大勢いるんです。ニーズも聴取をしながら、ぜひ考えていただきたいと思います。

あと、今回、飛島へちょっと行ったときに、新聞にも載っていました。飛島が飲食店が作った弁当を販売し、村役場でテイクアウト、この支援を行っています。これなかなかいろんなものもあって、ちょっと僕でも予約して買いに行こうかなと思うくらいなんですけれども、これ、商工会、観光のほうでもいいですけども、この辺の状況って蟹江町、どんな取り組みになっているんです。お願いいたします。

○ふるさと振興課長 北條寿文君

今ご提示いただきました飛島さんのイベントは、ちょうど今週始まり、来月の8日まで実施されるということで承知をさせていただいております。実はこの飛島さんのテイクアウトのほうにも、蟹江町から今回初めて2品ほど今、これは飲食で食べるお弁当ではありませんが、特産品ということで、洋菓子とふなみそが今2つ一緒に参加をさせていただいているところがございますが、町といたしましては、今観光協会、そして商工会、さらには祭人（さ

いと)の指定管理者ということで、多様な主体と連携を図りながら、いろんな取り組みをしている最中ですが、例えば商工会さんですと、近くの敷地を使って既にテイクアウトのイベントを実施していたり、あるいは4月当初ですと、さくらウォークというふうに題しまして、ウォーキングの中の発着点でテイクアウトを行ったり、また、町といたしましては、観光交流センター祭人(さいと)を拠点といたしまして、毎月第3の土曜日ですがマルシェを行っております、ここでもテイクアウトを実施しております。不定期、定期、両方合わせて様々な主体で取り組んでいる実情でありますので、またインフォメーションのほうを強化してしっかり取り組んでまいりたいと思いますので、ご支援よろしく願いいたします。

○5番 板倉浩幸君

ちょっと通告にはなかったんだけど、いい取り組みだなと思って、蟹江町でも昨年も1回やったのかな。あとマルシェも行っているところなんですけれども、ぜひ商工会も含めてちょっと検討してもらいたいと思います。

では、続いて、水道料金について次にお伺いをいたします。

町として、令和2年7月から12月の検針分の6カ月間、水道の基本料金を免除しました。減額で1億2,000万円、利益積立金の1億3,000万円充当して企業会計で行ったんですけれども、これについて、また減免することは考えていないのかお願いいたします。

これについて、水道料金を減免すると、全世帯が対象になるんです。子育てだけではなくて、高齢者支援だけではなく、この辺についてお願いいたします。

○上下水道部次長兼水道課長 伊藤和光君

水道料金減免についてお答えいたします。

議員のご説明どおり、令和2年度にコロナ感染症の状況を踏まえ、住民の生活などを支援するため、6カ月間3期分の基本料金の減免を実施いたしております。しかしながら、現在水道事業は、人口の減少や節水機器の普及により、料金の収入が見込めない中、昭和46年の発足以来40年以上が経過し、施設等の老朽化も進み、計画的に施設更新や配水管の布設替えを行っている状況でございます。

経営状況は年々厳しくなっており、このような状況を踏まえると、水道料金の減免は、今現在は難しいと考えております。

以上でございます。

○5番 板倉浩幸君

現状厳しいと、前回企業会計でやっちゃったんだよね。現状厳しいということで、あと財源の問題もあると思います。企業会計じゃなくて一般会計でどうだと。これ先ほどの交付金も使ってできます。財政の面ですので総務にお聞きしたいんですけれども、この活用をして水道料金の引き下げってできないものなのか、ちょっとご確認をお願いいたします。

○総務部長 浅野幸司君

では、私のほうからご答弁させていただきます。

先ほど、上下水道部の次長のほうから答弁させていただいたように、令和2年に3期分の減免をしたんですけれども、費用が約1億3,000万円でございます。そのときの財源をどうするかという議論もありましたけれども、結論としては、水道企業の中の内部留保資金を財源といたしまして減免したという経緯でございます。

先ほど議員のお話で、一般会計からの繰り出しはどうだというご質問ございましたけれども、そもそも論で申し上げますと、水道事業というのは企業会計で、お財布が別でございますので、一般会計のほうからそういった臨時交付金の財源を充当してお支払いするというのも一つの手法ではありますけれども、確かに全世帯が対象になって、非常に今の物価高騰分の対応分としてはいいかも分かりませんが、しかしながら限られた財源の中、やはり1億数千万円出るということは、かなり財源的にも大きな財源になると思いますので、他の事業も含めて限られた財源の中で、町として今本当にやるべき事業がどれかということも優先順位を考慮して今いろいろ精査している状況でございますので、そういったことも含めて判断してまいりたいと思います。

以上でございます。

○5番 板倉浩幸君

町民の方に本当にどういう支援をやったら本当助かったわと言ってもらえるような支援なんです。優先順位あります。ぜひそれも踏まえて考えていただきたいと思います。

じゃあ最後、ここの部分で政策推進室長に伺います。小中学校の給食から保育所の給食費、生活困窮世帯、中小零細事業者、水道料金について質問してきました。これらの提案、要望について、政策推進室長のお考えの答弁をお願いいたします。

○政策推進室長 黒川静一君

ご答弁させていただきます。

地方創生臨時交付金は、通常分と原油価格・物価高騰対応分を含めて約2億円あまりの交付額となる予定になっております。

現在は、当初予算でお認めをいただいた新生児への子育て臨時交付金、そして事業者へのコロナ対策の支援などの各種事業に取り組んでおり、さらに、今議会でプレミアム商品券の発行事業をお願いをしているところでもございます。

こうした取り組みを行った上でも交付限度額に余裕があるため、各課において町としてできることを、今洗い出しをしているところでございます。まずは、取り急いで実施する必要がある事業を早急に提案をさせていただきたいと思います。

また、今の社会情勢を注視しながら、町民の皆さんにとって何が一番必要なのかを庁内でしっかりと考え、引き続き今後提案できるような内容をまた精査してまいりたいと思っております。



以上でございます。

○5番 板倉浩幸君

政策だから最後に政策に考えをお聞きしました。

今回、地方創生臨時交付金、先ほどの物価高騰分合わせて2億円強あります。ぜひ活用して、昨年の繰り越しもまだありますよね。その辺も活用して、優先順位を決めながらやっていってほしいと思います。

じゃあ最後です。

消費税インボイス制度にちょっと、これ飯田君も後でまた質問ありますけれども、ついてちょっと伺っていきます。

2020年度の国の税収は、60.8兆円と過去最高を記録しました。見過ごせないのは、税収構造の変化です。1990年度に4.6兆円だった消費税税収は、2020年度に21兆円まで増加しました。安倍政権の下で5%から8%、さらに10%へと2度の税率の引き上げが行われ、所得税、法人税の税収を抜いて消費税がトップになりました。これが1990年度と2021年の、これ消費税がトップとなっております。

政府は、2010年から2020年の10年間に家計の可処分所得は13.9兆円増えたと言いますが、消費税増税による国民負担が、地方消費税を含めて14.2兆円であり、差し引くと、実質可処分所得は増加はゼロになります。10年間の可処分所得を奪った消費税増税分を減税して、家計を温め、経済の好循環をつくり出すことが求められます。

消費税が10%へと増税され、消費大不況に陥り、その後、コロナ禍、ロシアがウクライナに侵略、さらに20年ぶりの超円安です。コロナ禍の物価高騰対策として、世界の80の国・地域が実施している消費税付加価値税の減税が、日本でも物価対策として必要であります。すぐに対応できる即効性のある緊急対策です。

また、免税業者の方が、来年10月からインボイス制度が実施となり、課税業者となれば、消費税分を受け取っていなくても売上高の10%、8%が消費税相当額にみなされます。ここから仕入れた経費にかかった消費税を引いて納税するのが納税ですが、赤字でもかかります。中小業者が納税を義務づけられる一方、転嫁できなければ身銭を切って納めなければなりません。そこで、町長に伺っていきます。

消費税は食品だけでなく、あらゆるものにかかる税金で、税率の引き下げは、全てのものが値下げされるのと同じであります。そこで、コロナ禍と物価高騰の今こそ消費税を5%に引き下げ、インボイス制度の実施を中止するように国に求めることについての町長の考えをお願いいたします。

○町長 横江淳一君

それでは、お答えをいたしたいと思います。

まず、消費税引き下げ、インボイス制度の中止というのは、我々が今、ここで言動として

出すのは、あまり適切ではないなというふうに思っております。確かに5%、8%、10%の消費税がかかりました。これは一応社会保障の本当に恒久財源に今充てられているわけでありまして、確かに生活困窮、いろんな問題があるかも知れませんが、これを正確にとって地域にやっぱり均等にお渡しする、これが僕は消費税の役目だと思っております。そういう意味で確かに1,000万円以下、いろんな制約があるわけでありまして、来年度10月1日からスタートするこのインボイス制度、まだまだ分からない複雑な部分があると思います。ですから、税理士さんとかか商売をやってみえる方、そうであります。また、商工会さんとかかにも説明の窓口があるようでもありますので、いろんな話がこれから出てくると思います。ただ、インボイス制度が明らかにこれはいかんとかじゃなくて、当然出さなければならない税金、国で決められた税金を地方公共団体の長が云々というようなことだけは、取りあえず今回言明は避けさせていただきたいと思っております。ただ、しっかりと制度として定着してやっていければ、軽減税率はそのまま残るわけでありまして、よろしくお願ひしたいと思っております。

以上です。

○5番 板倉浩幸君

最後のまとめで言いたかったけれども時間が来ましたので、以上で質問を終わります。

○議長 佐藤 茂君

それでは、以上で板倉浩幸君の質問を終わります。

ここで、民生部次長兼子ども課長、給食センター所長、住民課長、政策推進課長の退席と、産業建設部長、消防長、総務部次長兼税務課長、介護支援課長の入場を許可いたします。

上下水道部次長兼水道課長、ふるさと振興課長は席を移動していただきますようよろしくお願ひします。

それでは、暫時休憩します。

(午後3時44分)

○議長 佐藤 茂君

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後3時49分)

○議長 佐藤 茂君

質問8番 飯田雅広君の「インボイス制度が蟹江町に与える影響について」を許可いたします。

飯田雅広君、質問席へどうぞ。

○8番 飯田雅広君

8番 立憲民主党 飯田雅広です。

議長の許可をいただきましたので、「インボイス制度が蟹江町に与える影響について」一般質問を行います。

2023年10月から、日本ではインボイス制度という消費税に関する新たなルールがスタートする予定です。では、インボイス制度とは一体どのような制度なのでしょう。また、インボイス制度によって社会にどのような変化が起きるのでしょうか。

一番大きな影響を受けるのは、これまで免税事業者だった、中小企業や個人事業主、フリーランスとして活動している人になるかと思います。そこで、蟹江町におけるインボイス制度の影響についてお聞きをいたします。

それでは、まず、基本的な消費税の納税の仕組みについてお聞きをいたします。お願いします。

○総務部次長兼税務課長 鈴木孝治君

質問のございました基本的な消費税の納税の仕組みについてお答えいたします。

消費税は、事業者が販売する商品等の価格に含まれて、生産業者、卸売業者、小売業者、消費者へ次々と転嫁され、最終的に消費者が負担するものです。

小売業者などが仕入れの際に支払った消費税を差し引くことを仕入税額控除といい、流通の各段階で2重、3重に税が課されることのないような仕組みとなっております。

なお、課税売上高が1,000万円以下の事業者は、原則として消費税の納税義務が免除され、消費税の申告を行う必要はありません。ただし、免税事業者でも課税事業者となることを選択することができます。

以上でございます。

○8番 飯田雅広君

小規模の事業者向けに、今ご説明いただいた消費税の仕組み、本則課税といいますけれども、それ以外にも簡易課税制度というものが小規模事業者向けにあるかと思います。では、この簡易課税制度についてはどのようなものか教えてください。

○総務部次長兼税務課長 鈴木孝治君

今、ご質問のございました簡易課税制度についてお答えいたします。

簡易課税制度とは、課税売上高から納付する消費税額を計算する制度で、課税売上高が5,000万円以下であり、消費税簡易課税制度選択届出を提出している場合に適用することができます。

この場合の消費税額は、課税売上にかかる消費税額から、その消費税額に事業区分により40%から90%までの6段階のみなし仕入率を掛けた課税仕入れ等に係る消費税額を差し引いて計算します。この制度を用いれば、実額による仕入税額の計算や課税仕入れ等に係る適格請求書等、いわゆるインボイスの保存などが不要となり、事務の負担を軽減することができます。

以上でございます。

○8番 飯田雅広君

基本的な消費税の納税の仕組みは、今確認をできました。

それでは、新たに始まるインボイス制度というものはどういった制度なのか教えてください。

○総務部次長兼税務課長 鈴木孝治君

質問のありましたインボイス制度についてお答えいたします。

令和5年10月から実施されるインボイス制度は、正式名称は適格請求書等保存方式といい、複数税率下において適正な課税を確保する観点から導入される仕入税額控除制度です。

適格請求書、いわゆるインボイスとは、売り手が買い手に対し、正確な適用税率や消費税額等を伝える手段となるもので、現行の区分記載請求書に事業者の登録番号、適用税率、消費税額が追加されたものとなります。

買い手が仕入税額控除の適用を受けるためには、帳簿のほか、このインボイス等の保存が必要となります。売り手がインボイスを発行するためには、課税事業者となり、税務署で登録を受ける必要があります。したがって、免税事業者は、インボイスを発行することができませんので、免税事業者から仕入れた事業者は、仕入税額控除ができなくなります。ただし、インボイス制度への円滑な移行のため、経過期間が設けられており、免税事業者から仕入れた場合でも、令和5年10月から令和8年9月までは仕入税額相当額の80%を、令和8年10月から令和11年9月までは仕入税額相当額の50%を控除することができます。

以上でございます。

○8番 飯田雅広君

今、消費税の仕組みについて3問お聞きしましたが、今答弁にあったように、聞いていてもよく分からない、消費税というのは複雑な仕組みだと思います。消費税の申告や計算は、本当に手間がかかることもあります。これまでは、基準期間、個人事業主の方は前々年、法人の方は前々事業年度の課税売上高が1,000万円以下の小規模事業者の消費税の申告、納税については免除をされてきました。

繰り返しになりますけれども、事業者にとって消費税は、課税売り上げにかかる消費税額から課税仕入れにかかる消費税を差し引いた金額を納付する仕組みになっています。課税仕入れにかかる消費税の控除、これを仕入税額控除といいますけれども、これを受けるために、税額を記した帳簿と請求書の保存が必要となっていました。インボイス制度は、この要件がより厳格化されることとなります。仕入税額控除を受けるためには、現行の請求書ではなく、一定の記載要件を満たした取引証憑、いわゆる適格請求書が必要となります。

消費税を納める必要のある課税事業者は、できるだけ消費税の納付額を抑えたいわけですから、そもそも免税事業者は、税務署からインボイスに記載すべき登録番号をもらえないため、課税業者は免税業者からの仕入れをやめるなど、免税業者は取引から排除される心配があります。あるいは単価の切り下げを求められたり、課税業者になるよう要求され、消費税

の納税が必要になるかもしれません。このように、免税業者は大きな危機に面することになります。そこでお聞きをいたします。

年間の課税売上高1,000万円以下の免税事業者は、蟹江町内にどれくらいあるか分かりますか。

○総務部次長兼税務課長 鈴木孝治君

今ご質問のございました課税売上高1,000万円以下の免税事業者数についてお答えいたします。

こちら、消費税の制度ですので、津島税務署に免税事業者数についてお尋ねしたところ、課税売上高1,000万円以下の免税事業者数については把握しておりませんとのことでした。町が保有するデータでそれに近いものと、個人住民税における営業収入が1,000万円以下の方の件数ということになります。ただし、法人は含んでおりませんし、1,000万円以下の方でも消費税を申告納付されている方もおられますので、あくまでも参考ということでご了承いただきたいと思います。

令和3年度の個人住民税において、営業収入が1,000万円以下の方は、約1,000人でした。

以上でございます。

○8番 飯田雅広君

今、1,000人というような答えでしたけれども、実際は分からないというところだと思います。どれだけの免税事業者の方がいらっしゃるかわからないですけれども、免税事業者の方は大きな危機を迎えると考えます。そこで、このインボイス制度の相談窓口の設置などの対策が必要だと思いますけれども、この点に関してはいかがでしょうか。

○ふるさと振興課長 北條寿文君

お答えさせていただきます。

インボイス制度に係る民間事業者への制度説明は、国税職員等が対応することとされております。町職員が直接に相談業務を行う窓口の設置は難しいと思いますが、事業者からのお問合せやご相談に備えて税務署等の対応機関におつなぎできる体制を整えていきたいと思っております。

また、制度に係る広報、周知は、町の広報紙や公式ホームページで取り組んでいきたいと思っております。

以上です。

○8番 飯田雅広君

それでは、次に行きます。

今まで免税事業者であった皆さんが課税事業者になれば、今まで免除されていた消費税を納税しなくてはなりません。課税事業者となる場合は、消費税の制度の仕組みや申告書の書

き方なども習得する必要があります。そこで、商取引で不利となる可能性のある免税事業者の研修等は考えているかお答えください。

○ふるさと振興課長 北條寿文君

こちらにつきましても町のほうで直接行うことが困難でありますので、税務署や商工会等が実施する研修等の機会をご案内してつないでいきたいと思えます。

○8番 飯田雅広君

それでは、相談や研修体制に関して、商工会との連携についてはどのようになるか教えてください。

○ふるさと振興課長 北條寿文君

制度に関するご相談や研修につきましては、町商工会が既に実施しております。今後も実施していく意向にありますので、町としましては、広報、周知に協力させていただくとともに、お問い合わせを受けたときには、商工会等へおつなぎしていきたいと思えます。

以上でございます。

○8番 飯田雅広君

繰り返しになりますけれども、インボイス制度が導入されると、税務署が指定する番号付きの請求書でないと仕入税額控除ができなくなります。つまり課税売上1,000万円以下の免税事業者は、インボイス制度の下では税務署に登録して課税業者にならないと、取引先に仕入税額控除ができないとして取引から排除されるおそれがあります。

インボイス制度が導入されると、蟹江町と取引のある事業者にも影響がある可能性があります。蟹江町の決算書を見れば、様々な支払いがたくさん出てきます。これらの支払先である事業者の中には、小規模事業者の方やシルバー人材センターで働く方など、免税事業者の方もこの中にいらっしゃいます。蟹江町は、こうした方々と今後取引をするに当たってどういった対応をしていくのでしょうか。インボイスの適格請求書を求めるのでしょうか。そこでお聞きをいたします。

まず、一般会計については消費税の申告義務がないことから、蟹江町と取引のある事業者に適格請求書を求めないのでしょうか。お聞きをいたします。

○総務課長 藤下真人君

それでは、蟹江町の適格請求書を求めないのでしょうかというところでお答えさせていただきます。

まず、一般会計につきまして、蟹江町の一般会計は、議員のご指摘のとおり消費税の申告義務を負いません。そのため、仕入税額控除の手続きは行わないため、適格請求書を納税等の手続きに用いることはありません。

以上です。

○8番 飯田雅広君

それでは、上下水道事業は、消費税の申告義務がある課税事業者であることから、蟹江町と取引のある課税事業者に対して適格請求書を求めるのかお聞かせください。

○上下水道部次長兼水道課長 伊藤和光君

水道事業会計及び下水道事業会計を所管しております。上下水道部の現状、今後の見通しについて、次長の私から答弁させていただきます。

議員から発言がございましたとおり、両事業会計ともに現在、消費税の申告義務があり、毎年消費税の申告を行っておりますが、インボイス制度が始まりますと、より厳格な手続きによる申告が必要となってきます。

適格請求書を求めるかのご質問でございますが、消費税の計算過程で必要となります仕入税控除額を適正に算入するためにも、取引相手であります全事業者に対して、適格請求書の要件を満たした請求書の発行をお願いすることになります。

以上になります。

○8番 飯田雅広君

それでは、事業者から蟹江町が求められたときは、蟹江町は適格請求書を発行できるのかお伺いをいたします。

○総務課長 藤下真人君

それでは、一般会計でご回答させていただきます。

蟹江町として適格請求書を発行できるように対応しなければ、取引相手が仕入税額控除を受けられなくなるため、一般会計として適格請求書発行事業者の登録について、必要な手続きの準備をしていく予定です。

以上です。

○8番 飯田雅広君

これまで、小規模事業者に関してのこのインボイス制度について質問をしてきましたけれども、繰り返しになりますけれども、消費税の納税額を算出する計算方法は2種類あります。その中で、小規模事業者としては簡易課税を選択することになるかなと思います。簡易課税は、中小企業や個人事業主、フリーランス向けの計算方法と言われております。簡易課税は、この小規模事業者の事務負担軽減を目的とした制度になっております。しかしながら、この計算方法を覚えておき、きちんと内容を把握しておかないと、思わぬ損失につながる可能性があります。簡易課税は、受け取った消費税に対してみなし仕入率を乗じておおよそ支払った消費税を算出する計算方法のため、納税額が簡単に算出でき、事務作業が大幅に軽減されます。みなし仕入率のパーセンテージは固定となっております。実際の仕入額の内訳によって納税額が少なくなる場合もあります。事業区分とパーセンテージとしては、第1種事業としては卸売業が90%、第2種事業として小売業が80%、第3種事業が製造業等の70%、第4種事業は1から6までを除いたその他の事業で60%、第5種事業がサービス業等で50%、第

6種事業が不動産業の40%の率になっています。

簡易課税制度のデメリットとして、例えば複数の事業を営んでいる場合、課税売上を区分しているところが変わってきます。例えばサービス業と小売業をやっている事業ですと、パーセンテージがずれてきますので、その業種ごとに異なるみなし仕入率を計算することになります。したがって事務作業がかえって煩雑化するおそれもあります。

そして、一度簡易課税制度を選択した場合は、2年間の継続適用をする必要があります。いわゆる2年間の縛りになります。その場合ですけれども、例えば支出や設備投資が多い期間であれば、支出に係る消費税は増額します。しかしながら簡易課税制度の場合ですと、控除額は収入に係る消費税掛けるみなし仕入率で算出されるため、支出や設備投資の増加が控除額に影響を及ぼすことはありません。したがって原則課税のほうが控除額が大きくなり、消費税の納税額が結果的に少なくなるというパターンになり得ます。この場合は、簡易課税を適用することで税負担が増えるようになります。この場合は2年縛りの影響を受けるということになります。

再度質問いたしますけれども、私はこの免税事業者のことを本当に心配をしております。本則課税か簡易課税どちらを選択するのか、それが損なのか得なのかという相談に公の機関が乗ることは駄目だと思っておりますけれども、この相談窓口は、研修で簡易課税の仕組みをしっかりと理解していただいて、メリット、デメリットをしっかりと自分たちで考えられるのか、理解できるのかというところを心配しております。影響を受ける全ての免税事業者が、しっかりとこのメリット、デメリットを理解し、できなければこのインボイス制度の本当の意味でのスタートはできないと思います。今の研修ですとか相談窓口の質問をしましたが、税務署しかできないというような答弁でした。本当に免税事業者に対して冷たいなと正直言って思います。もっと、この蟹江町で事業をやっている小さい事業者のこともしっかりと考えて、サポートしていただきたいというふうに思いますけれども、このあたりどうでしょうか。もっとしっかりとしたサポート体制にできないのか、そしてきちんと今、免税事業者の方にこの制度の仕組みをしっかりと理解してもらうような体制が取れないのかお聞きをいたします。誰でもいいです。答えられる方。

○ふるさと振興課長 北條寿文君

ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

なかなか町で難しい部分につきましては、商工会ときちっと今対話をしているところがございます。商工会さんのほうが手続きに関しても窓口で会員の方のみならず、一般の個人事業者の方もご相談に応じていただけるというところの確認を取っておりますので、お困りで、また町のほうにお声かけがあった場合にもしっかりとおつなぎして、その相談に応じられるような促しをしてみたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○8番 飯田雅広君



本当にこの制度が始まってから、急にどうしようというような相談、きっと役場に来るんじゃないかなと思います。今、ふるさと振興課長からはご答弁いただきましたので、一度総務部長、どうでしょうか。何かお考えありますでしょうか。

○総務部長 浅野幸司君

では、私のほうから補足のご答弁をさせていただきます。

今、いろいろ議員のほうからお話しございましたように、インボイス制度、制度自体非常に難しいとかややこしい制度で、制度の影響については、本当に小さい零細企業の方、個人の事業者の方、大変全国的にそういった事業に及ぼす影響は非常に大きいと私自身認識をしております。

やはり先ほど議員のほうからお話がありましたように、そういった事業者の方いかにサポートしていくかというのが、この制度周知の一番大事なことかなと思っております。やはり事業者に身近な市町村からいろんなサポートをしながら支えていくというのが大変重要だと思いますので、町の中の関係部局と内部的にも調整しまして、事業者の方がよりスムーズに制度導入に向けて混乱がないように、万全の体制を準備していきたいと思っておりますので、ご理解のほうよろしくをお願いします。

以上でございます。

○8番 飯田雅広君

今、身近な自治体というようにお話がありました。本当にそのような蟹江町になっていただきたいなというふうに思います。

それでは、次に、シルバー人材センターも大きな影響を受けると思っていますので、シルバー人材センターに関してお聞きをいたします。

インボイス制度におけるシルバー人材センターの動向についてお聞きをいたします。

シルバー人材センターの状況を考えますと、現在、センターが就業会員に支払う配分金は、考え方として消費税を含んでおります。また、会員は、年間配分金が1,000万円を超えない免税事業者と思われる。インボイス制度導入後は、免税事業者である会員は、適格請求書を発行できないため、シルバー人材センターとして消費税額控除を行うことができなくなり、消費税相当額を新たに負担し、納税する必要があります。しかしながら、公益法人であるシルバー人材センターは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律に定める収支相償の原則により、新たに生じる税を賄う財源がありません。この現状を踏まえ、質問いたします。

まず、蟹江町シルバー人材センターがインボイス制度の対象となることへの蟹江町の見解をお伺いします。

○介護支援課長 後藤雅幸君

それでは、ただいまのご質問についてお答えをさせていただきます。

シルバー人材センターが新たな税負担を強いられることは、運営上の重大な問題につながりかねないため、大変心配をしております。今後、シルバー人材センターと情報を共有しながら対応を検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○8番 飯田雅広君

重大な問題という認識だということでした。

それでは、このインボイス制度について、公益社団法人全国シルバー人材センター事業協会や、公益社団法人愛知県シルバー人材センター連合会は、どのようなお考えを持っているのかお伺いをいたします。

○介護支援課長 後藤雅幸君

それでは、ただいまのご質問についてお答えをさせていただきます。

公益社団法人全国シルバー人材センター事業協会及び公益社団法人愛知県シルバー人材センター連合会は、地域のシルバー人材センターに働きかけ、全国の地方議会を通じて、国にインボイスについて特例を求める意見書を提出しております。要望事項としまして、まず1つ目が、シルバー人材センターに対するインボイス制度の適用を除外すること。2つ目としまして、少額所得事業者について、インボイスの発行を免除し、かつ仕入控除についても帳簿などで行うことができることとございます。

地方議会における意見書の採択状況でございますが、令和4年3月31日時点で全国の150の議会で意見書が採択をされております。

以上でございます。

○8番 飯田雅広君

蟹江町も意見書が出てきて、採択されました。なかなかそういったような要望しかできないかなというふうに思います。ぜひとも国が少しでも動いていただけたらなというふうに思いますけれども、そういったインボイス制度がもたらす蟹江町シルバー人材センター及び会員の配分金への影響はどのようになるかお聞きいたします。

○介護支援課長 後藤雅幸君

それでは、ただいまのご質問についてお答えをさせていただきます。

免税事業者であるシルバー人材センター会員の配分金については、仕入税額控除ができないため、シルバー人材センターが会員に支払っている配分金に係る消費税額を会員に代わって支払うこととなります。そのため、シルバー人材センターが消費税を負担するための対応方法として考えられるのが、シルバー人材センターへ発注する料金の値上げをするか、またはシルバー会員への配分金の引き上げをするなどの対応が必要になると考えられます。

以上でございます。

○8番 飯田雅広君

配分金を引き上げる、引き下げる。

○介護支援課長 後藤雅幸君

失礼いたしました。先ほどの私が申し上げた答弁の中で、シルバー会員への配分金額の引き下げと申し上げるべきところを引き上げと申し上げましたので、訂正をさせていただきます。失礼いたしました。

○8番 飯田雅広君

じゃあ発注の値段を上げるか、会員さんに払う配分金を下げるということですね。

それでは、次に、インボイス制度が適用された場合の蟹江町シルバー人材センターの経営に与える影響と、蟹江町シルバー人材センターが受ける金額的な試算があれば教えてください。

○介護支援課長 後藤雅幸君

それでは、シルバー人材センターが受ける金額的な試算についてお答えをさせていただきます。

蟹江町シルバー人材センターの令和2年度の実績額に基づいて試算をさせていただきますと、令和2年度のシルバー人材センターの配分金は7,753万4,639円でした。インボイス制度開始後、免税事業者からの仕入れは、6年間仕入税額控除相当額の一定割合を控除可能な経過措置が設けられるため、制度開始後1年目から3年目までは、1年度当たりの消費税負担額は約141万円、4年目から6年目までの1年度当たりの消費税負担額は約352万円、7年目以降の消費税負担額は約705万円と試算が出ております。

シルバー人材センターの運営は、大変厳しい状況になるであろうというふうに考えております。

以上でございます。

○8番 飯田雅広君

今の答弁にあったとおり、本当に経営のほうが悪しくなっていくんだろうなというふうに思います。

民生部長にお伺いいたします。

シルバー人材センターは、シルバー世代が仕事や社会奉仕活動等を通じて生きがいのある生活を送って、高齢者の能力を生かした活力ある地域社会に貢献することを目的としております。定年退職後、いわゆるシニアライフを過ごすために必要となる貯金額ですけれども、これは年々増加傾向にあります。平均寿命が延びているため、医療費が増加傾向にありますし、物価の上昇も考慮しなければならなくなってきております。老後資金が足りないのかもしれない。ではどうすればいいのかというと、もう答えは単純です。定年退職後も60代、70代、場合によっては80代になっても働くしかないと思います。

それでは、このような中で、先ほど答弁にあったとおり配分金を減らす可能性もあるとい

うことでした。これはどうなのでしょう。シルバー人材センターの意義や、現実的な老後資金という面からも、このシルバー人材センターへのもっとしっかりとした町のサポートが必要ではないのかというふうに思います。そのことに関してどのようにお考えかお答えください。

○民生部長 寺西 孝君

議員からは、シルバー人材センターについて取り上げていただきました。今後、高齢者の方が安心して就労できる環境づくりのために、しっかりと向き合って対応していかなければならないというふうに考えております。

民生部におきましては、他にもNPO法人であったり障害者の就労支援事業所であったり、いわゆる消費税の申告納税が免除されている事業者、数多くございます。そして、それぞれの事業者さんが行っていらっしゃる社会経済活動というのは、あくまでも営業利益を追求しているわけではなくて、社会福祉事業の一環として行っていただいております。したがって、このインボイス制度につきまして、それぞれの事業者さんから様々なご意見が出されていることも私どもは承知をしておるところでございます。これについて、国から対応策が今後出てくるのか否かにつきまして、今注視をしておるところでございます。

インボイス制度の導入に当たりましては、事業者の皆さんにとって過大な事務負担とならない制度の運用となるように望んでおるところでございます。

以上でございます。

○8番 飯田雅広君

人生において3大お金がかかることとしては、住宅取得資金と教育資金と老後資金です。例えば結婚して子供が生まれれば、教育資金の心配をしなければいけませんし、子供がやっと大きくなったなと思った頃には、またお家を買っているので住宅ローンがあったり、やっとそれが終わったと思った最後に、自分の老後の心配をしなければいけません。何年前に、老後資金で何千万円要するというような報道もありました。本当に今、元気な高齢者、いっぱいいらっしゃいますので働けるとおもいます。やはりそういった中でこのインボイス制度がもたらす影響というのは本当に大きいとおもいますので、ぜひともそういった方が安心して働けるような、そういった蟹江町になってほしいなというふうに思っております。

それでは、最後に町長にお聞きをいたします。

これまでの質問をしてきたとおり、インボイス制度の影響はかなり大きいと考えます。インボイス制度は国の進める制度ですので、制度そのものに関して町として意見を述べる立場にないと思います。そこで、そのことに関してはお聞きをいたしませんけれども、インボイス制度が始まれば、小規模事業者にとって非常に厳しい時代がやってくることは間違いがありません。

私も税理士事務所に勤めておりましたけれども、消費税が一番嫌いでした。よく間違えま

しかし、仕組みも複雑です。それをそれなりに知識のある私でも嫌だなと思っていたものが、消費税の知識のない免税事業者の方が申告書を例えば自分で作って申告するのか、本当に大変な負担だと思います。自分がやっていたからこそ心配をしているんです。そういった中で、この小規模事業者にとっては本当に厳しい時代が来る中で、その点について町長のお考えと、蟹江町として援助や対策の考えが町長にあるのかお聞きをいたします。

○町長 横江淳一君

それでは、飯田議員のご質問にお答えをしたいと思います。

税理士事務所にお勤めだということで、多分この中で一番お詳しいんじゃないのかなというふうに思います。我々もかつて小規模ながら商売をさせていただいておりました。簡易課税を取るのか、それとも消費税を出すのかということで税理士さんとお話をさせていただいたことはちょっと昔ではありますけれども。今も小規模で商工会の会員の方ですけれども、小規模で商売をお続けになってみえる方、たくさんおみえになるというふうに私自身は思っています。本当に危惧する状況ではありますが、先ほど飯田議員もおっしゃっていたように、我々がこの制度に対して云々という立場ではありませんので、まずはそのことについてはご勘弁を願いたい。ただ、蟹江町でそういう商売を長年やってみえる方が苦しむという状況については、国からの制度もあるやに聞いております。ただ、まだまだちょっと我々も深く理解をしていないという部分がありますので、実際にこの制度が始まる来年の10月でありますので、先ほど来担当課長からも話がありました商工会、そして県税も含めてでありますけれども、いろんなアドバイスをいただきながら、シルバー人材センターのことに今話になっておりますが、これも蟹江町だけではございませんし、日本全国あるわけでありますので、高齢者の生きがいをなくすような、そんな施策を進めるというのも、これも大変なことであります。いろんなところからの支援施策が私は出てくると思っておりますので、今の時点ですぐにかく考え得ることは、国からの支援制度があるということも聞いておりますのと、軽減制度がある、経過措置があるということ、そして、まずはこのインボイス制度の内容をしっかり把握できるべく、商工会にいろいろお願いをしながら情報を発信するということが、町としての一番の役割だと思っておりますので、ぜひともまたそれに詳しい飯田議員にはお力添えをいただければありがたいというふうに思っております。

○8番 飯田雅広君

消費税というものは、預り金です。本当のところ言えば。

(「違う」の声あり)

いやいや、これは預り金です。ですけれども、小さい事業者は、これが運転資金になっていくんです。どうしても資金が足りないのです。ですので、非常にこの消費税、私、税理士事務所に勤めていたときに、課税事業者になったらやはり自分では計算できないので、なるべく税理士さんに頼んでくださいというのをお話をしてきました。税務に関しましては、私、

仕事をしておりましたので若干町民の方よりも知識はあるかなというふうには思っておりますけれども、本当にこの消費税、複雑ですし間違えやすいです。きちんと納税しようと思っても間違えて、また税務署から何か言われるというのも本当におかしなことだと思います。免税事業者の方が課税事業者になれば大きな負担にもなりますので、事業者の皆さんにできるだけ負担にならないよう、しっかりとしたサポートを蟹江町にはお願いをいたしまして、私の一般質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長 佐藤 茂君

それでは、以上で飯田雅広君の質問を終わります。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

どうもご苦労さまでございました。

(午後4時28分)